
今治市こども計画

令和7年3月

今 治 市

はじめに



本市は本年1月、12の地域が1つとなった「大今治家」の誕生から20年の節目を迎えました。この20年間で、少子高齢化の急速な進行、女性の社会進出の増加など、私たちを取り巻く環境はこれまでになく大きく変化しています。

このような中、本市では子育て支援を最重要施策と位置づけ、国に先駆け機構改革に取り組み、母子保健、福祉、教育の連携強化、相談窓口の一本化を行い、今治版ネウボラの切れ目ない子育て支援を推進しています。広い市域全体に今治版ネウボラの重層的な子育て支援がいきわたるよう環境を整え、誰もが安心して子育てができるよう地域全体で子育て家庭を支えます。

令和5年4月、こども基本法施行により市町村こども計画を策定することが努力義務となったことを受け、令和7年3月をもって計画期間が満了する「第2期今治市子ども・子育て支援事業計画」を発展させるとともに「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「次世代育成支援行動計画」を内包する、子育て支援の包括的な計画である「今治市こども計画」を策定することとなりました。

本計画の基本理念「つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～」のもと、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」を目指し、今治版ネウボラをもう一段加速させて子育ての壁を打破し、すべての子育て世帯が「今治で子育てして良かった」と感じられる「子育ての理想郷」を実現できるよう施策を推進してまいります。

計画の策定にあたり「今治市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、ニーズ調査やアンケート調査にご協力を頂きました市民の皆様、ワークショップ等でたくさんの意見を出して頂きました子ども・若者の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、引き続き今治市の子ども・子育て支援をはじめとする施策の推進に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

今治市長 徳永 繁樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと法的根拠	2
3 計画の対象と期間	5
4 計画の策定体制	6

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

1 今治市の現状	7
2 こども・子育てに関する市民の意識調査の結果から	13
3 こども・子育て支援施策の取組状況	19
4 こどもまんなか社会の実現へむけて	21

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	24
3 施策体系	25

第4章 施策展開

基本目標1 こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る	26
基本目標2 こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援	29
基本目標3 こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消	35
基本目標4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ	45

第5章 個別計画

1 今治市子ども・子育て支援事業計画	48
--------------------	----

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて	66
2 情報の提供・周知	68
3 広域調整や県との連携	68

資料編

1 今治市子ども・子育て会議条例	69
2 今治市子ども・子育て会議委員名簿	71
3 策定の経緯	72
4 アンケート調査結果	73

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、急速な社会情勢の変化や若者の結婚や子どもに対する意識が大きく変化していく中、異次元の少子化対策を推進し、将来を担う子どもに関する施策を強力に推進するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させました。また同日にこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう基本理念を定め、こども施策の基本となる事項が定められました。

また同年12月にはこども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定め、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えています。こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障します。そして、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。

今治市では国の動きに先立ち、令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定し、関係機関の連携強化、窓口の一本化、市域の広さや多様なライフスタイルに合わせた対応など、妊娠期から18歳までの子どもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。

「今治市こども計画」（以下、「本計画」）は、「こども大綱」の趣旨を踏まえ、これら社会の課題に対応しながら、こども・若者の成長と子育てを支援する取組を総合的かつ一体的に推進し、さらなる充実を図ることを目的に策定します。

「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。一定の年齢で線を引くことがないように「こども」と平仮名表記がされています。そのため、本計画においても、特別な場合（法令に根拠がある、固有名詞等）を除き、「こども」を用います。

2 計画の位置づけと法的根拠

(1) 計画の位置づけ

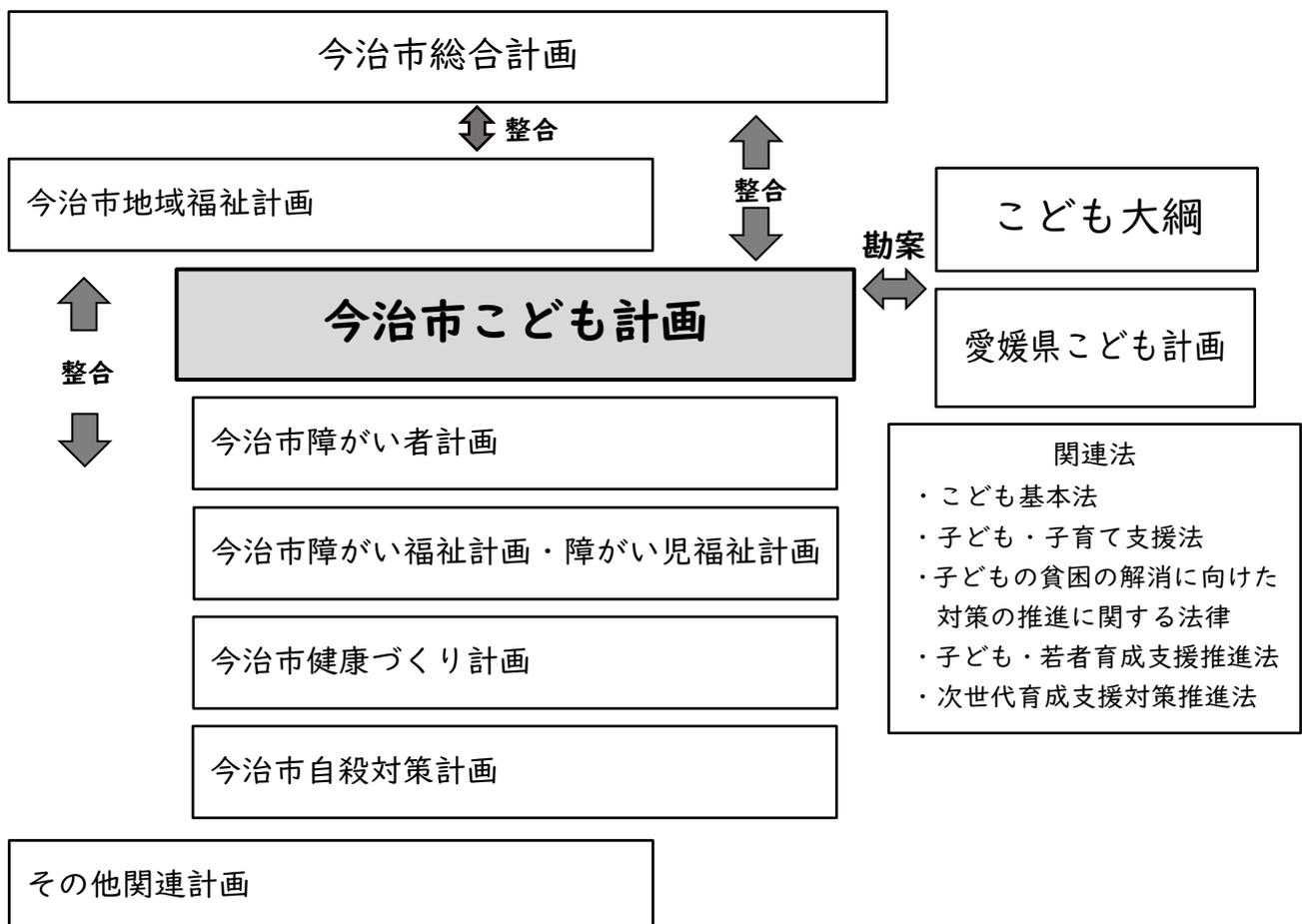
本計画は、令和4(2022)年に制定されたこども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」として、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して作成するものです。

また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、こどもに関する次に掲げる法定計画を内包する総合的な計画です。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子ども貧困対策計画」
- ③ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「今治市総合計画」をはじめ、「今治市地域福祉計画」や他の関連する計画との整合性を図ります。

■本計画の関連計画



(2) 計画の法的根拠

① こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

本計画は、こども基本法が定める「市町村こども計画」です。

※こども施策とは、①新生児期から思春期の各段階を経て、大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、②子育てに伴う喜びを実感できるようにするための就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、③家庭における養育環境、その他のこどもの養育環境の整備などを目的とする施策のことです。

<こども基本法の基本理念について>

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



出典：こども家庭庁 HP

②こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めており、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化されたものです。

こども大綱が目指すのは、「こどもまんなか社会」の実現であり、それは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことです。

本計画は、「こども大綱」を勘案して策定されるこども施策についての計画です。

③子ども・子育て支援法

「子ども・子育て支援法」は、すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、こども及び子育ての支援に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の必要な措置をとる法律であり、「子ども・子育て支援法」と他の2法による「子ども・子育て支援制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられました。

本計画は、「子ども・子育て支援法」が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包します。

④子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」は、貧困によりこどもたちが適切な養育や教育、医療を受けられない、多様な体験ができない、権利が侵害される、社会から孤立することなどを防ぐために、こどもの貧困解消のための基本理念を定め、国やその他の責任を明確にし、対策を総合的に推進する法律です。

本計画は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が定める「市町村子どもの貧困対策計画」を内包します。

⑤子ども・若者育成支援推進法

「子ども・若者育成支援推進法」は、こどもや若者が将来の社会を担う大切な存在であり、健やかな成長が社会の発展の基盤となることを前提として、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援や施策を総合的に推進するための法律です。

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」が定める「市町村子ども・若者計画」を内包します。

⑥次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」が定める「次世代育成地域行動計画」を内包します。

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

妊娠期から18歳までの子どもを育てる全ての世帯を対象にした今治版ネウボラの子育て支援をさらに拡大し、子ども大綱の理念に基づき、本計画については全ての子ども・若者、子育て家庭を対象としています。

子ども・若者の範囲は、原則として0歳から概ね29歳までとしますが、施策の内容や個別の課題により、年齢で区切ることなく成長の過程にある子ども・若者を対象とします。

	0歳	15歳	18歳	30歳
子ども	[対象範囲]			
若者		[対象範囲]		

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
今治市子ども計画	第2期今治市子ども・子育て支援事業計画					◆今治市子ども計画◆ 第3期今治市子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画 次世代育成地域行動計画				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「今治市子ども・子育て会議条例」に基づき、学識経験のある人、関係団体の代表者、その他こどもの育成及び子育て支援対策への意欲がある人からなる「今治市子ども・子育て会議」を開催し、協議の上、策定しました。

(2) アンケート調査の実施

令和5年12月に未就学児と令和6年6月から7月に小学生の保護者を対象として実施した「子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査」、令和6年6月に小学生・中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活状況に関する実態調査」、令和6年6月から7月に18歳から29歳の市民を対象として実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」を計画策定の基礎資料としました。

(3) こども・若者へのヒアリングの実施

令和6年9月に18歳から22歳の若者を対象とし、また令和6年12月に15歳から25歳までのこども・若者を対象としたヒアリングをワークショップ形式で実施し、こども・若者の意見を聴取して計画策定の基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

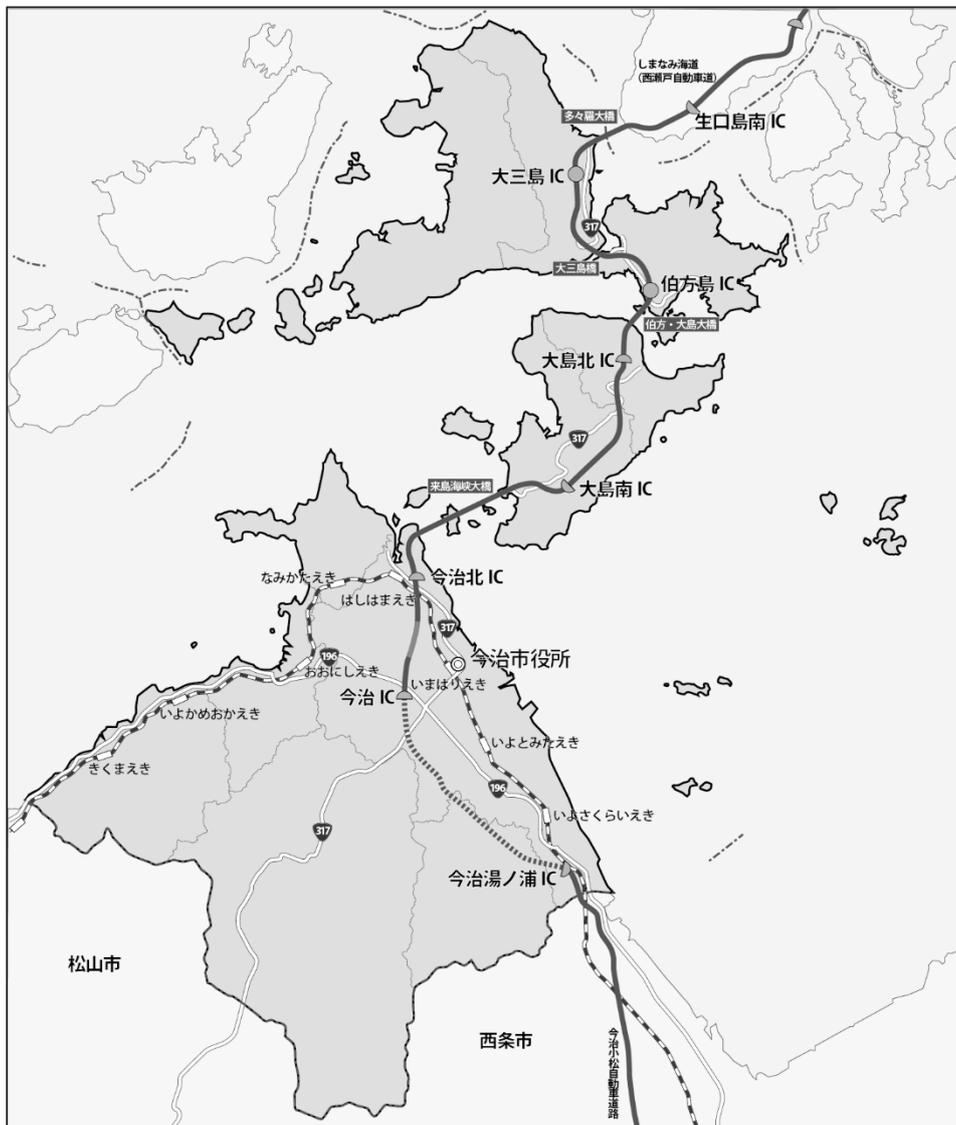
パブリックコメントを令和7年1月に実施し、市民から広く意見聴取を行い、計画書に意見反映を行いました。

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

1 今治市の現状

(1) 今治市の概要

本市は、愛媛県の北東部・瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、高縄半島と芸予諸島にまたがり、中心市街地がある平野部や、緑豊かな山間部、そして、瀬戸内しまなみ海道、安芸灘とびしま海道が架かる世界有数の多島美を誇る島しょ部からなる変化に富んだ地勢で構成されています。平成17年1月、旧今治市及び旧越智郡11か町村の合併により、新「今治市」が誕生し、松山市に次ぐ県下第2の都市として現在に至っています。

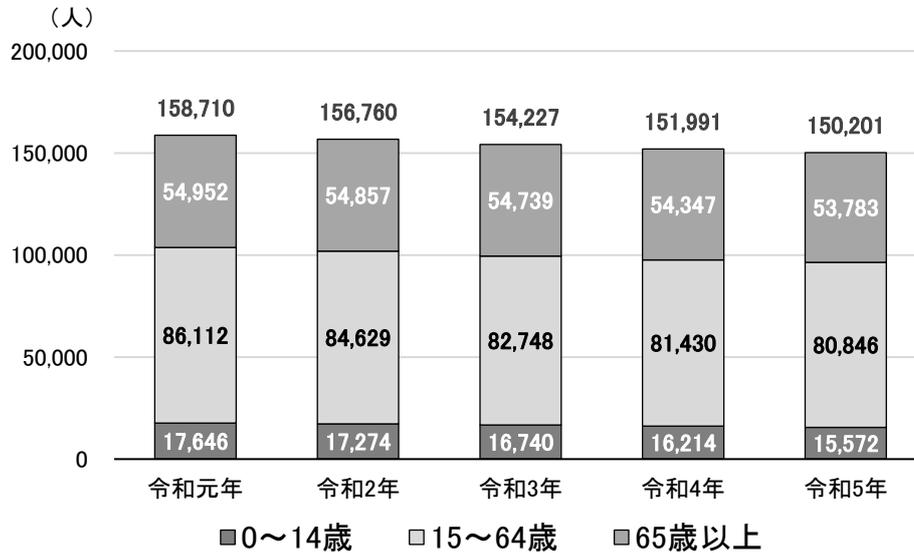


今治市地図

(2) 統計による今治市の状況

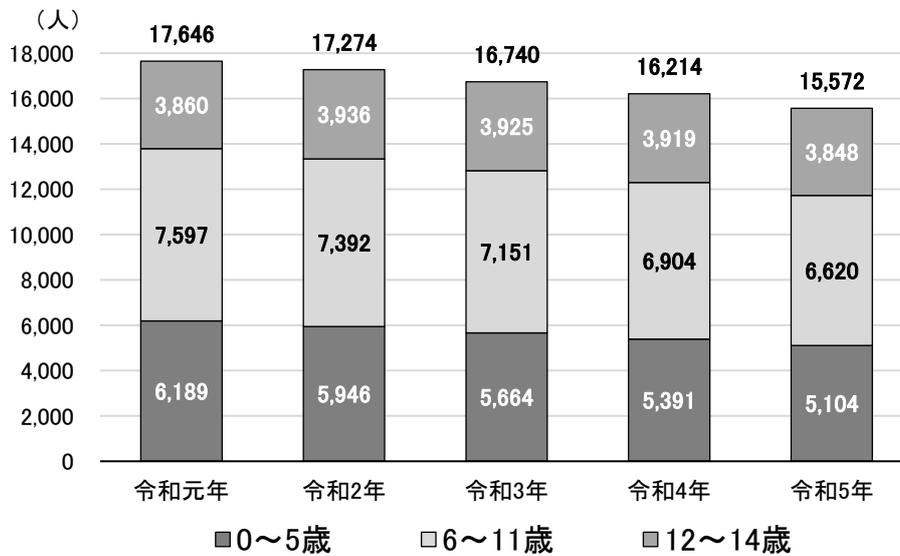
①人口・世帯の動向

■年齢3区分別人口の推移



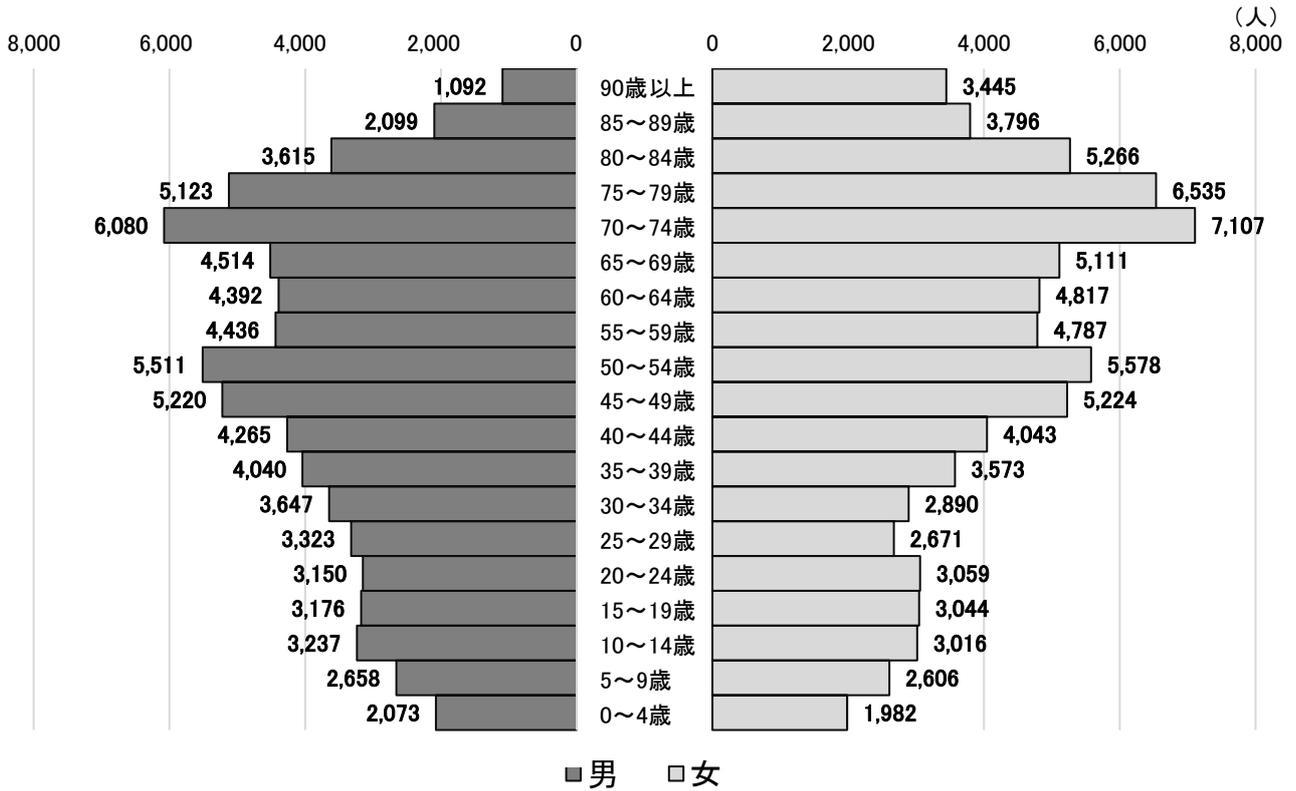
出典：住民基本台帳（各年10月1日）

■年少人口の推移



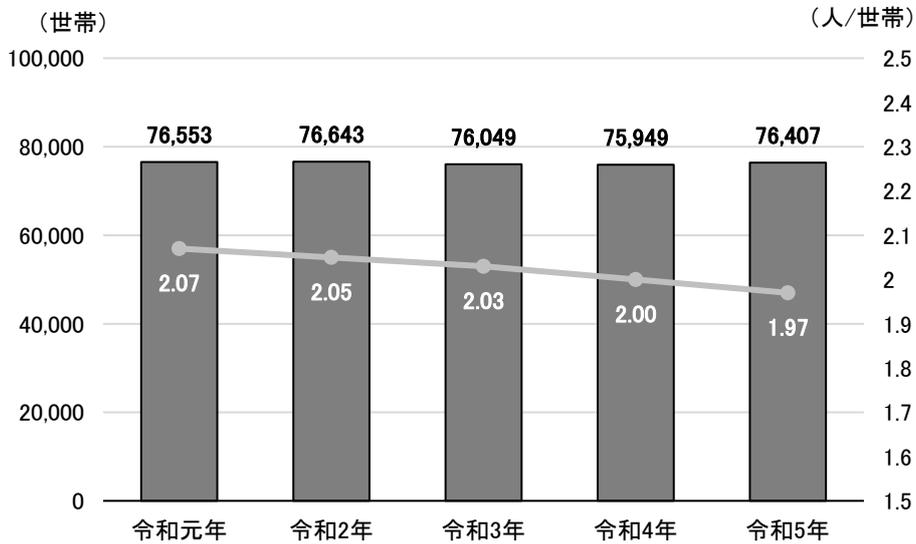
出典：住民基本台帳（各年10月1日）

■人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和5年10月1日）

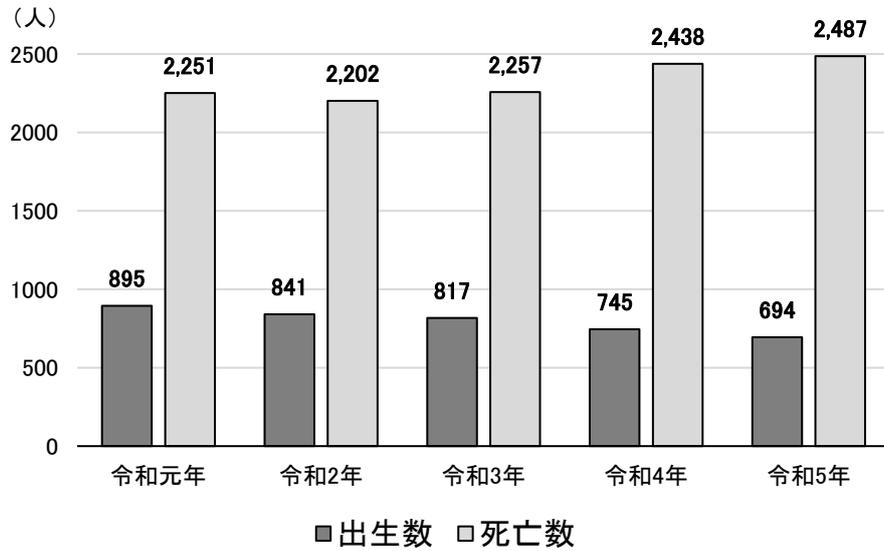
■世帯数の推移



出典：住民基本台帳（各年10月1日）

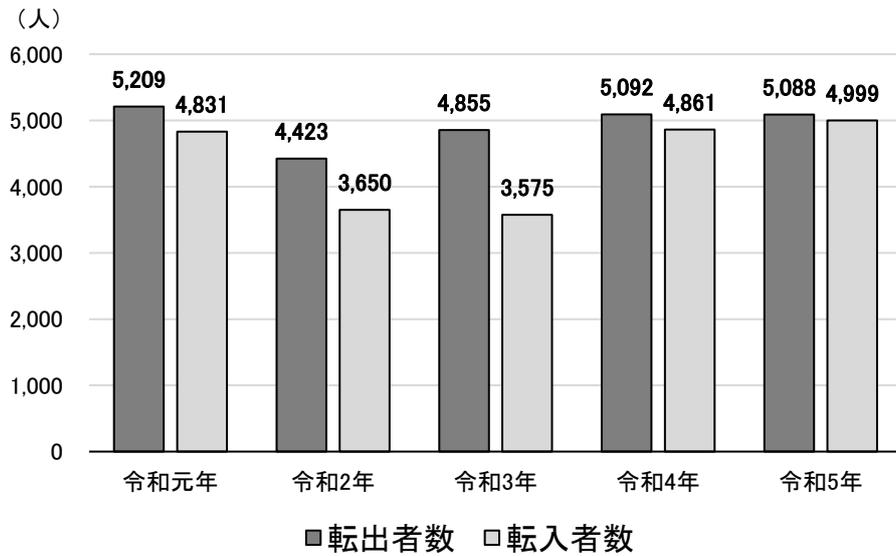
②人口動態等の状況

■出生数・死亡数の推移



出典：市民課

■転入者・転出者の推移

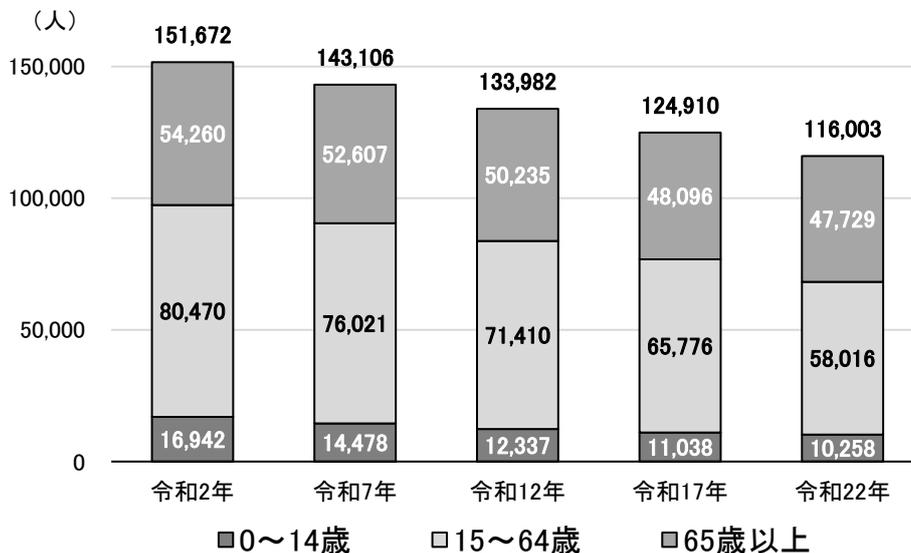


出典：市民課

③推計人口

■将来推計人口

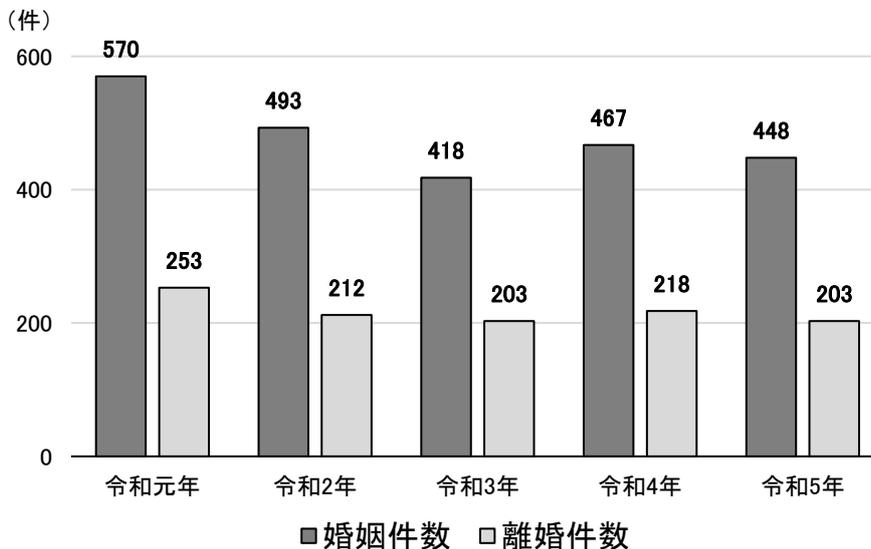
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所
 ※令和2年は、国勢調査による実績値

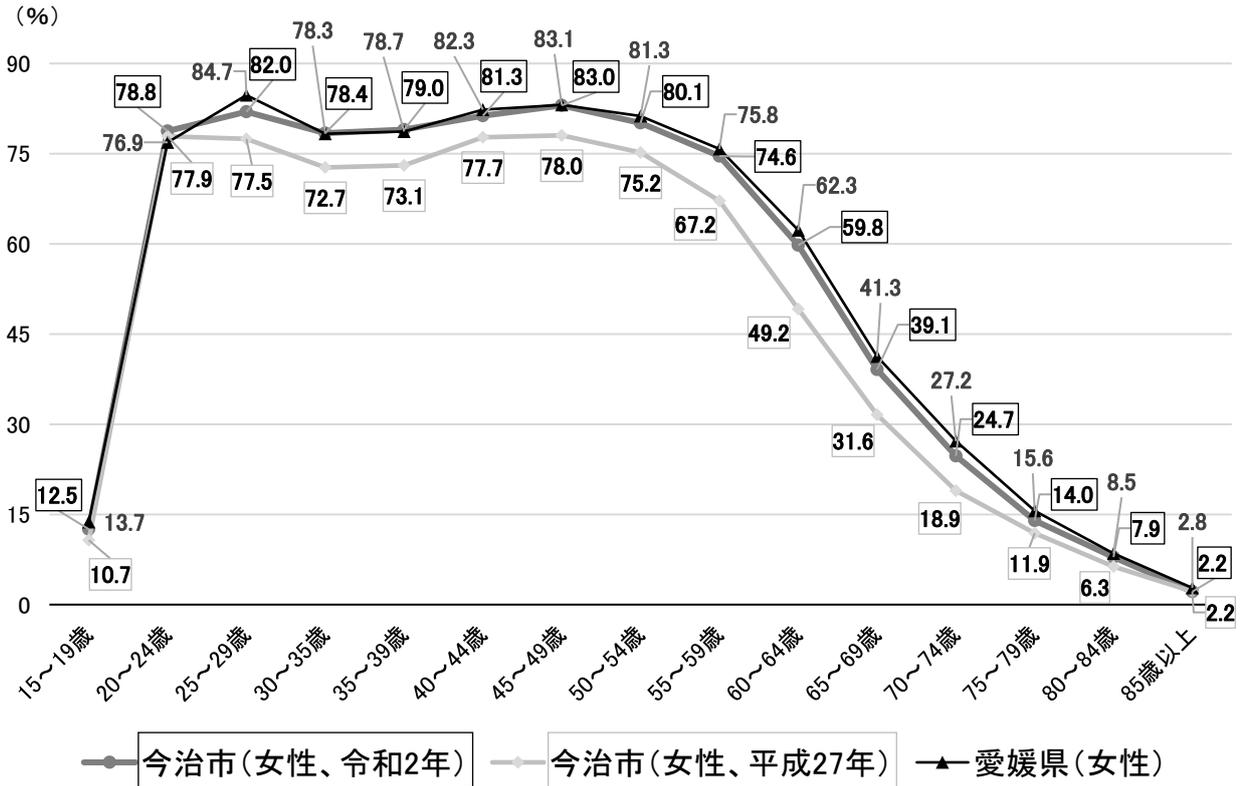
④婚姻・女性の就業率の状況

■婚姻・離婚件数の推移



出典：市民課

■女性の就業率の推移



出典：平成27年、令和2年国勢調査

2 こども・子育てに関する市民の意識調査の結果から

(1) こどもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査

①調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、確保を図るべき教育・保育・子育て支援に関するニーズを把握し、こどもや保護者に対する支援を充実させることを目的としています。

②調査概要

【未就学児】

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の未就学児のいる世帯（末子対象）
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和5年12月1日～18日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	2,000件
有効回収数・率	897件・44.9%

【小学生】

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の小学校に通う小学生のこどものいる世帯
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和6年6月21日～7月16日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	1,000件
有効回収数・率	430件・43.0%

③調査結果からみえる課題

- ・母親が就労している割合をみると、現在就労している人が、小学生保護者で8割を超えており、就労していない人についても就労希望が5割を超えています。一方、こどもを預かってもらえる親族・知人がいない人が1割を超え、親族や知人がいても心配・心苦しい・不安がある人が半数を超えていることから、こどもの預かりについての問題が生じる可能性があります。

- ・この1年間で、こどもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった時の対処法についてみると、「母親が休んだ」が7割近く（パート・アルバイトでは8割を超えている）を占め、「仕方なくこどもだけで留守番させた」が、小学生保護者で7.2%となっています。その一方、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター等の利用は2%以下となっており、支援サービスの周知や利用方法の紹介などにより利用促進を図る必要があります。
- ・今治市で行われている子育て支援事業について、認知度の低い事業が複数ありました。また、今後利用したい事業をみると、小学生保護者では「子育てファミリー応援ショップ事業」と「児童館」が約40%、未就学児保護者でもそれぞれが6割を超えている一方、利用希望が2割以下の事業が複数あることがわかりました。支援が必要な人に支援が届くよう、事業についての周知、利用促進を図る必要があります。
- ・子育てに関する不安や負担がある人の割合では、未就学児保護者、小学生保護者ともに、過半数が不安や負担があると回答しており、子育てに関して気軽に相談できる人については、「祖父母などの親族」が7割を超え、「友人・知人」が6割を超えている一方、「いない」と回答した人が3.5%存在し、公的機関はすべて5%未満となっています。子育てに関する不安や負担を解消するためにも相談窓口についての周知を継続して行う必要があります。
- ・育児休業の取得についてみると、「取得していない」人の割合が母親で約1割以上、父親8割以上となっており、子育て世代が仕事と家庭生活の両立を図るために、育児休業を取得しやすくするための環境を整える必要があります。
- ・行政の支援の充実についての希望をみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに、「経済的援助の拡充」「公園や屋内施設の整備」「医療体制の整備」が高い割合となっています。
- ・今治市の子育て環境や支援への満足度をみると、5年前の調査と比較して満足度は向上してきていますが、満足度が低い人も2割程度おり、「フルタイム」で就労している人において、満足度が低い人の割合が比較的高くなっています。働く親へのサポートを拡充し、さらに子育て環境の整備や支援を充実させる必要があります。

(2) こども・若者の意識と生活に関する調査

①調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、こども・若者が日常生活で感じていることや意識していることを把握し、こども・若者の生活の質の向上を目的としています。

②調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内在住の18歳～29歳の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年6月28日～7月31日
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答のハイブリッド方式
配布数	1,180件
有効回収数・率	260件・22.0%

③調査結果からみえる課題

- ・自分自身についての設問において、「今の自分が好きだ」の問いに「あてはまらない」と答えた人の割合が、3割を超えています。「自分自身に満足している」に「あてはまらない」人は半数近くいます。自分が幸せだと思わない人が1割以上、孤独であると感じている人も同様に1割以上おり、自分に対して否定的な傾向がある人が多くいることが伺えます。自己実現を図る教育の充実、ストレスや不安を感じる人へのメンタルサポート、若者が社会に貢献できる機会を増やすコミュニティ活動の促進などに取り組み、若者の自己肯定感・幸福感を高める必要があります。
- ・自分の将来について、3割の人が「希望がない」と答えており、「自分が20年後どうなっていると思うか」の問いでは、過半数の人が「多くの人の役に立っていない」、3割を超える人が「こどもを育てていない」、同じく3割を超える人が「結婚していない」、2割の人が「幸せになっていない」と回答しています。若者が将来に対し希望を持てるように、自分の趣味や才能を発揮できる多様なスキル開発や研修等の提供、若者が安心して働ける環境の整備、自分の夢を追求できるような支援が求められます。
- ・社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった状態の改善に役立ったことについては、「家族や親類の助け」「友人の助け」「時間がたって状況が変化した」が上位を占めていますが、相談機関を挙げている人は概ね5%以下となっています。また、若者を対象とした育成支援機関等の認知度をみると、「職業安定所等の就労支援機関」「児童館」「児童相談所」が4割前後ですが、他の機関についてはそれぞれ概ね2割以下となっています。若者を対象とした支援や相談窓口の体制整備とともに、周知の徹底を図る必要があります。
- ・若者の結婚希望は7割を超えていますが、結婚していない理由をみると、「まだ出会っていないから」は4割の人が答えており、「お金がないから」3割、「自分に自信がない」が2割を超えています。また、少子化対策における若い世代への取組について重要だと思えるものをみると、「結婚・妊娠・子育てに夢を持てる環境づくり」と「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」がともに7割を超え、最も高くなっています。若者の結婚への希望を実現できるよう、若者が結婚しやすい環境を整え、結婚や子育てをすることへのハードルを下げる必要があります。

(3) こどもの生活状況調査

①調査の目的

本調査は、「こども計画」策定の基礎資料として、こどもたちが直面している貧困の現状を詳細に把握し、適切な支援策を実施し、こどもたちが健やかに成長できる環境を整え、貧困の連鎖を断ち切ることを目的としています。

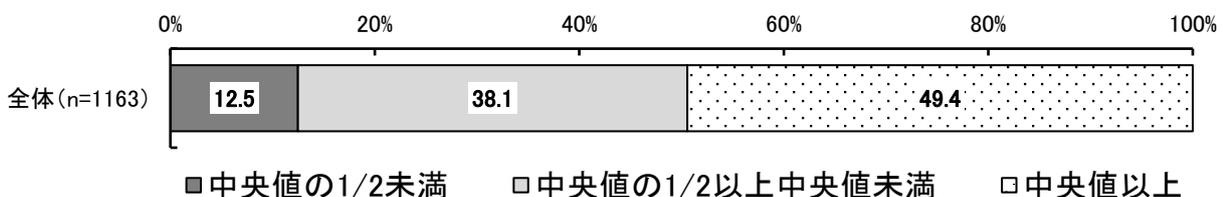
②調査概要

調 査 地 域	今治市全域	
調 査 対 象 者	小学生	今治市立の小学校に通う小学5年生
	中学生	今治市立の中学校に通う中学2年生
	保護者	上記小・中学校児童生徒の保護者
抽 出 方 法	小学生・中学生の対象学年在籍者	
調 査 時 期	令和6年6月7日～令和6年6月21日	
調 査 方 法	学校を通じての配布・回収	
配 布 数	小学生：1,102件、中学生：1,061件、保護者：2,163件	
有効回収数・率	小学生：942件・85.5%、中学生：800件・75.4%、保護者：1,250件・57.8%	

◎等価世帯収入の算出結果

分類	今治市	国
中央値となる等価世帯収入	267.4万円	317.5万円
中央値の1/2となる等価世帯収入	133.7万円	158.8万円
中央値の1/2未満	貧困の課題あり 12.5%	12.9%
中央値の1/2以上中央値未満	貧困の課題を抱えるリスクあり 38.1%	36.9%
中央値以上	49.4%	50.2%

・今治市の等価世帯収入の水準



③調査結果からみえる課題

保護者・こどもの生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、今治市の現状を分析しています。

■調査結果

- ・今治市の等価世帯収入の水準を世帯の累計別に「中央値の1/2未満」の率をみると、ふたり親では6.9%のところ、ひとり親、特に母子世帯において54%が該当しており、貧困の課題がある割合が高くなっています。
- ・現在の暮らしの状況について、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、中央値の1/2未満の世帯やひとり親世帯では、回答者の半数以上が生活の苦しさを感じています。
 - ◇（全体）苦しい+大変苦しい=29.6%
 - ◇（中央値の1/2未満）苦しい+大変苦しい=64.8%
 - ◇（ひとり親）苦しい+大変苦しい=52.0%
- ・また、「中央値の1/2未満」の世帯では、食料や衣類が買えないことがある率、食事の頻度において1日3食の食事をとっていない日がある率が高くなっており、生活面での困難さが目立っており、こどもの健全育成のための環境を整える必要があります。
- ・普段の学校以外での勉強の時間をみると、ふたり親世帯の「まったくしない」割合がひとり親の倍以上となっており、クラスの中での成績では、ひとり親世帯の「上のほう」の割合がふたり親の半分以下となっています。世帯によりこどもの学習に影響が出ていることが分かり、基礎学力の向上の取組や放課後の学習支援を進める必要があります。
- ・将来の進学先をみると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「中学、高校」「中学、高校、専門学校」までと答えた人の割合が他の項目よりも高くなっており、生活面での困窮によって、将来の進学先への希望が低く、進路が狭まっていることが分かり、貧困の連鎖を断ち切るためにも、学習支援等と同時に奨学金などの経済面での支援や将来の進路への希望を上げる取組が必要です。
- ・困っていることや悩みごとがある時の相談先をみると、「だれにも相談できない、相談したくない」の割合が1割を超えています。支援や見守りにあたっては、こどもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、適切な支援につなげていく必要があります。

(4) 意見聴取結果

■子ども・若者、子育て当事者の意見

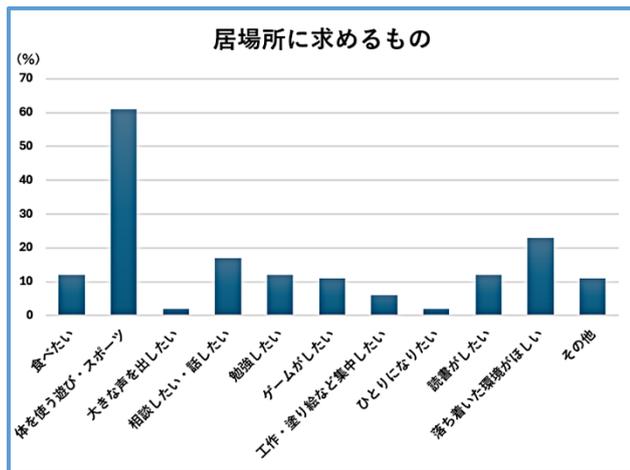
子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、施策をともに進めていくために意見ヒアリングを行っています。

365日ネウボラBOX	ホームページ上に意見箱「ネウボラBOX」を設置して子育て施策や拠点施設について意見を求めている。
こどものいけんBOX	市内7か所の児童館に「こどものいけんBOX」を設置してこどもの居場所についての意見を求めた。
こどもが真ん中親会議	子育て中のお母さん、お父さん、支援者を集め、市長と座談会形式で意見交換を実施した。
中学生議会	中学生が議員となり議会質問を行った。
こどもみらい会議	今治市内の小中高から各校1名が集まり、各地域が持つ魅力や課題について知り、理解を深めながら、将来の今治市について考える会議を開催した。
若者意見ヒアリング	今治市を離れて暮らしている大学生に居場所や結婚観についてヒアリングを行った。

◇こどもの意見（こどものいけんBOXより）



◇若者の意見（若者意見ヒアリングより）



- ・大学生世代に、自治体が発行している子育て支援が伝わっていない。
- ・子育てには経済的負担がかかるイメージがある。
- ・大学進学率が上がるにつれ学費の負担やこどもが増えるとしんどい印象がある。
- ・子育ての支援内容や制度を広報していくこと、若い世代に結婚・子育てに希望が持てる啓発活動の継続が必要ではないか。
- ・若い世代が出会う機会がないと感じている。

◇子育て当事者の意見（こどもが真ん中親会議より）

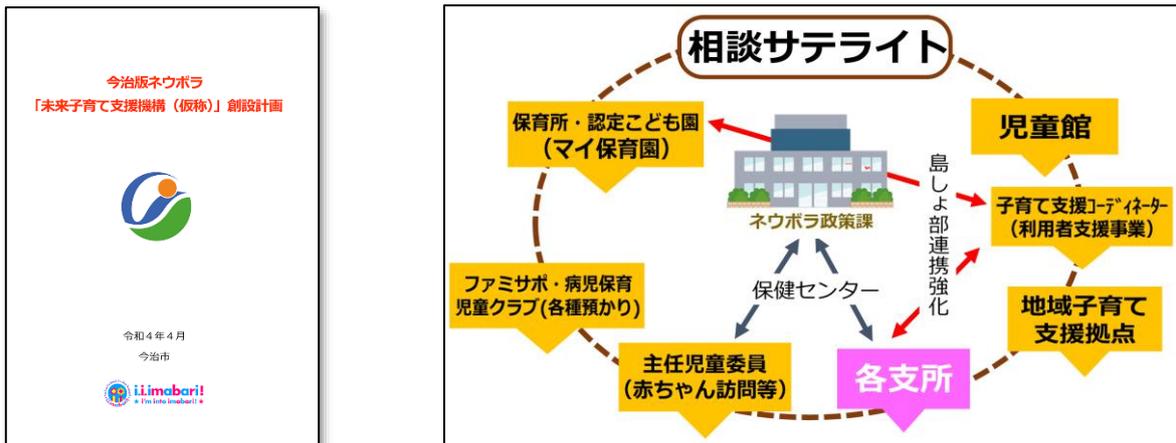
- ・天候に関係なくこどもが遊べる居場所があればいい。
- ・一時保育を気軽に利用したい。
- ・母子保健事業や子育て支援事業の周知が不足している。
- ・子育てひろばで年齢に関係なく遊べたらいい。
- ・公園のトイレや遊具を整備してほしい。
- ・子ども医療費18歳まで無償化がありがたい。

3 こども・子育て支援施策の取組状況

(1) 今治市が取り組む「今治版ネウボラ」の子育て支援

今治版ネウボラの推進

今治市は母子保健、福祉、教育の情報共有と連携強化や、相談窓口の一本化による相談体制の強化、市域の広さや多様なライフスタイルに合わせた対応等の課題に対応するため、令和4年3月に今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画を策定しました。それに基づき組織改革を行い、0歳から18歳までのすべての子育て世帯に寄り添い、子どもの成長や発達過程に応じたきめ細かな支援を切れ目なく行うために、こども未来部にネウボラ政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせ、子育て支援を包括的に行う中核組織「未来子育て支援機構」として位置づけ「今治版ネウボラ」の子育て支援に取り組んでいます。

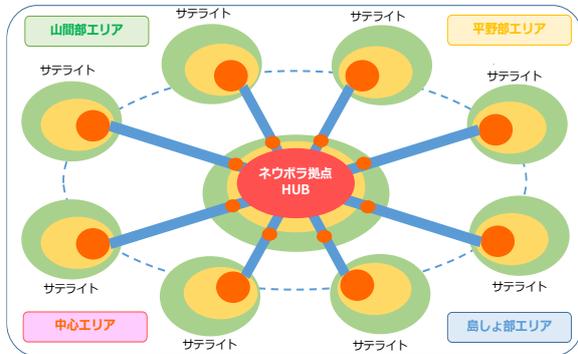


今治版ネウボラ未来子育て支援機構創設計画におけるイメージ図

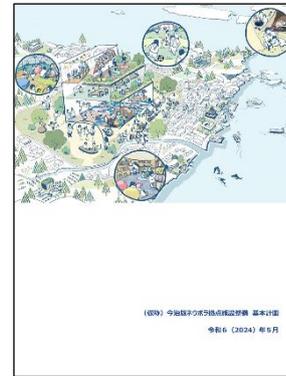
今治市は、妊娠期から18歳までのこどもを持つ全ての世帯に寄り添う「今治版ネウボラ」を強力に推進し、子育て支援、少子化対策に全力で取り組んでいます。こどもたちを地域全体で育てていくために地域の身近な相談窓口の充実や公園などの遊び場・居場所の確保と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、こどもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備に向け計画を進めています。

「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所～こどもが輝く未来を創る～」という基本理念のもと、本市の子育てのランドマークとなる中核を担う施設を整備する計画を進めるとともに、市内各所をネウボラサテライトとして位置づけ、今治版ネウボラの子育て支援を充実させます。

(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想より
ネウボラ拠点施設を中核として地域全体にサテライトが広がる



(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備基本計画



市域の広さや社会の変化に合わせた対応

今治版ネウボラの子育て支援施策が、広い市域にいきわたるようネウボラ拠点施設を中核に、市全体で全ての子育て世代に寄り添った環境の充実を目指しています。

児童館や学校、保育所や地域子育て支援拠点事業所などを「相談サテライト」と位置づけ、地域の身近な相談窓口を充実させるとともに、市内各所の公園などを「遊び場サテライト」として整備を進め、さらに公民館や図書館を「育ちのサテライト」として、市内のどこにいても今治版ネウボラの重層的な子育て支援が受けられるよう整備を進めています。

年少人口の減少や共稼ぎ世帯の増加、核家族化など社会の変化に伴うニーズの変化を捉え、将来にわたって持続可能で、誰もが地域でいきいきと成長し、希望を持って結婚や子育てにチャレンジできる環境の充実を目指します。



4 こどもまんなか社会の実現へむけて

(1) こどもの権利について

- ・こどもの権利に関して、すべての市民が理解できるよう、広く周知し、社会全体で共有を図る必要があります。
- ・愛媛県の発表によると、県内の令和4年度の児童虐待相談件数は、1,741件と、児童虐待への社会的な関心の高まり等を背景とし、高い水準で増加しています。中でも「心理的虐待」の件数が1,000件を超えて最も多くなっています。令和5年度のいじめについての報告では、児童生徒1,000人あたりの発生件数、認知件数では全国で最も低い一方、認知件数自体は全国と同様に増加傾向となっています。このような事態に対して早期発見・早期対応を図るとともに、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる必要があります。
- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う必要があります。こども・若者が地域で成長しながら主体的に社会活動に参画し地域貢献ができる好循環型社会を作っていく必要があります。

(2) 子育て支援サービス等について

- ・乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通して、社会全体でこどもと子育て当事者を支え、こどもの健やかな成長の障壁となる社会的な子育ての壁を取り除く必要があります。
- ・アンケート調査結果からも子育てに関する不安や負担がある保護者が半数を超えています。相談先として、公的機関の相談窓口に対する認識が低く、子育ての不安や負担を解消するためにも、相談体制の整備とともに、保護者への周知を継続して行う必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、こどもが病気やケガの場合の支援サービスの利用の割合が低い状態となっており、周知を徹底するとともに、緊急時の支援として、サービスの利用促進へとつなげることにより、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるように取り組む必要があります。
- ・今治市の子育て環境や支援への満足度では、5年前の調査と比較して満足度が高い人が増加している一方、2割の人が満足度が低いという結果となっています。子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう取り組み、社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者にとって欠かせないものであり、さらに子育て環境の整備や支援を充実させていく必要があります。

(3) こどもの貧困対策について

- ・貧困と格差はこどもや子育て家庭の幸せな状態を損ね、人生における選択の可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下につながることから、貧困と格差の解消を図り、学びや体験の機会と良好な成育環境を確保する必要があります。
- ・アンケート調査結果にあるように、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では多くの困難に直面しており、それぞれの世帯が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を寄り添い、進めるとともに、こどもが自らの将来をあきらめることのないよう、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む必要があります。
- ・こども・若者や子育て家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合い、いじめ、不登校、孤立など様々な形態で表出するものであり、こども・若者自身への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も検討する必要があります。

(4) 若者への支援について

- ・若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保できるよう支援することにより、若い世代が自己肯定感を高め、自らの将来を見通し、将来への希望をもって生きられる社会を築く必要があります。
- ・若い世代が、自らの選択で結婚し、こどもを持ち、子育てしたいと望むとき、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本であると認識し、こども・若者に選ばれるまちづくりを進める必要があります。
- ・アンケート調査結果にあるように、若者を対象とした育成支援機関に関する周知を徹底し、利用促進につなげる必要があります。

第3章 計画の基本理念と施策の展開

1 計画の基本理念

【基本理念】

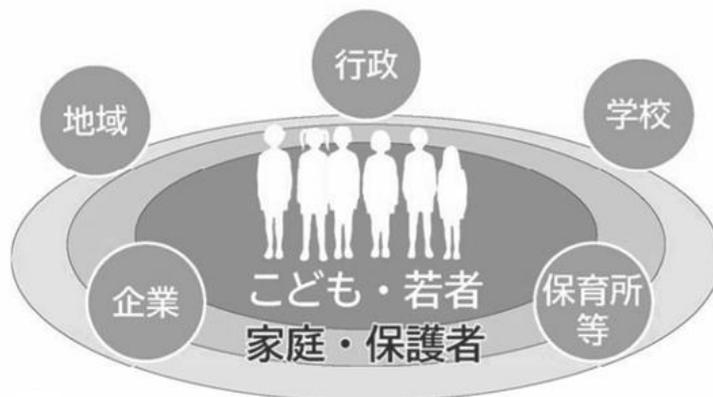
つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども
～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

基本理念において地域で生きる皆がつどい、つながって支えあいながら地域全体でこどもを育てることを表しており、今治市で自分らしく育ち、自ら輝き未来を生きるこどもたちの姿を表現しています。

本計画において、今治市は「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会[※]」を目指し、様々な施策によって子育ての壁を取り除き、すべてのこどもが身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング[※]）を生涯を通じて実現することを支え、安心してこどもを産み、育てられる基盤をつくり、家庭環境や経済状況の違いがあっても、全てのこどもが希望を持って自分らしく安心して生きていけるよう、地域全体で取り組みます。

※こどもまんなか社会：全てのこども・若者が日本国憲法、こども基本法、こどもの権利条約の精神にのっとり、権利の擁護がはかられ幸福な生活を送る社会

※ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に幸せな状態



目指す姿

こどもが自分自身の幸せを実感しながら成長し、地域で心豊かに生活していけるよう、こどもの権利を守り、成長の土台である子育て世帯を切れ目なく支援し、成育環境を整え、持続可能な明るい希望の持てるまちになること

2 計画の基本目標

計画の基本的な考え方である基本理念「つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～」の目指す姿を実現していくために、4つの基本目標を定めます。

基本目標 1

こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

こども・若者を自立した個人として尊重し、自己を確立していく過程を社会全体で支える。意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であることを認識し、その権利を守る。

基本目標 2

こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援

こどもが若者となり、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の機関が有機的に連携し、切れ目なく支える。

基本目標 3

こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

全てのこども・若者が人格と個性を尊重させながら、安全で安心して過ごすことができる環境を整え、困難な状況にある家庭やこども・若者を取り残さず、誰もが多様な学びや、体験活動を通じて成長できるよう支援する。

基本目標 4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

「子育てにやさしいまち今治」を実現し、若い世代が将来を見通して安心して結婚や子育てへ進んで行くことができるよう支援し、ライフプランを描く機会や必要な情報を提供する。

3 施策体系

【基本理念】

つどい、つながり、支えあい 地域で育む今治のこども
 ～ウェルビーイングなまち今治で 自分らしく輝き未来を生きる～

今治版 ネットワーク の子育て支援

○基本目標1

こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る

■成果指標

- ・家族から愛されている、大切にされていると感じるこどもの割合
 【現状（R6）：小学生91.3%、中学生91.9%⇒目標（R11）：増加】
- ・今の自分が好きだと思う若者の割合
 【現状（R6）：63.0%⇒目標（R11）：70%】

○基本施策

- 1) こども・若者の権利の擁護・周知
- 2) こども・若者の意見表明の機会の確保と社会参画の促進
- 3) 虐待やいじめなどの人権侵害の防止とヤングケアラーへの支援

○基本目標2

こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

■成果指標

- ・子育ての環境や支援への満足度
 【現状（R6）：未就学児保護者24.9%、小学生保護者24.4%⇒目標（R11）：増加】

○基本施策

- 1) 妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援
- 2) 相談体制の充実と情報発信の強化

○基本目標3

こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消

■成果指標

- ・最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高いこどもの割合
 【現状（R6）：小学生75.4%、中学生61.3%⇒目標（R11）：70%】
- ・平日の放課後や休日を過ごすことができる場所（児童館等）を利用したことがあるこどもの割合
 【現状（R6）：小学生47.2%、中学生56.6%⇒目標（R11）：70%】

○基本施策

- 1) 健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備
- 2) 子育てや教育に係る経済的支援の充実
- 3) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
- 4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり
- 5) 支援が必要なこども・若者を対象とした支援の充実
- 6) 犯罪などからこども・若者を守る
- 7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

○基本目標4

若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

■成果指標

- ・自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合
 【現状（R6）：68.1%⇒目標（R11）：80%】

○基本施策

- 1) こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成
- 2) 結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える
- 3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進
- 4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

第4章 施策展開

基本目標1 こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、 権利を守る

【こども大綱基本方針1、2】

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

【施策の推進】

- ・こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。
- ・こども・若者の意見表明の機会の確保と社会参画の促進に取り組みます。
- ・虐待やいじめなどの人権侵害や、ヤングケアラーの問題について、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

【成果指標】

- ・家族から愛されている、大切にされていると感じるこどもの割合
 - 現状値（R6）：小学生91.3%、中学生91.9%⇒目標値（R11）：増加
- ・今の自分が好きだと思う若者の割合
 - 現状値（R6）：63.0%⇒目標値（R11）：70%

（1）こども・若者の権利の擁護・周知

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
こどもの権利擁護の推進	◆啓発活動等を通じて、こどもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「こどもの最善の利益」の実現を目指します。	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
家庭における人権教育の推進	◆互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、地区別懇談会や公民館利用者対象の人権・同和教育研修会を継続して実施し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。	市民参画課
学校等における人権教育の推進	◆人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、人権・同和教育全体計画や年間指導計画に基づき、職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、「生きる力」を育むように努めます。	学校教育課
社会教育における人権教育の推進	◆幼児から高齢者のライフサイクルに応じて、生涯学習の視点での自発性に基づく学習ができるよう、公民館等の学習施設を中心に講座の開設や交流活動など、人権に関するさまざまな学習機会の提供に努めます。	市民参画課 生涯学習課
関係機関・関係団体との連携・協力	◆学校や今治地域人権啓発活動ネットワーク協議会の構成員である法務局、人権擁護委員協議会と協力し、市内小学校にて「人権の花運動」を実施します。児童が互いに協力し、花を育てることで、命の大切さや思いやりの心を身につけてもらうことを目的とし、その花を地域に配布することで、地域と交流を深めます。	市民参画課

(2) こども・若者の意見表明の機会や社会参画の促進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
中学生議会	◆将来を担う中学生たちが、市議会のしくみや働きを直接体験することにより、地方自治の役割や重要性を認識し、若い世代が政治へ参加していくための意識の底上げを図るとともに、中学生の視点からの意見を今後の市政運営の参考とします。	議会総務課
こどもみらい会議	◆今治市内の児童が集まり、未来に向けての交流と意見表明する機会を提供します。	こども未来課
365日ネウボラご意見BOX	◆ホームページ上に子育て施策や拠点施設について意見を入れるネウボラBOXを設置して施策の参考とします。	ネウボラ政策課
Bariが真ん中未来セッション	◆市長と市内の高校に通う学生が今治市の未来について語り合い、高校生の意見や提案を直接聞くとともに、市政への関心を高めていただく場とします。	秘書広報課

事業名	業務内容	担当部署
今治モデル「ふるさとキャリア教育」推進事業	◆小学校3年生から中学校2年生までの児童生徒を対象に総合的な学習の時間を活用し、発達段階に応じた小中の系統的なカリキュラムを構築しました。小学校では、主に今治の産業に目を向けその特色の理解をとおして、中学校では、主に市政に目を向け、また、職業体験などをおして、こどもたちの郷土愛を育み、将来も今治に住み、今治を舞台に日本、世界で活躍する人材を育成することを目指した「ふるさとキャリア教育」を実施しています。	学校教育課

(3) 虐待やいじめなどの人権侵害の防止

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
女性相談	◆女性相談支援員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	ネウボラ政策課
こども家庭センター	◆こどもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的支援を行います。	ネウボラ政策課
子育て世帯訪問支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	ネウボラ政策課
こども虐待防止講演会	◆講演会を開催して、市民の意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組みます。	ネウボラ政策課
児童虐待等の未然防止・早期発見	◆児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、相談体制の強化や市民への周知を図ります。	ネウボラ政策課
地域と子育て機関との連携①	◆地域の関係機関が情報の共有を図り、児童虐待の未然防止等に努めます。	こども未来課 ネウボラ政策課 福祉政策課
人権教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、同和教育をはじめ、あらゆる差別の解消をめざした人権教育の推進を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課
青少年悩み相談	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課

基本目標2 こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援

【こども大綱基本方針3】

こども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

【施策の推進】

- ・こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分な支援を行います。
- ・こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、母子保健事業等の充実を図ります。
- ・妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、わかりやすい情報の発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら総合的で継続的な支援を行います。
- ・悩みや不安を抱えるこども・若者が、安心して気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

【成果指標】

- ・子育ての環境や支援への満足度

○現状値（R6）：未就学児保護者 24.9%、小学生保護者 24.4%⇒目標値（R11）：増加

（1）妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
妊婦一般健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査	◆妊婦・産婦の健康の保持・増進、聴覚障がいの早期発見・早期療育をはかるため、妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査について公費負担を行います。	ネウボラ政策課
低所得妊婦の初回産科受診料支援事業	◆低所得妊婦の妊娠判定に係る初回の受診料を支援します。	ネウボラ政策課
不妊及び不育に関する支援	◆不妊、不育に関する相談や、不妊治療費助成、不育治療費助成の支援を行います。	ネウボラ政策課
母子健康手帳の交付	◆妊娠の届出による母子健康手帳交付時に、面談を行い、妊娠期から出産までの見通しを立て、必要な支援につなげる等の情報提供や相談支援を行います。	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
出産準備教育 (パパママ学級)	◆初めて出産する妊婦とその夫を支援するとともに、その不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を図ります。	ネウボラ政策課
新生児拡大スクリーニング検査費助成	◆治療可能となった難病を早期に発見するため新生児拡大スクリーニング検査費を助成します。	ネウボラ政策課
妊産婦・乳幼児家庭訪問	◆生活環境の変化が大きい妊娠・出産・育児の時期に保健師が訪問指導を行うことにより、育児不安の解消を図ります。また、ハイリスク妊婦・乳幼児へのフォロー体制を整えます。	健康推進課 ネウボラ政策課
出産サポートタクシー利用助成事業	◆妊娠36週から出産後1月までの健診・出産(計7回まで)にかかるタクシー利用料金を助成します。	こども未来課
子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生・18歳年度末までのこどもが医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
未熟児養育事業	◆未熟児のうち、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要性を認めた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
離乳食講習	◆保健センター等において、栄養士による講習会を開催し、離乳食の適切な指導を図ります。	健康推進課
子育て応援ヘルパー派遣事業	◆妊娠中や乳幼児を養育する家庭等にヘルパーを派遣して、家事や育児の援助を行います。	ネウボラ政策課
子育てファミリー応援ショップ事業	◆妊婦や未就学児のいる世帯が、協賛店舗を利用した際に、母子健康手帳や市が交付する「子育て応援カード」を提示すると、店独自の割引等のサービスが受けられます。	こども未来課
低出生体重児への支援	◆出生体重2500g未満のお子さんの発育や発達の相談、個々に応じた必要な支援を行います。	ネウボラ政策課
産後うつへの支援	◆新生児期の訪問を増やし、産後うつへの早期対応を図ります。	ネウボラ政策課
乳幼児歯科相談	◆こどもの歯に関心を持ち、仕上げ磨きをする親の割合を増やします。	健康推進課
乳幼児健康相談	◆身体計測を実施し、心身の健康及び発育発達に関する相談に応じ、必要な助言及び育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児健康診査 パパママすまいる健診	◆乳児・1歳6か月児・3歳児に対する身体計測、個別相談、内科健診、歯科健診等を行い、乳幼児の健全育成と育児不安の軽減を図ります。また子育て中の保護者に対し、3歳児健康診査時に来場する機会に併せて健康診断を実施し、健康の増進を図ります。	健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
休日夜間小児医療・小児初期救急医療	◆休日・夜間における小児医療体制について、医師会による小児の初期救急医療体制を維持するために、医師会と連携し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。こども医療でんわ相談（#8000）の普及に努めます。	健康推進課
地域子育て支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆0歳からおおむね3歳までの乳幼児とその親が対象の、地域に根ざしたこどもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供します。	こども未来課
幼稚園・認定こども園における子育て支援	◆地域の未就園児のいる家庭への情報提供や相談事業を行います。	保育幼稚園課
幼稚園・認定こども園における園庭・園舎の開放	◆幼稚園・認定こども園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を実施します。	保育幼稚園課
ブックスタート	◆赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、乳児健康相談時に絵本を手渡します。	生涯学習課
ウッドスタート	◆木に触れることで心を育み健やかな成長を促すため、乳幼児と保護者に地域材を活用した良質な木のおもちゃを提供します。	ネウボラ政策課 農林水産課
絵本・紙芝居の読み聞かせ	◆図書館では、小さい頃から絵本や紙芝居に親しんでもらうため、朗読ボランティアによる読み聞かせを実施します。	生涯学習課
医師による個別相談	◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課
子どもの事故予防教育	◆健診や家庭訪問の際にパンフレット等を配布し、育児講座等により不慮の事故予防の周知を図ります。	健康推進課
乳幼児栄養相談	◆離乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課
保育所・認定こども園における食に関する教育	◆食育講座の開催、チラシの配布等をとおして、乳幼児期における食に関する教育を推進します。	保育幼稚園課
幼稚園における食に関する教育	◆パンフレット等の配布をとおして、家庭における食習慣の重要性を周知します。	保育幼稚園課
こどもの発達サポート事業	◆早期アセスメントシステムを活用した5歳児相談により、就学に向けての教育との連携や、適切な療育へとつなぎ、またペアレントメンター相談で保護者の支援を行い、発達に不安を持つ子とその家族を支えます。	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
妊娠8か月面談	◆妊娠8か月頃の妊婦と面談して、出産準備や産後のこと等について、必要な手続きや利用できるサービスを一緒に確認し、出産後の見通しを立てます。育児用品のプレゼントも行います。	ネウボラ政策課
プレママひろば	◆妊婦同士や関係機関との交流の場を提供し、保健師等専門スタッフが個別相談にも応じます。	ネウボラ政策課
産後ママと赤ちゃんのつどい	◆産婦同士の交流や、助産師等の情報提供、相談支援を行い、不安や孤立の解消を図ります。	ネウボラ政策課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆退院直後の母子に対して医療機関において心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施することで、産後も安心して子育てができるよう支援します。	ネウボラ政策課

■学童期・思春期

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。	こども未来課
放課後子ども教室 【地域子ども・子育て支援事業】	◆放課後子ども教室は、すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組を行います。	生涯学習課
思春期における性教育	◆生徒や保護者等に対し、講話や研修をはじめ、性教育に関する指導を行います。また、思春期やせ症及び不健康やせに関する指導を行います。	学校教育課 ネウボラ政策課 健康推進課
地産地消と食育の推進	◆学校給食に地元産農産物・水産物を活用し、食育の意識啓発を行います。	農林水産課 学校給食課
小中学校における喫煙防止教育	◆保健体育や学級活動をとおして、計画的に喫煙の防止を図ります。	学校教育課
思春期における健康教育	◆学校との連携により、生徒や保護者等に対し、性、薬物、たばこ・アルコール等について生涯を通じた健康づくりに関する指導を行います。	学校教育課 健康推進課
小中高生の乳幼児とのふれあい体験	◆小中学校・高校の生徒と保育所等を利用する乳幼児とのふれあい体験学習を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
小中学校における食に関する教育	◆正しい食生活を推進し、小児生活習慣病の予防・啓発を図ります。	学校教育課
少年少女発明クラブ	◆児童（小学5・6年生）が家庭や学校とは異なった集団の中で、工作活動を通じて科学的な発想を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ります。	産業振興課
Fスポーツ	◆小学生のスポーツ未経験者を対象にスポーツ教室等を開催し、スポーツを始めるきっかけづくりを提供します。	スポーツ振興課

■ライフステージを通じた支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
青少年悩み相談【再掲】	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課
障がい者（児）相談	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活全般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課
こどもと家庭の相談	◆家庭児童相談員を配置して、心配事や悩み事の個別相談、電話相談を実施し、こどもと家庭に関する助言・指導を行います。	ネウボラ政策課

（2）相談体制の充実と情報発信の強化

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
乳幼児健康相談【再掲】	◆身体計測を実施し、心身の健康及び発育発達に関する相談に応じ、必要な助言及び育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
乳幼児栄養相談【再掲】	◆離乳期・幼児期における栄養面での不安を解消し、健全な食生活が送れるよう支援します。また、医療との連携により、課題のある児へ適切な支援を行います。	健康推進課
子育て個別相談	◆育児不安や、育てにくさを感じる親への支援を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応し、情報提供を行います。	ネウボラ政策課 健康推進課 こども未来課
親子関係形成支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を行います。	ネウボラ政策課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。また、こども家庭支援センターでは切れ目のないきめ細かな支援を提供していきます。	こども未来課 ネウボラ政策課
発達フォロー相談及び教室	◆幼児健診後、フォローの必要な児の2次相談やフォロー教室の実施により、親子の支援を行います。	健康推進課

事業名	業務内容	担当部署
こどもと家庭の相談 【再掲】	◆家庭児童相談員を配置して、心配事や悩み事の個別相談、電話相談を実施し、こどもと家庭に関する助言・指導を行います。	ネウボラ政策課
医師による個別相談 【再掲】	◆乳幼児期の育児不安、学校生活、友人関係等、幅広い相談を行います。また、療育に関する相談も行います。	健康推進課
女性相談【再掲】	◆女性相談支援員を配置して、配偶者等からの暴力や暴言等（DV）に関する悩み、家族間に関する悩み等について、相談事業を行います。	ネウボラ政策課
こどもの発達サポート 事業【再掲】	◆早期アセスメントシステムを活用した5歳児相談により、就学に向けての教育との連携や、適切な療育へとつなぎ、またペアレントメンター相談で保護者の支援を行い、発達に不安を持つ子とその家族を支えます。	ネウボラ政策課
教育相談体制の充実	◆相談員及び関係機関と連携し、助言・支援を行います。	学校教育課
ハートなんでも相談員	◆児童生徒が気軽に話せる第三者として、悩み、不安、ストレス等を和らげ、問題行動や不登校等の防止を図ります。	学校教育課
青少年悩み相談【再掲】	◆青少年センターにおいて、いじめ、不登校、非行、家庭生活等青少年に関する悩みごとの相談を実施します。特に、いじめに関しては「いじめ相談ホットライン」を設置して対応に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課
障がい者（児）相談 【再掲】	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活全般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課

基本目標3 こどもの良好な成育環境の確保と、 貧困と格差の解消

【こども大綱基本方針4】

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

【施策の推進】

- ・こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、質の高い保育・教育環境の整備を推進します。
- ・子育てや教育に係る経済的な負担を軽減します。
- ・こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- ・各関係機関との連携・情報の共有を図り、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- ・地域全体で子育てを支援する意識を高めます。
- ・犯罪などからこども・若者を守る取組を進めます。
- ・ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要なこども・若者など、支援を必要としているこども・若者や子育て世帯に対して、関係機関との連携強化により、こども・若者の状況に応じた支援を行います。

【成果指標】

- ・最近の生活にどれくらい満足しているかについて満足度が高いこどもの割合
○現状値（R6）：小学生 75.4%、中学生 61.3%⇒目標値（R11）：70%
- ・平日の放課後や休日を過ごすことができる場所（児童館等）を利用したことがあるこどもの割合
○現状値（R6）：小学生 47.2%、中学生 56.6%⇒目標値（R11）：70%

（1）健やかな成長のための質の高い保育・教育環境の整備

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
今治版こども誰でも通園制度	◆就労要件を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施し、こどもの良質な成育環境を整備し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化します。	保育幼稚園課
保育の質の向上	◆各種団体等が実施する研修会への参加や自主研修を促進し、保育の質の向上を図ります。	保育幼稚園課
保育士の確保	◆処遇改善や就職促進支援、保育士センターや大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図ります。	保育幼稚園課

事業名	業務内容	担当部署
時間外保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。	保育幼稚園課
病児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆こどもが病気の時や病後の集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育を行います。	保育幼稚園課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育幼稚園課
UIJターン保育士等支援事業	◆市内の私立保育所等に新たに勤務する保育士等の勤務を開始するために要した経費を支援することで、市内における保育士等を確保し、児童の処遇の向上と福祉の増進を図ります。	保育幼稚園課
確かな学力の向上	◆愛媛大学との共同研究等、関係機関と連携し、きめ細かな学習指導の充実をはじめとした教育活動・学校の活性化等の取組を推進します。	学校教育課
道徳教育の推進	◆全ての幼稚園・認定こども園・小中学校において、計画的な道徳教育を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
スクールカウンセラー	◆カウンセリングにより、問題行動等の予防・解消を図り、ソーシャルワーカーと連携しながら、こどもの豊かな心の育成を推進します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー	◆家庭、学校、地域等、こどもの日常生活の中で出会う様々な困難について、専門的な知識・技術を用い、こどもの立場に立って調整します。	学校教育課
小中学校におけるスポーツ環境の充実	◆課外活動や運動部活動を推進し、こどもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を育成します。	学校教育課
ふるさとキャリア教育・郷土愛を醸成する教育	◆次世代を担う、未来を創る市内のこどもたちが、将来に夢や希望を持ち、これからも地元で暮らし続けたい、いつかは今治市に戻って働きたい・暮らしたいと思えるようなキャリア教育や郷土愛を醸成する「郷育（きょういく）」に取り組みます。	学校教育課
国際化社会における外国籍等の幼児への外国語教育	◆国際化の進展の中で、外国人幼児一人一人の言語や文化的背景等、特性に応じた指導の充実を図り、幼児期にふさわしい教育を享受できるよう良質の教育環境を確保します。	保育幼稚園課
保育所の環境整備	◆市内の公立保育所及び認定こども園において、こども及び職員のトイレ洋式化や園庭遊具整備などを実施し、保育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課

(2) 子育てや教育に係る経済的支援の充実

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
妊婦健診事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診の受診票を交付し、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。	ネウボラ政策課
児童手当	◆18歳年度末までの児童を養育している方に経済的支援を行い、児童の健全育成を図ります。	子ども未来課
出産・子育て応援金	◆出産準備や産後ケア関連のサービス利用・育児用品や子育てサービス利用に係る負担軽減のため応援金を支給します。	ネウボラ政策課
子どもが真ん中応援券事業	◆新たに生まれたこどもを養育している保護者に対し、今治市子どもが真ん中応援券を交付します。	子ども未来課
愛顔の子育て応援事業	◆第2子以降のこどもを養育している保護者に、乳児用紙おむつ対象製品を市内登録店舗で購入する際に利用できる『今治市愛顔っ子（えがおっこ）応援券』を交付します。	子ども未来課
今治市中学校就学自転車等購入クーポン事業	◆保護者の経済的負担を軽減するとともに、自転車を活用したまちづくりの推進を図るため、自転車等の購入クーポンを交付します。	サイクルシティ推進課
多子世帯の保育料の減免	◆第2子以降の保育料を減免することにより多子世帯の経済的負担を軽減します。	保育幼稚園課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆こども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園にこどもを通園させる世帯のうち、課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該こどもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助します。	保育幼稚園課
子どもの医療費助成	◆乳幼児・小中学生・18歳年度末までのこどもが医療機関で治療を受けた場合、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
ジュニアスポーツ育成費、スポーツ少年団育成費補助金	◆ジュニアスポーツ活動や今治市スポーツ少年団の活動に要する経費の一部を補助します。	スポーツ振興課
市内スポーツ施設利用料の割引	◆中学生以下の施設利用料を割引します。	スポーツ振興課
文化・スポーツ大会等出場支援金	◆全国大会及びアジア大会以上の国際競技大会の出場者に対し支援金を交付します。	スポーツ振興課
多子世帯リフォーム等支援事業	◆出産を機に複数のお子さんがあることになったご家庭のリフォームや引越しの費用を助成します。	子ども未来課

事業名	業務内容	担当部署
出産世帯奨学金返還支援事業	◆新たにこどもが生まれた夫婦が負担している奨学金の返還額の一部を助成します。	こども未来課
保育利用支援事業	◆保育所等に入所を希望するが、入所できないためにやむを得ず代替施設等を利用した場合の代替施設利用料を支援し、育児休業後の職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消します。	保育幼稚園課
通学費助成事業	◆市内の中・高に通うための通学定期券購入に要する費用の一部を助成します。	こども未来課

(3) こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業】 【再掲】	◆昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。	こども未来課
放課後子ども教室 【地域子ども・子育て支援事業】 【再掲】	◆放課後子ども教室は、すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組を行います。また、地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような適切な体制づくりを構築します。	生涯学習課
児童館	◆各児童館を拠点に市内全域において、こども健全育成、子育て支援・地域福祉を実施します。	こども未来課
児童育成支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	こども未来課
(仮称)今治版ネウボラ拠点施設整備事業	◆妊娠期から18歳までのこどもがいる全ての家庭を切れ目なくサポートする今治版ネウボラを推進するため、その中核となる拠点を整備します。	ネウボラ政策課
今治版ネウボラ相談サテライト強化モデル事業	◆大型商業施設に、保健師や助産師など専門職への相談ができる子育てひろばを開設し、整備予定の今治版ネウボラ拠点施設に導入する一時預かり事業の試行なども行います。	ネウボラ政策課
育ちのサテライト (図書館・公民館)	◆今治版ネウボラと図書館や公民館が連携して、こどもが集い学べる居場所として、親世代も学ぶ場所として、親も子も一緒に育つ「育ちのサテライト」を推進します。	生涯学習課

(4) 関係機関と連携した、地域全体での子育て支援の環境づくり

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆子育ての手助けが必要な方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織です。	こども未来課
子育てサークル支援の推進	◆地域の自主的な子育てサークルに対し、子育てに関する情報提供を実施します。	こども未来課
地域と子育て機関との連携②	◆地域の子育て機関と子育て世帯とのパイプ役を行う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援、推進します。	こども未来課 福祉政策課
幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携	◆幼稚園・保育所・認定こども園と小学校・中学校の連携の在り方等について、研究を進めます。	学校教育課 こども未来課 保育幼稚園課
関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	◆地域の関係機関が連携し、子育てを支える地域ネットワークを構築し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	ネウボラ政策課
児童生徒健全育成地域活動	◆学校・PTA等が一体となって組織された「児童・生徒健全育成地域活動推進協議会」を中心に、児童生徒の健全育成を目的として、研修会や講演会の開催、家庭や地域における相談活動等を行います。	生涯学習課
大三島少年自然の家	◆宿泊型の野外体験施設を設置し、児童生徒の健全育成活動に取り組みます。	生涯学習課
ちびっこ広場の整備	◆児童の豊かな情操と健康な身体を養うことを目的に、自治会等が設置しているちびっこ広場の整備の助成をします。	市民参画課
コミュニティ活動の育成	◆地域のコミュニティの活性化、連帯感の醸成を目的に、各種行事やイベント等を市内27地区で実施する団体に助成します。	市民参画課
子育て世帯居住の安定の確保	◆未就学のこどものいる世帯の市営住宅における入居申込資格について、入居収入基準の緩和を図ります。	建築住宅課
公園の整備・管理 (遊び場サテライト)	◆各エリアのベースに位置付けた公園に設置した乳幼児が安心して遊べる遊び場「すくすくガーデン」や新設した「今治こども公園おひさまパーク」など「遊び場サテライト」である各所の公園を幅広い年齢のこどもが安全に利用できるように、遊具の点検、清掃等を定期的実施し、環境整備を図ります。	公園緑地課
公園施設長寿命化事業	◆遊具の老朽化が進む中、計画的な維持管理・更新を的確に行うことで、安全に利用できる環境整備を図ります。	公園緑地課

事業名	業務内容	担当部署
今治版コミュニティ・スクールの活用推進	◆学校が地域コミュニティの核として、地域住民とともに地域の特色を生かした事業を行うとともに、子どもたちの地域活動への参加を通して、地域への愛着・誇りを育み、夢や希望をもって地域を支える人材を育成します。	学校教育課 教育大綱推進課
信頼される小中学校づくり	◆地域の人材を生かして、学校教育の充実を図り、保護者や地域から信頼される学校づくりに努めます。	学校教育課
ユニバーサルデザインの推進	◆子育て世帯のみならず、できるだけ多くの人々が快適に利用できるよう、公共的施設のユニバーサルデザイン化を図ります。	建築住宅課
歩行空間のバリアフリー化	◆今治市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩車道分離、歩道の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、歩行空間のバリアフリー化を図ります。	道路課
交通機関のバリアフリー化	◆高齢者や障がい者、子どもの乗降時の安全性・利便性の向上を図るため、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	地域振興課
シックハウス対策	◆化学物質を含有した新建材等から発せられる室内空気汚染によって引き起こされる健康障がい（シックハウス症候群）を防止するため、建築基準法に基づくシックハウス対策に係る規制の適切な指導を行います。	建築住宅課

(5) 支援が必要な子ども・若者を対象とした支援の充実

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
特別児童扶養手当	◆20歳未満で身体または精神に障がいのある児童を監護している方に対し、経済的支援を行います。	子ども未来課
しまなみの子どもを育む交通費支援事業	◆島しょ部に居住している妊産婦、乳幼児、子ども世帯、障害児通所支援事業を利用する方にしまなみ海道通行料（ETC 限定）及び関前を発着する船舶乗船料を一部助成します。	子ども未来課 ネウボラ政策課 障がい福祉課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	ネウボラ政策課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	◆養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会	◆要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	ネウボラ政策課
障がい者の自立支援対策	◆地域自立支援協議会等を通じて、障がい者に関する福祉・保健・医療等のサービスを総合的に調整します。	障がい福祉課 ネウボラ政策課
発達障害支援への取組	◆発達に課題のある乳幼児の早期発見・早期支援を行うとともに、関係機関が連携を図りながら総合的な支援を行うことにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	ネウボラ政策課
引きこもり・不登校対策	◆こすもすの家を設置し、引きこもりや不登校児童・生徒の支援を行います。また、不登校児童生徒が、学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図るため、フリースクールの支援を行います。	教育大綱推進課 学校教育課
認可保育所・認定こども園における障がい児保育	◆各保育所・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課
幼稚園・認定こども園における特別支援教育	◆各幼稚園・認定こども園において、特別な配慮を要する乳幼児の受け入れを実施します。	保育幼稚園課
個に応じた教育指導体制	◆今治市教育支援委員会において新入児の現状把握を行うとともに、各小中学校に校内教育支援委員会を設置して、個に応じた指導内容の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育コーディネーター	◆小中学校に配置し、特別支援教育に関する内容について相談を受け、個別の支援ができるように関係者及び関係機関と連絡調整を図ります。	学校教育課
児童発達支援	◆未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	◆就学している障がいのある児童生徒に、生活能力向上のための訓練や自立の促進等を行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援	◆保育所等を利用中の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。	障がい福祉課
レスパイトサービス事業	◆在宅障がい者（児）の介護者の疾病や、冠婚葬祭等により介護が困難になった場合、一時的に障がい者（児）を預かります。	障がい福祉課
障がい者（児）相談【再掲】	◆相談支援センターを設置して、障がい者（児）の生活全般に関する相談事業を実施します。	障がい福祉課
障害児福祉手当	◆20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に支給します。	障がい福祉課
重度心身障害者の医療費助成	◆身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B医取得者について医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

事業名	業務内容	担当部署
ヤングケアラー支援	◆ヤングケアラーコーディネーターを配置して、相談に応じるほか、関係機関との連絡調整や、ヤングケアラー支援ヘルパーの派遣等支援を行います。	ネウボラ政策課
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成	◆軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を図るため、補聴器を購入する経費の一部を助成します。	障がい福祉課
育児支援事業	◆双子やダウン症児など同じような立場の保護者同士の交流を通して、育児不安の軽減を図り、子育てのサポートを行います。	健康推進課

(6) 犯罪などから子ども・若者を守る

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
交通災害遺児福祉手当	◆交通災害遺児に対し、義務教育終了までの間、一定額の支援を行います。	子ども未来課
防犯灯の設置促進	◆犯罪予防の観点から、自治会、町内会等における防犯灯の設置に対して助成します。	市民参画課 しまなみ住民課
今治市幼児及び高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業	◆自転車搭乗中の交通事故による被害軽減を図るため、自転車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。	サイクルシティ推進課
青少年の街頭補導	◆小中高生を対象に繁華街や公園周辺等の青少年が集まりやすい場所を巡回指導します。	生涯学習課
小中学校における薬物乱用防止教育	◆外部講師を招いての講演会や研修を開催し、保健体育や学級活動をとおして、薬物の乱用防止教育に取り組みます。	学校教育課
有害情報の取り扱いに関する啓発	◆悪影響が懸念される性や暴力等の有害情報や、インターネット・携帯電話等による犯罪被害から子どもを守るため、関係機関が連携して有害情報等の取り扱いに関する啓発活動を行います。	生涯学習課
有害環境の調査・除去	◆警察、PTA、地域ボランティア、補導委員会等との連携により、有害環境の情報共有に努めます。また、街頭補導や巡回指導時に有害メディアの調査や回収を行い、善後策を検討します。	生涯学習課
犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換	◆警察、関係機関との意見交換を行い、犯罪防止を図ります。	生涯学習課 防災危機管理課
地域住民による自主防犯活動の推進	◆防犯協会（市内27地区に支部）による防犯パトロール、防犯キャンペーンや子どもまもり隊による活動等、日頃から地区の安全、安心な暮らしの推進に努めます。	防災危機管理課 学校教育課

事業名	業務内容	担当部署
少年非行の防止と健全育成活動の推進	◆防犯協会と連携し、少年の非行防止、健全育成活動の推進を図ります。	防災危機管理課
交通安全に関する教育	◆保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等を中心に交通安全教育を実施するとともに、広報活動を通じてこどもの交通安全意識の向上を図ります。	防災危機管理課
地域を中心とした安全対策への取組	◆防犯協会による小学校へ入学する児童に対しての防犯ブザー配布や、危険箇所へ「きけん」の旗を設置します。	防災危機管理課

(7) ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭への支援

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
児童扶養手当	◆父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の3月31日まで）を養育している方へ経済的支援を行います。 ※身体または精神に障がいのある場合は20歳未満まで対象	こども未来課
子どもの食事・栄養状態の確保①	◆経済的困難を抱える児童生徒に対して、学校給食費等の支援を行います。	学校教育課
子どもの食事・栄養状態の確保②	◆こども食堂実施団体等に対して、情報提供等の支援を行います。	学校教育課 こども未来課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	◆母子・父子・寡婦における経済的自立や児童の就学等に関する資金を貸し付けます。	ネウボラ政策課
母子家庭等の就労支援（高等職業訓練促進給付金等事業）	◆ひとり親家庭における母親等の職業能力開発のための講座受講費用や、就業に有利な一定の資格を取得するまでの生活費について、一部助成を行います。	ネウボラ政策課
ひとり親家庭の自立支援プログラム	◆ひとり親家庭における母親等の就業を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立支援計画を策定します。	ネウボラ政策課
ひとり親家庭への介護人の派遣	◆ひとり親家庭で一時的な介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣します。	ネウボラ政策課
母子・父子相談	◆母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務を実施します。	ネウボラ政策課
母子・父子家庭等への情報提供	◆ひとり親家庭等に対し、自立支援に向けた情報提供を行います。	ネウボラ政策課
保護が必要な母子世帯への支援	◆保護を必要とする母子世帯に対し、安心して生活を営むことができるよう自立に向けた支援を行います。	ネウボラ政策課

事業名	業務内容	担当部署
児童養護施設の退所児童等の支援	◆退所後のアフターケアを推進し、相談等の支援を行います。	ネウボラ政策課
こどもの就労支援	◆相談業務の中で、関係機関へ繋いでいく等の支援を行います。	ネウボラ政策課
支援する人員の確保等	◆ケースワーカーや母子・父子自立支援員等を対象とした研修会に参加する等、資質向上を図ります。	生活支援課 ネウボラ政策課
貧困家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当等で経済的支援を行います。	ネウボラ政策課
低所得妊婦の初回産科受診料支援事業【再掲】	◆低所得妊婦の妊娠判定に係る初回の受診料を支援します。	ネウボラ政策課
幼児教育の振興	◆幼稚園における地域交流活動を推進するとともに、こどもが新制度未移行の私立幼稚園に通園する世帯のうち、市民税所得割合算額が一定の金額を下回る世帯や特定の第3子がいる世帯等について、副食の提供に要する費用の一部を補助します。	保育幼稚園課
ひとり親家庭の医療費助成	◆20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の親及びそのこどもについて、医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
母子世帯等の保育料の減免	◆認可保育所等における低所得の母子世帯等について、経済的負担の軽減を図るため、保育料の減免を行います。	保育幼稚園課
学校教育による学力保障	◆家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を進めます。	学校教育課
学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	◆スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関と連携しながら、それぞれの家庭環境に寄り添った援助を行います。 ◆スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
地域における学習支援	◆地域人材を活用した放課後子ども教室等の取組を推進します。	生涯学習課
義務教育段階の就学支援の充実	◆児童扶助費や生徒扶助費で、経済的な理由で就学が困難な場合に学校で必要な経費の一部を援助します。	学校教育課
高等学校・大学等就学による経済的負担の軽減	◆経済的な理由により高等学校・大学等の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう奨学金制度を推進します。	教育大綱推進課
子どもの学習等支援事業	◆「貧困の連鎖」を断ち切ることを目標に、こどもたちの居場所づくりや学習機会の提供、将来へのきっかけづくりを行い、希望する高校への進学を支援します。	生活支援課
生活保護受給者等に対する就労の支援	◆生活困窮世帯の就労支援を行い就職による経済的自立の実現を図ります。	生活支援課

基本目標4 若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ

【こども大綱基本方針5】

若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。こどもや若者が、発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

【施策の推進】

- ・こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成に取り組みます。
- ・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。
- ・結婚・出産後の仕事と育児の両立を支援するとともに、女性と男性が共に協力しながら子育てできる社会を推進します。
- ・働きながら子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と就労環境の整備を促進します。
- ・プレコンセプションケアの推進や乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

【成果指標】

- ・自分の将来について明るい希望を持っている人の割合
○現状値（R6）：68.1%⇒目標値（R11）：80%

(1) こども・若者、子育て世帯にやさしい社会づくりのための機運醸成

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、意識啓発を図ります。	産業振興課 市民参画課
男女共同参画意識の醸成	◆男女共同参画を啓発するための講座等を開催し、意識の醸成を図ります。	市民参画課
こどもが真ん中フェスタ	◆こども（0歳～18歳未満）および子育て世帯を対象に行うイベントを通じ、児童に健全な遊びを提供することで、児童の健康増進と情操を豊かにするとともに子育て支援活動の啓発を図ります。	こども未来課

事業名	業務内容	担当部署
今治版ネウボラ子育て機運醸成事業	◆今治版ネウボラの切れ目ない子育て支援を市民全体に周知し安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのために・子育て支援の広報強化・講演会、ワークショップを開催し機運醸成を図る。	ネウボラ政策課

(2) 結婚し、子どもを産み、育てたいと望む若者を社会全体で支える

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
家族を作ろうサポート事業 出会い交流応援事業	◆男女の出会いの機会となるイベントの開催や結婚サポートを行います。	子ども未来課
結婚新生活支援事業	◆新婚生活に伴う一時的な費用を支援し結婚しやすい環境を整備します。	子ども未来課

(3) 共に協力しながら子育てできる社会の推進

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
家族のきずな育成事業	◆両親が共に子育てに参加する機会を増やせるよう、土曜日や日曜日等の休日に親子で参加できるイベントや講座を開催します。	子ども未来課
家庭や職場等における男女共同参画	◆男女が共に家事・育児・介護等を分かち合い、家庭生活と仕事や地域活動を両立することができるよう、意識啓発を行います。	市民参画課
育児・介護休業制度の普及啓発	◆育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境の整備に向けて、周知活動を行います。	産業振興課
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	◆0歳児のこどもの保護者が、保育所等への入所の時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況を踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、円滑に質の高い保育を利用できるよう、行政窓口並びに地域子育て支援拠点事業所等の相談窓口の充実に努めます。	保育幼稚園課

(4) 若い世代がライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供の強化

【実施事業】

事業名	業務内容	担当部署
プレコンセプションケア事業	◆若い世代の健康増進、より質の高い生活の実現、自分でライフデザインを描けるよう、プレコンセプションケアについて普及啓発します。	ネウボラ政策課
いまばり♡ネウボライ Instagram	◆若い世代の情報源である SNS を活用し、子育て情報やイベント情報、市の施策について動画や写真を用いてわかりやすく周知します。	ネウボラ政策課
成人式を迎える若者等への情報提供	◆これから結婚や子育てを考える若い世代に、今治市の子育て支援施策や経済的支援についてパンフレットや冊子を配布して情報提供を行います。	ネウボラ政策課

第5章 個別計画

1 今治市子ども・子育て支援事業計画

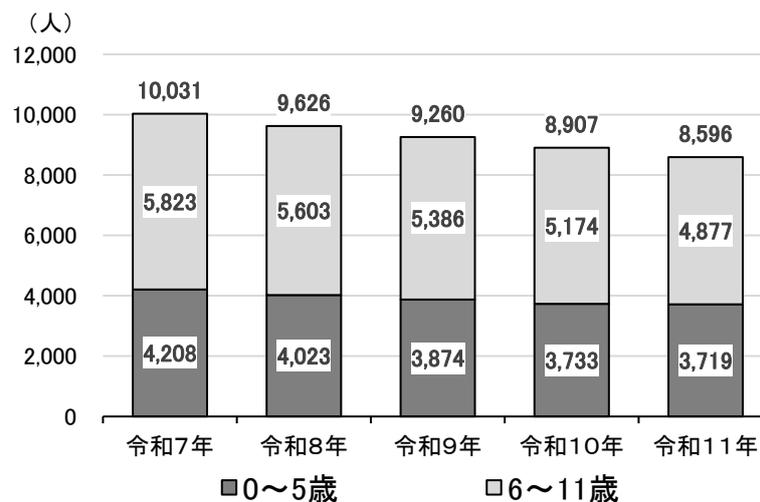
(1) 提供設定区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等を総合的に勘案して設定するものです。

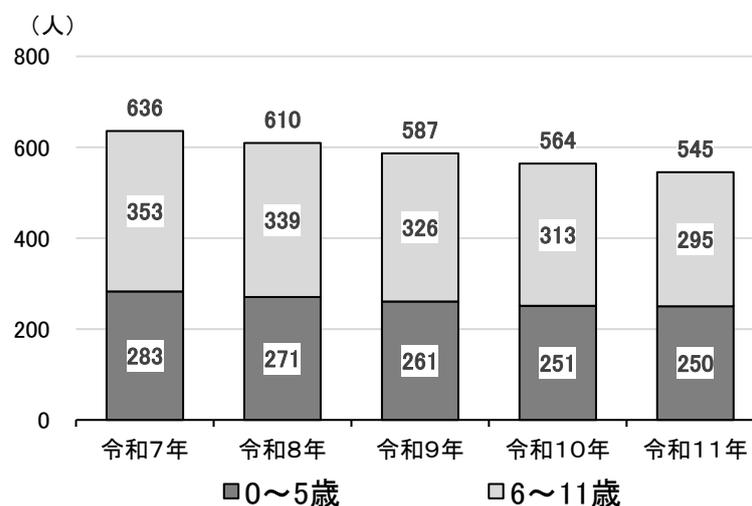
今治市では、各地域のこどもの人数や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を「陸地部」と「島しょ部」の2区域に設定します。

■こどもの人口の見通し（0歳から11歳）

ア 陸地部



イ 島しょ部



■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	※1号認定	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	※2号認定		
	※3号認定		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室		
	地域子育て支援拠点		
	子育て短期支援事業		
	養育支援訪問事業	2区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、2区域とします。
	一時預かり事業		
	子育て世帯訪問支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	児童育成支援拠点事業		
	親子関係形成支援事業		
	病児保育事業		
	ファミリーサポートセンター事業		
	利用者支援事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	妊婦健診事業		
産後ケア事業			
実費徴収に係る補足給付			

※ 子ども・子育て支援法第30条の4第1号及び第2号、並びに第3号認定を含みます。
 (以下、それぞれ「新1号認定」、「新2号認定」、「新3号認定」といいます。)

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制

◆事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

■対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園、 預かり保育等	新1号、新2号、新3号認定

◆家庭類型の種類

目標事業量算出のために実施したニーズ調査結果を活用し、対象となるこどもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定します。

■家庭類型の種類一覧

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

<確保策>

ア 陸地部

令和7年度時点の市内の教育・保育施設を最大限に活用し、十分な確保量となっている3歳以上の定員を待機児童が発生しやすい3歳未満児の定員に移行することによって、計画期間内での待機者が発生しない受け入れ体制を構築します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度						令和8年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	567	257	1,368	254	398	407	524	236	1,268	253	396	404	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,365		1,763	215	376	426	1,335		1,733	218	381	426
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,715		1,763	237	404	457	1,685		1,733	240	409	457
②-①	891		395	-17	6	50	925		465	-13	13	53	

(単位：人)	令和9年度						令和10年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	489	220	1,184	253	393	401	489	220	1,184	253	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,335		1,703	221	381	426	1,305		1,703	224	381	426
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,685		1,703	243	409	457	1,655		1,703	246	409	457
②-①	976		519	-10	16	56	946		519	-7	16	57	

(単位：人)	令和11年度						
	1号認定	2号認定		3号認定			
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (必要定員総数)	453	204	1,093	252	393	400	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	1,275		1,703	224	386	426
	確認を受けない幼稚園	350		/	/	/	/
	地域型保育事業	/	/	/	22	28	31
	②小計	1,625		1,703	246	414	457
②-①	968		610	-6	21	57	

イ 島しょ部

現状において各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度					令和8年度						
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定			
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		49	20	132	15	25	25	46	19	125	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88		170	33	70	70	88		169	33	70	70
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	/	/		/	/	/	/
	地域型保育事業	/		/	/	/	/	/		/	/	/	/
	②小計	88		170	33	70	70	88		169	33	70	70
②-①		19		38	18	45	45	23		44	18	46	46

(単位：人)		令和9年度					令和10年度						
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定			
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		44	19	121	15	24	24	43	19	121	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88		169	33	70	70	88		169	33	70	70
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	/	/		/	/	/	/
	地域型保育事業	/		/	/	/	/	/		/	/	/	/
	②小計	88		169	33	70	70	88		169	33	70	70
②-①		25		48	18	46	46	26		48	18	46	46

(単位：人)		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要定員総数)		44	19	121	15	24	24
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	88		169	33	70	70
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	/
	地域型保育事業	/		/	/	/	/
	②小計	88		169	33	70	70
②-①		25		48	18	46	46

<陸地部確保策>

老朽化している公立保育所については、未就学児数の推移や保護者の利便性、多様化する保育ニーズの動向を見極めながら、公立保育所の定員を民間事業者に移管することや近隣施設との統合も視野に再編成を進めます。また、必要に応じ、既存私立保育所等の老朽化・耐震化のための整備を支援することで、市内の保育体制の維持・拡充を目指します。

- 1 公立保育所の定員移管については、「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を基本として進めます。
- 2 既存私立保育所等の整備については、概ね以下の方針に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

ただし、個別具体的な整備の実施にあたっては、その時点での個別の事情や意向に基づき、各民間事業者が自ら意思決定するものです。このため、以下は市の基本的な対応方針を示すものとなります。

(1) 公立保育所の定員移管（上記1）を目的とした整備事業について

市の公募等に応じ、公立保育所の定員移管を目的とした整備事業については、最も優先度の高い補助対象事業とします。幼保連携型認定こども園の整備を基本としますが、既存保育所が保育所として増築整備を行う場合等も対象となる場合があります。

(2) 既存私立保育施設の建て替え、耐震整備等について

現に市内で認可保育施設を運営する事業者が、老朽化や、現行の耐震基準を満たさない等の理由により認可保育施設として建て替え、または耐震整備等を行う事業については、当該整備が行われなければ、当該地域において必要な保育の提供体制の維持・確保に支障がある等、その必要性が高いと認められる場合において、上記（1）に次ぐ優先的な補助対象事業とします。

(3) 幼保連携型認定こども園以外の種類の認定こども園整備について

不足が見込まれる定員の拡充が図られる等、極めて必要性が高いと認められる整備については、上記（2）に次ぐ補助対象事業とする場合があります。

(4) 既存私立認定こども園の建て替え、耐震整備等について

建設年度が比較的新しい施設が多く、当面は優先的に補助を行う対象とは想定し難いですが、老朽化が著しい部分、現行の耐震基準を満たさない部分がある場合や、将来的に老朽化等による整備の必要性が生じた場合等、参酌すべき特段の事情がある場合は、（2）に準じて必要性を判断します。

<島しょ部確保策>

現在島しょ部には、公立の認定こども園が5園ありますが、未就学児数の推移や無償化の影響による新たなニーズの掘り起こし等の動向を見極めながら、必要な利用定員の確保を図ります。

一方、施設の老朽化や深刻な保育士不足を解消し、安心・安全な教育・保育の提供体制を維持するため、陸地部同様、施設の統廃合や民間事業者への定員移管や民営化等、様々な手法を視野にいたした検討を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

【時間外保育事業（延長保育事業）】

◆事業内容

保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労等の都合で時間内での送迎が困難な場合、通常の利用日以外の日、並びに利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<確保策>

ア 陸地部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	792	758	729	703	700
②確保の内容	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100
②-①	1,608	1,542	1,571	1,497	1,400

イ 島しょ部

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後は内容の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	51	49	47	46	46
②確保の内容	342	329	315	308	308
②-①	291	280	268	262	262

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室】

◆事業内容

放課後児童健全育成事業は、昼間、就労等により保護者がいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業日に学びや遊びを通して、児童の健全な育成を図る支援活動を行います。

また、放課後子ども教室は、すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取組を図るものです。

<確保策>

放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』を確保するため、放課後児童クラブの現行施設の安定的な運営や、放課後子ども教室との連携について検討していきます。

こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図る観点から、利用者ニーズを踏まえた支援体制を整え、関係機関と連携を図りながら、学校施設等の活用を検討します。

放課後子ども教室では、各地域のニーズを把握した上で、場所の確保を図り、併せて、各地域に潜在する幅広い人材の確保に努め、必要とされる教室の整備に向けた体制づくりを築いていきます。また、地域の実情に応じた効果的な事業の検討の場としての「今治市放課後子どもプラン運営委員会」を活用し、関係者との間で共通理解や情報共有を図れるような適切な体制づくりを構築します。

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,443	1,421	1,402	1,384	1,368
1年生	442	427	413	399	386
2年生	441	437	434	431	428
3年生	321	312	303	295	287
4年生	135	139	143	147	151
5年生	76	81	86	91	97
6年生	28	25	23	21	19
②確保の内容	1,599	1,599	1,599	1,599	1,599
②-①	156	178	197	215	231

イ 放課後子ども教室

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

【地域子育て支援拠点事業】

◆事業内容

「ばりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳から概ね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざしたこどもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供することで、こどもの健やかな育成を支援しています。

<確保策>

地域における子育て支援を実施する認定こども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,982	4,955	4,942	4,938	4,940
②確保の内容	月間延べ	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
	実施か所数	11	11	11	11	11
②-①		118	145	158	162	160

【子育て短期支援事業】

◆事業内容

保護者が疾病・疲労等の身体的・精神的・環境的な理由で、養育が一時的に困難になった場合に、福祉施設で一定期間（原則7日以内）養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<確保策>

子育て短期支援事業については、現在、市内2施設で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		48	48	48	48	48
②確保の内容		48	48	48	48	48
②-①		0	0	0	0	0

【養育支援訪問事業】

◆事業内容

養育支援が特に必要であると判断される家庭（保護者の養育支援が特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

<確保策>

こども家庭センターの担当職員を中心に、関係機関と連携して、支援が必要な家庭へ適切な支援を提供できるよう体制の整備に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：件)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	689	689	689	689	689
②確保の内容	689	689	689	689	689
②-①	0	0	0	0	0

【一時預かり事業】

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

<確保策>

ア 陸地部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、15園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号による利用	834	771	720	670	666
	2号による利用	66,402	61,442	57,361	53,337	53,054
②確保の内容		244,900	226,600	211,500	196,700	195,700
②-①		177,664	164,387	153,419	142,693	141,980

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園や認定こども園、保育所において、幼稚園型を除く一時預かり事業は14園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	22,130	21,189	20,427	19,696	19,624
②確保の内容	30,600	29,300	28,300	27,300	27,200
②-①	8,470	8,111	7,873	7,604	7,576

イ 島しょ部

(ア) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園5園において実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127	120	115	112	115
②確保の内容	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②-①	4,273	4,280	4,285	4,288	4,285

(イ) 幼稚園型を除く

幼稚園型を除く一時預かり事業は、島しょ部にある公立認定こども園3園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	602	576	556	540	538
②確保の内容	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
②-①	4,798	4,824	4,844	4,860	4,862

【子育て世帯訪問支援事業】

◆事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<確保策>

現在、ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業、子育て応援ヘルパー派遣事業を行っています。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486	486	486	486	486
②確保の内容	486	486	486	486	486
②-①	0	0	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

◆事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

<確保策>

当該事業の児童の量の見込み数が確保の内容数を上回り、居場所となる場所が不足している状況ではありますが、市内のこども食堂や学習支援、フリースクール等との連携による体制づくりや確保に努めていきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	70	68	65	62
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	-32	-30	-28	-25	-22

【親子関係形成支援事業】

◆事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	18	17	16	16
②確保の内容	0	18	18	18	18
②-①	-18	0	1	2	2

【病児保育事業】

◆事業内容

こどもが病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合や、病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な期間等において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。(病児対応型・病後児対応型)

<確保策>

病児保育事業は、「キッズケア・青い鳥」(病児対応型)、「病後児保育 もこもこ」(病後児対応型)において実施されています。量の見込みに対する提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,998	2,867	2,761	2,660	2,650
②確保の内容	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②-①	122	253	359	460	470

また、保育中に微熱を出す等、「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図り、保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る体調不良児対応型についても、必要に応じ、段階的に拡充していきます。

【ファミリー・サポート・センター事業】

◆事業内容

子育ての手助けが必要なすべての方のために、地域での育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、互いに助け合う有償の会員組織であり、そのための連絡・調整を行います。

<確保策>

ファミリー・サポート・センター事業については、現在、市内1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されていますが、今後の利用拡大を見越し、提供会員の増加に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
②確保の内容	年間延べ	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
	か所数	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【利用者支援事業】

基本型

◆事業内容

「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」で、専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を伺い、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。

<確保策>

子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事業所等に、市の子育て支援サービスを熟知した子育て支援コーディネーターを配置します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

地域子育て相談機関

◆事業内容

基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点「ばりっこ広場」「ハルモニアのおへや」において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。基本型の利用者支援事業を行う地域子育て支援拠点以外の地域子育て支援拠点においては、基本型の子育て支援コーディネーターが巡回して必要な相談支援を行います。大型ショッピングモールで開設している地域子育て支援拠点「子育て応援ひろばハピ」においては、保健師や保育士による相談支援を行います。また、地域の児童館においても相談支援を行うとともに、こども家庭センターと連絡調整を行い、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めます。

<確保策>

提供体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②確保の内容	地域子育て相談機関	3	3	11	18	18
②-①		0	0	0	0	0

こども家庭センター型

◆事業内容

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じながら、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、関係機関との連携・調整を図り母子保健と子育て支援を包括的に行うことで、切れ目のないきめ細かな支援を提供していきます。

<確保策>

保健師等の専門職員を配置し、市内1か所で開設しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）】

◆事業内容

生後4か月頃までの乳児のいる全家庭に対して、保健師や主任児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する相談等に対応しています。また、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や乳児の発育発達及び養育環境を把握し、助言や支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげ、地域の子育て支援活動のネットワークを強化するものです。

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を保健師・主任児童委員等、89人の家庭訪問者で実施していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		662	660	660	660	656
②確保の内容	年間延べ	662	660	660	660	656
	訪問者	89	89	89	89	89
②-①		0	0	0	0	0

【妊婦健診事業】

◆事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、妊娠期間中の適切な時期に、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を行います。

<確保策>

妊娠届出をした妊婦に対し、委託医療機関で受診できる妊婦健診14回分の受診票の交付を行い、妊婦健康診査に係る費用の一部助成を行うことで、健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

また、受診票交付時には、保健師と面談を行うことで妊娠初期からのサポート体制を整えるとともに、医療機関との連携を密にし、ハイリスク者のフォローも行います。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		662	660	660	660	656
②確保の内容		662	660	660	660	656
②-①		0	0	0	0	0

【産後ケア事業】

◆事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施することで、産後も安心して子育てができるよう支援するものです。

＜確保策＞

市内の病院2か所と助産院2か所で事業を実施しており、産後安心して子育てができるように支援を充実させます。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	95	95	95	95	94
②確保の内容	95	95	95	95	94
②-①	0	0	0	0	0

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

◆事業内容

実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園にこどもを通園させる世帯のうち、市民税所得割課税額が一定の金額を下回る世帯や、特定の第3子がいる世帯等に対し、当該こどもに係る食事の提供に要する費用（副食費）の一部を補助する事業です。

現在、新制度未移行園は陸地部に1園のみとなっております。今後の量の見込みに対して、十分な提供体制を確保していきます。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	58	56	55	54
②確保の内容	60	58	56	55	54
②-①	0	0	0	0	0

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

(1) 庁内推進体制

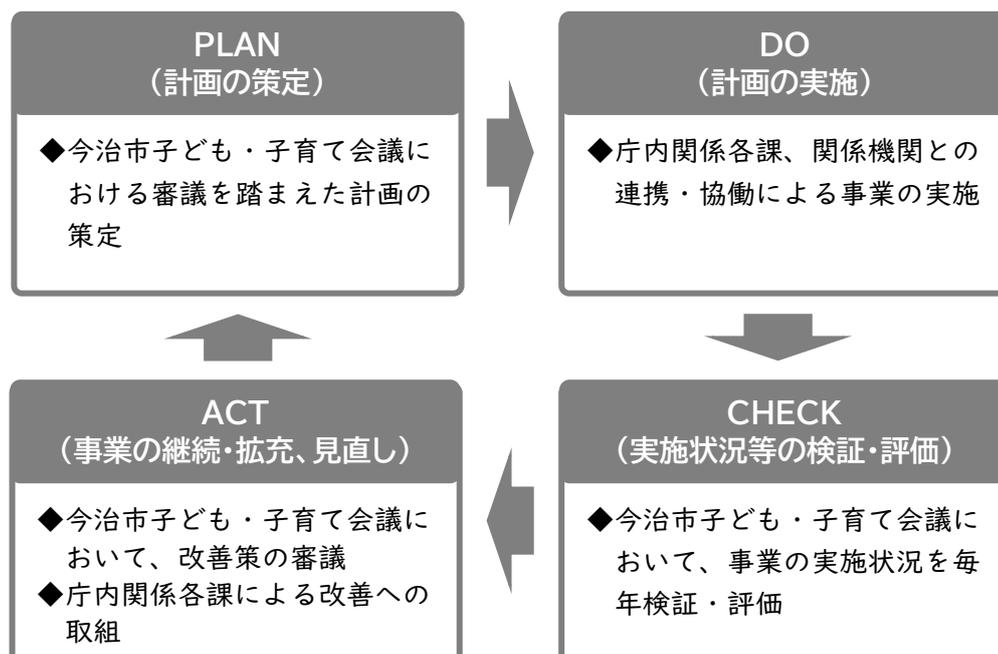
本計画は、庁内の教育や保育など多くの分野に関連しており、毎年各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、全庁的に各課が連携して取り組み、計画を着実に進めていきます。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の実現にあたっては、行政だけではなく、今治市全体として、こども施策の実施に取り組むことが求められています。そのため、子育て環境の向上のために、地域や関係機関・団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要であり、地域や関係機関・団体と行政との連携強化を図ります。

(3) 計画の推進管理

計画の実行性の確保に向けて、PDCA（Plan（計画）、DO（実施・実行）、Check（検証・評価）、Act（改善））のプロセスを踏まえ、推進管理を行います。各課の取組については、計画の目標の達成状況を把握し、検証し、計画の進行管理に努めます。



(4) SDGs 目標との対応

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、「誰一人取り残さない」を原則に、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本市においては、2024年3月に、人口減少などの地域課題の解決を図り、市民が真ん中の視点に基づき、多様な主体と連携した様々な施策の実施を通して、地域社会の変革を促し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献することを宣言しました。経済・社会・環境の調和がとれた持続可能なまちを目指しています。

本計画の推進においてもSDGsの趣旨を踏まえ、こども施策の推進に取り組み、SDGsの目標達成に貢献します。



今治市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

■基本目標とSDGsの達成目標の対応

基本目標1	こども・若者の、多様な人格・個性を尊重し、権利を守る	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう		
基本目標2	こどもや若者、子育て世帯のライフステージに応じた切れ目ない支援	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう		
基本目標3	こどもの良好な成育環境の確保と、貧困と格差の解消	1 貧困をなくそう	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
基本目標4	若い世代が安心して結婚、子育てに関する希望を持てる今治へ	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	

■関連するSDGsの達成目標について

1 貧困をなくそう	目標1（貧困） こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切れるよう、経済的支援等を進めます。	8 働きがいも経済成長も	目標8（働きがい） 仕事と子育ての両立を支援し、働く中で自己実現が図られるよう支援します。
3 すべての人に健康と福祉を	目標3（健康と福祉） 全てのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を行います。	10 人や国の不平等をなくそう	目標10（平等） 全てのこどもが権利の主体として、個人が尊重され、基本的人権が保障される環境を整えます。
4 質の高い教育をみんなに	目標4（教育） 学校・家庭・地域において、生きる力を育む教育環境を整えます。	11 住み続けられるまちづくりを	目標11（まちづくり） 子育てを地域で支え、全てのこどもが安全に安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。
5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5（ジェンダー平等） 夫婦で共育、仕事と子育ての両立、男女共同参画、職場の環境づくりのための啓発に努めます。	16 平和と公正をすべての人に	目標16（平和と公正） 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で暮らせる社会の実現を目指します。

2 情報の提供・周知

本計画について、窓口やホームページ等での計画本編の公開により、周知を図ります。

また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等のこども・子育てに関する情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発を図ります。

3 広域調整や県との連携

本計画において、地域ごとの特性やニーズを把握し、効率的かつ効果的な施策を実施するためには、保育の広域利用や障がい児への対応等により、市の区域を越えた広域な供給体制や基盤整備が必要な場合があります。その場合、周辺市町や県との連携・調整を図ることで、より一貫性のある施策の実施と、必要な支援や情報の共有が可能となります。これにより、地域全体で子育て支援の質を向上させ、こどもや子育て家庭が安心して暮らせる環境を整えることを目指します。

資料編

1 今治市子ども・子育て会議条例

○今治市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項につき市長が必要があると認める事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が子育て支援上必要があると認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者その他子どもの育成及び子育て支援対策への意欲を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(今治市執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 今治市執行機関の附属機関設置条例(平成17年今治市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部今治市次世代育成支援対策地域協議会の項を削る。

附 則 (令和5年7月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 今治市子ども・子育て会議委員名簿

○今治市子ども・子育て会議委員名簿

番号	区分	役職名	氏名
1	学識経験者	今治明德短期大学学長	泉 浩徳
2		今治市医師会 今治市小児科医会会長 (医療法人あおい小児科院長)	青井 努
3	関係団体の 代表者	今治市民生・児童委員協議会主任児童委員部会部長	山口 早苗
4		今治市社会福祉協議会地域福祉課長	小池 由貴
5		今治市小・中学校長会副会長	山川 博一
6		今治市・上島町保育協議会顧問	龍田 三津子
7		今治地区私立幼稚園協会会長	越智 瑞啓
8		今治市連合自治会会長	浅川 文雄
9		今治市母子寡婦福祉連合会会長	杉山 恵子
10		今治市内高等学校等校長連絡協議会 今治北高等学校 教諭	河本 大造
11		今治市PTA連合会会長	長尾 正人
12		今治市児童クラブ連絡協議会副会長	井出 早苗
13		今治市手をつなぐ育成会副会長	矢野 信子
14		今治商工会議所 地場産業振興委員会 副委員長	風本 崇
15		あすなろ学園園長	梶原 淳一
16		特定非営利活動法人NPO 今治センター理事長 (いまばりファミリー・サポート・センター)	別府 武士
17	子育て支援対 策への意欲を 有する者	公募委員	津村 侑子
18		公募委員	竹中 由梨

3 策定の経緯

日程	事項	内容
【令和5年】 8月31日	令和5年度第1回 今治市子ども・子育て会議	・第2期今治市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と次期計画について
11月16日	令和5年度第2回 今治市子ども・子育て会議	・今治市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査について
12月1日～ 12月18日	今治市子ども子育て支援事業におけるニーズ調査(未就学児保護者)	・未就学児童のいる世帯・保護者を対象とした市民意向調査(ニーズ調査)の実施
【令和6年】 2月22日	令和5年度第3回 今治市子ども・子育て会議	・今治市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて ・子ども子育て支援事業におけるニーズ調査について
6月7日～ 6月21日	こどもの生活状況調査	・小学5年生、中学2年生とそれらの保護者を対象とした生活状況調査の実施
6月21日～ 7月16日	今治市子ども子育て支援事業におけるニーズ調査(小学生保護者)	・小学生のいる世帯・保護者を対象とした市民意向調査(ニーズ調査)の実施
6月28日～ 7月31日	こども・若者の意識と生活に関する調査	・18～29歳のこども・若者を対象とした意識調査の実施
8月1日～ 8月31日	こどものいけんBOX	・市内7カ所の児童館に設置し、こどもの居場所についての意見を求めた
8月29日	令和6年度第1回 今治市子ども・子育て会議	・第2期今治市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・今治市こども計画にかかるアンケートの結果速報 ・今治市こども計画について
9月13日	若者意見ヒアリング	・ワークショップ、ワールドカフェ方式にて、18～22歳(大学生)8名の意見を聴取 テーマ：若者の悩み・居場所、結婚観・子育てについて
11月21日	令和6年度第2回 今治市子ども・子育て会議	・今治市こども計画素案について
12月26日	こども・若者意見ヒアリング	『～こども・若者が地域で自分らしく生きていけるように～今治市こども計画を知ろう!』 ・座談会方式にて実施
【令和7年】 1月23日～ 2月6日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
3月27日	市長へ答申	・「今治市こども計画」を市長へ答申

4 アンケート調査結果

(1) 子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査結果

■調査概要

【未就学児】

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の未就学児のいる世帯（末子対象）
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和5年12月1日～18日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	2,000件
有効回収数・率	897件・44.9%

【小学生】

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内の小学校に通う小学生のこどものいる世帯
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出
調査時期	令和6年6月21日～7月16日
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査法
配布数	1,000件
有効回収数・率	430件・43.0%

○【児童の母親】の就労形態ごとのクロス集計結果について

※就労形態：Q1の選択肢から以下のように定義します。

『フルタイム』

「フルタイム」と「フルタイム【産休・育休・介護休業中である】」の合計

『パート・アルバイト』

「パート・アルバイトなど」と「パート・アルバイトなど【産休・育休・介護休業中】」の合計

『就労していない』

「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計

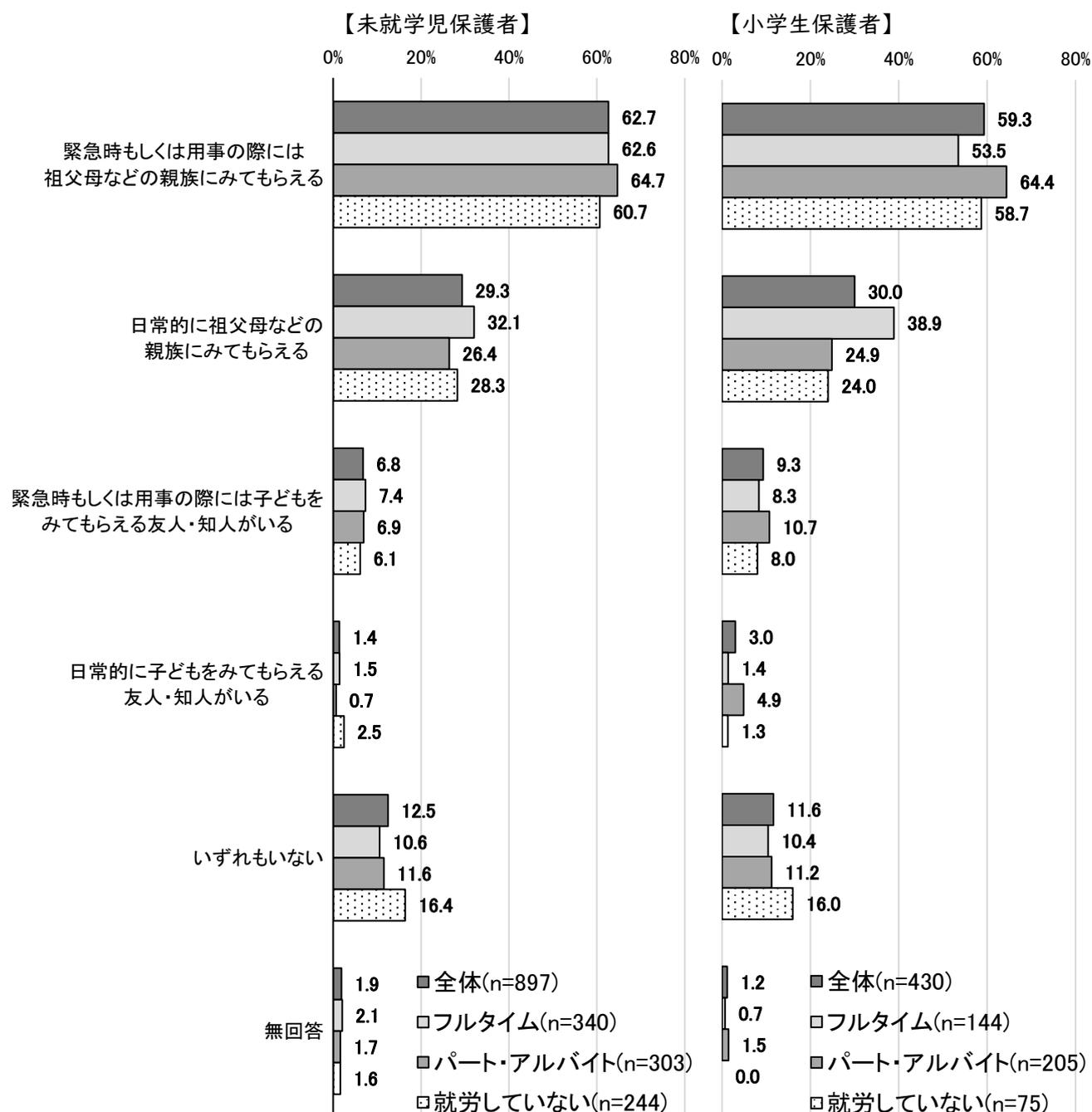
■調査結果（抜粋）

Q1 日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか。（あてはまるものすべてに○）

日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が、未就学児保護者 62.7%、小学生保護者 59.3%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」となっています。

また、「いずれもない」は、未就学児保護者 12.5%、小学生保護者 11.6%となっています。

母親の就労形態別にみると、フルタイムの方は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」に次いで、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が、未就学児保護者 32.1%、小学生保護者 38.9%と高くなっています。

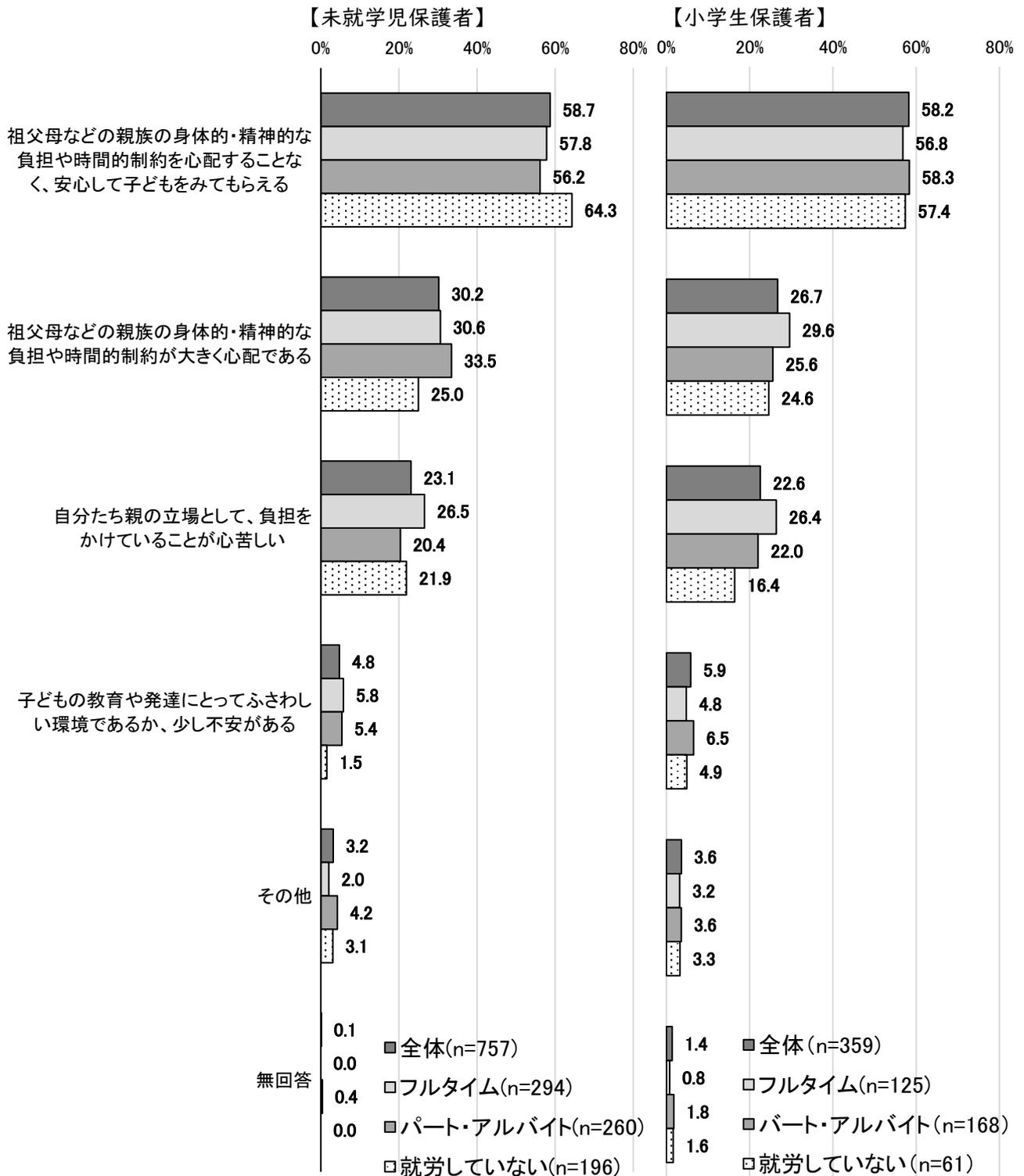


Q2 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

親族にお子さんをみてもらっている状況についてみると、「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」の割合が未就学児保護者 58.7%、小学生保護者 58.2%と最も高くなっています。

母親の就労形態別にみると、フルタイムの方で、親族に負担をかけていることを心配に感じたり、心苦しく思っている人の割合が若干高い傾向がみてとれます。

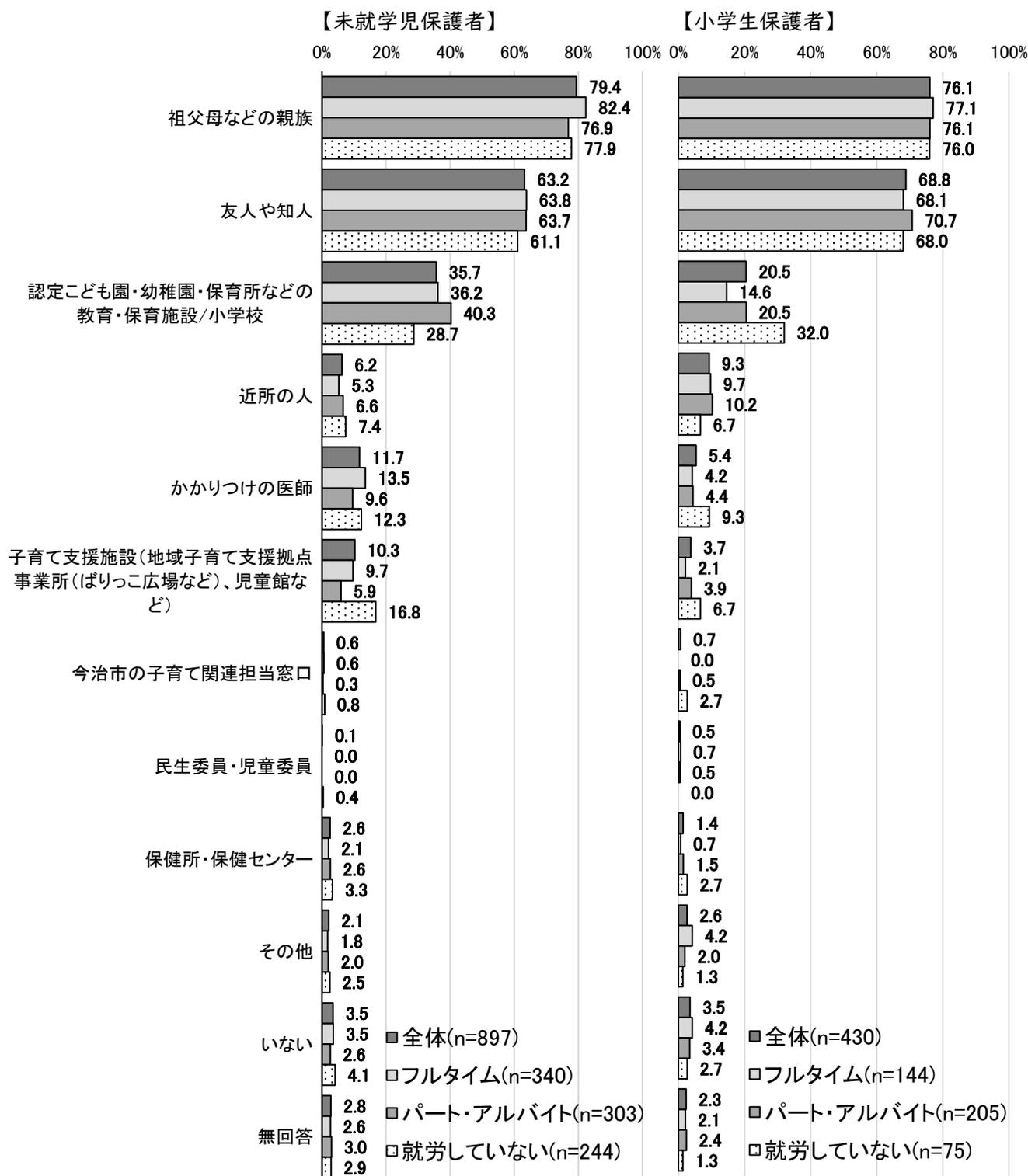


Q3 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。
（あてはまるものすべてに○）

子育てに関する相談先は、「祖父母などの親族」の割合が未就学児保護者 79.4%、小学生保護者 76.1%と最も高く、次いで「友人や知人」となっています。

また、「いない」は、未就学児保護者、小学生保護者ともに 3.5%となっています。

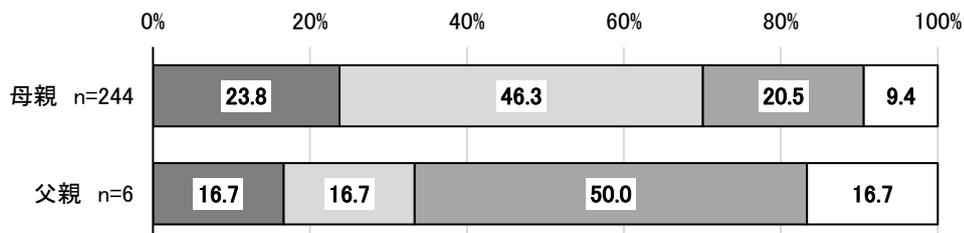
母親の就労形態別に小学生保護者の「小学校」についてみると、就労していない方は 32.0%と他の就労形態よりも高くなっている一方で、フルタイムの方は 14.6%と低くなっています。



Q4 「就労していない」人に対して) 就労したいという希望はありますか。(1つに○)

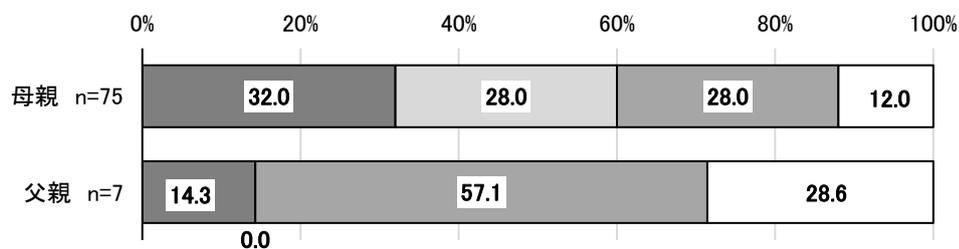
就労希望についてみると、未就学児保護者の母親は、「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころ就労したい」の割合が46.3%と最も高く、父親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が50.0%と最も高くなっています。小学生保護者の父親でも57.1%と半数以上が早期の就労希望があることがわかります。

【未就学児保護者】



- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答

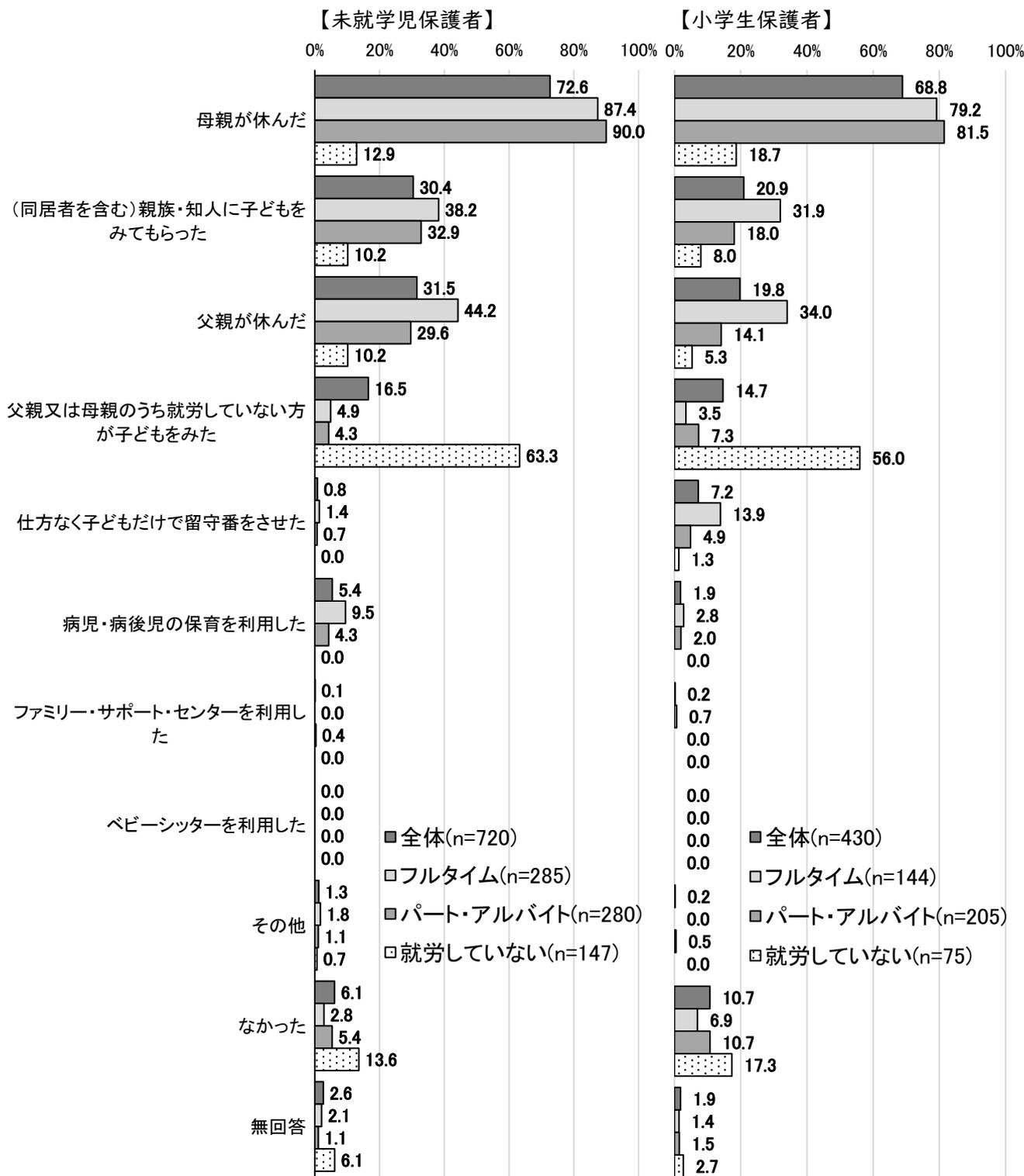
【小学生保護者】



- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 未回答

Q5 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

こどもの病気やケガの際の対応についてみると、「母親が休んだ」の割合が未就学児保護者72.6%、小学生保護者68.8%と最も高くなっており、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」と「父親が休んだ」が、両保護者で概ね同じ割合となっています。



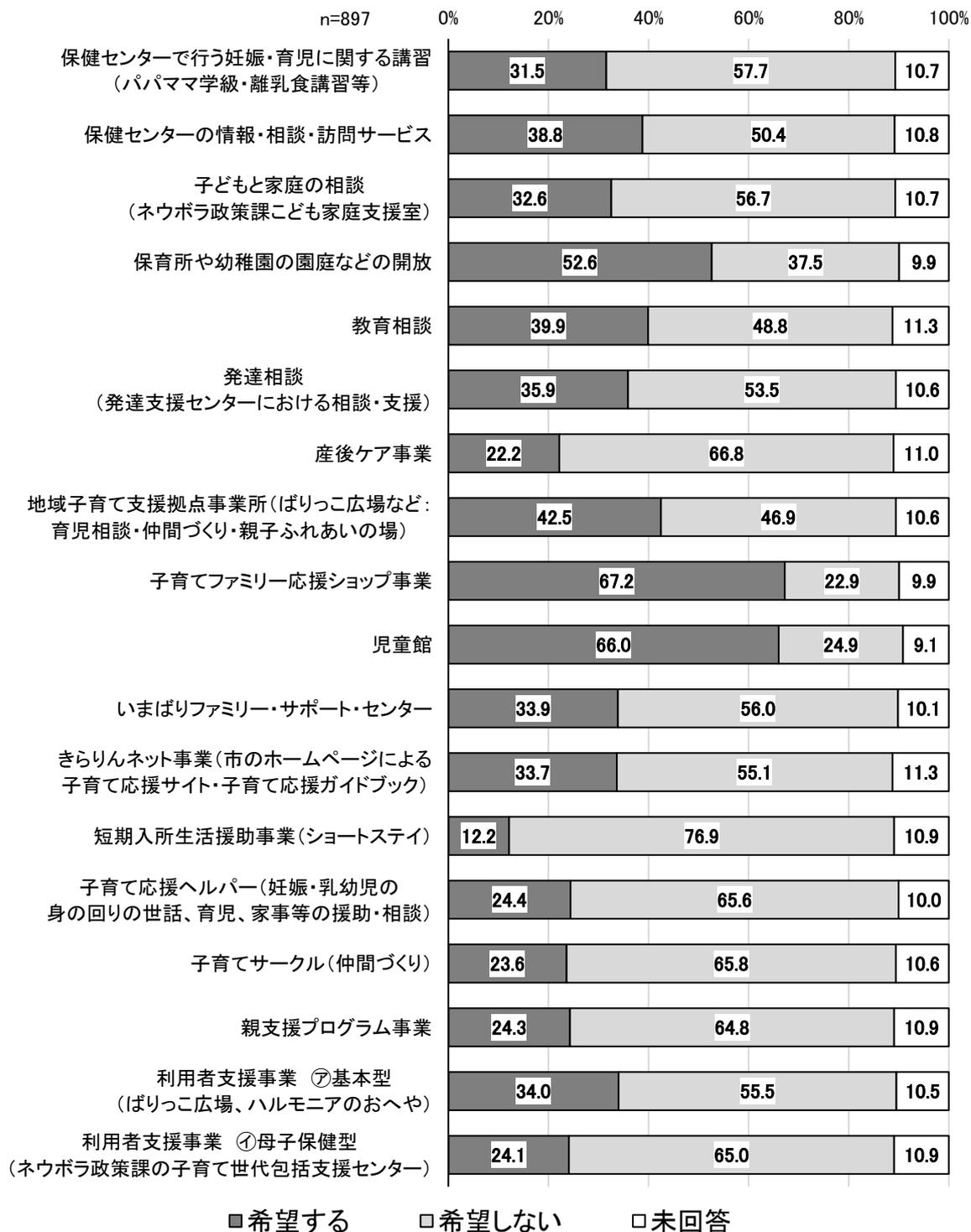
Q6 今後利用したい事業について

(それぞれ「はい(利用を希望する)」、「いいえ(利用を希望しない)」のどちらかに○)

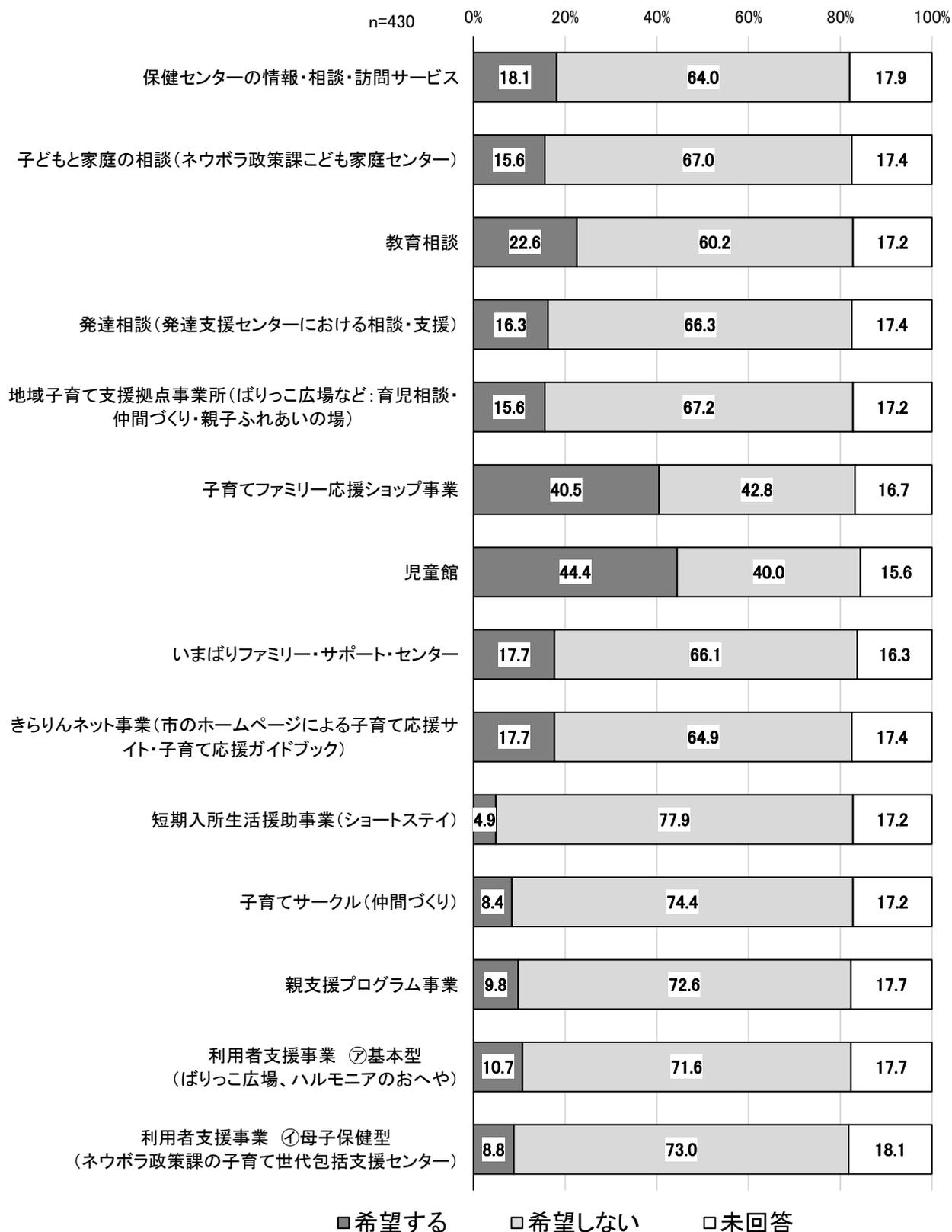
今後利用したい事業についてみると、「子育てファミリー応援ショップ事業」と「児童館」の割合が未就学児保護者と小学生保護者でともに利用希望が高くなっています。

一方、小学生保護者の「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」、「子育てサークル(仲間づくり)」、「親支援プログラム事業」、「利用者支援事業」は、利用を希望する人の割合が1割程度となっており、更なる内容の充実や、情報の発信等が必要と考えられます。

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

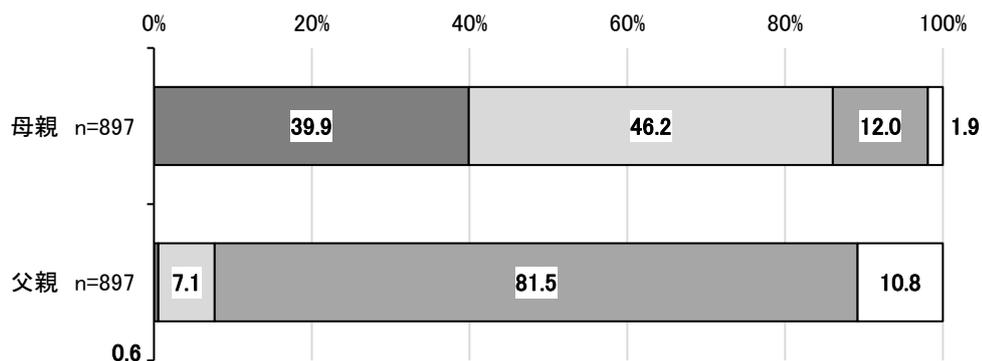


Q7 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

(1つに○)

こどもが生まれた時の保護者の育児休暇取得状況についてみると、未就学児保護者の母親では「取得した(取得中である)」が46.2%と最も高く、小学生保護者の母親では「働いていなかった」が48.6%と最も高くなっています。両保護者の父親では、「取得していない」がともに8割を超えています。

【未就学児保護者】



■働いていなかった □取得した(取得中である) ■取得していない □無回答

【小学生保護者】



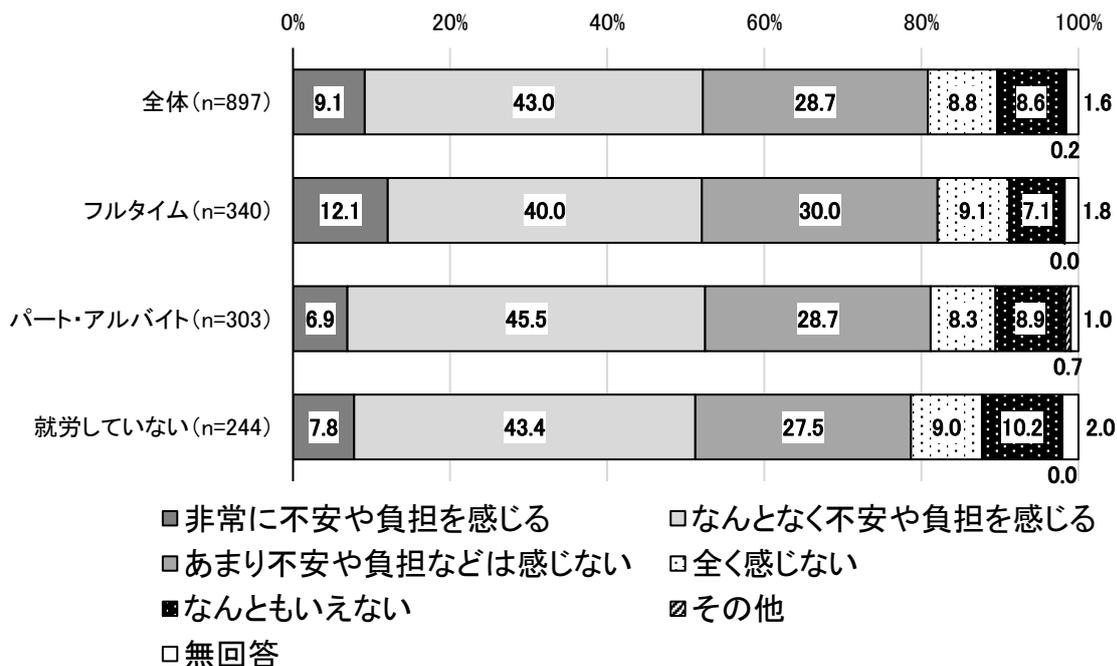
■働いていなかった □取得した(取得中である) ■取得していない □未回答

Q8 あなたは、子育てに関して不安や負担などを感じていますか。(1つに○)

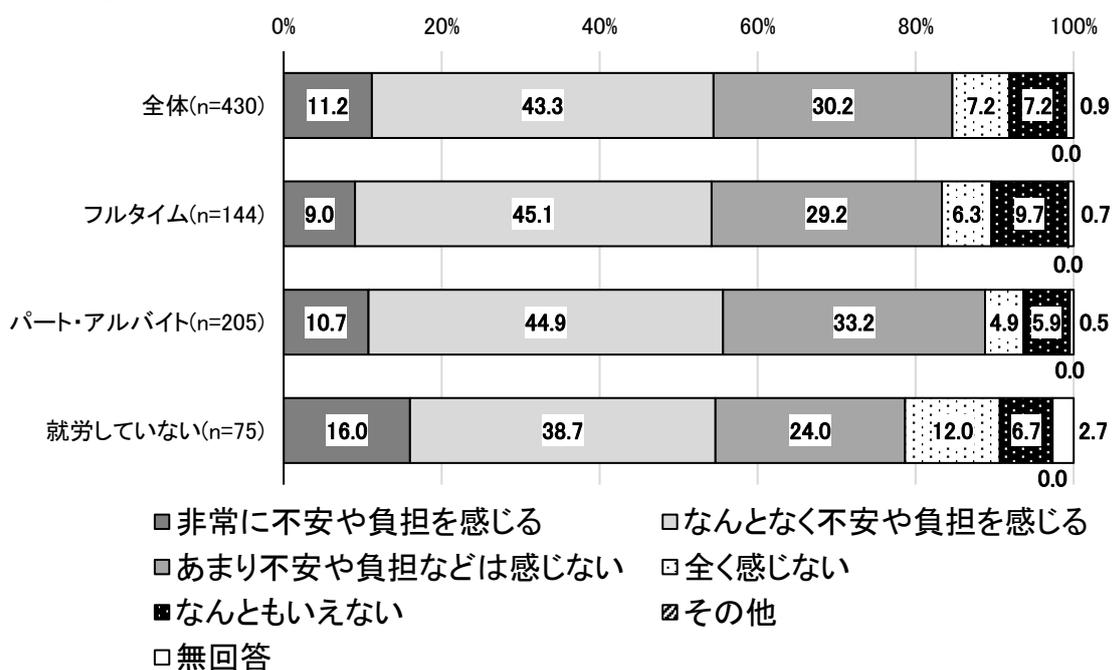
子育てに関する不安や負担についてみると、不安や負担を感じている人（「非常に不安や負担を感じる」+「なんとなく不安や負担を感じる」）の割合は、未就学児保護者 52.1%、小学生保護者 54.5%となっています。

母親の就労形態別にみると、小学生保護者の就労していない方で、「非常に不安や負担を感じる」および「全く感じない」の割合が高くなっており、他の就労形態と比べて不安や負担の差が大きい傾向がみられます。

【未就学児保護者】



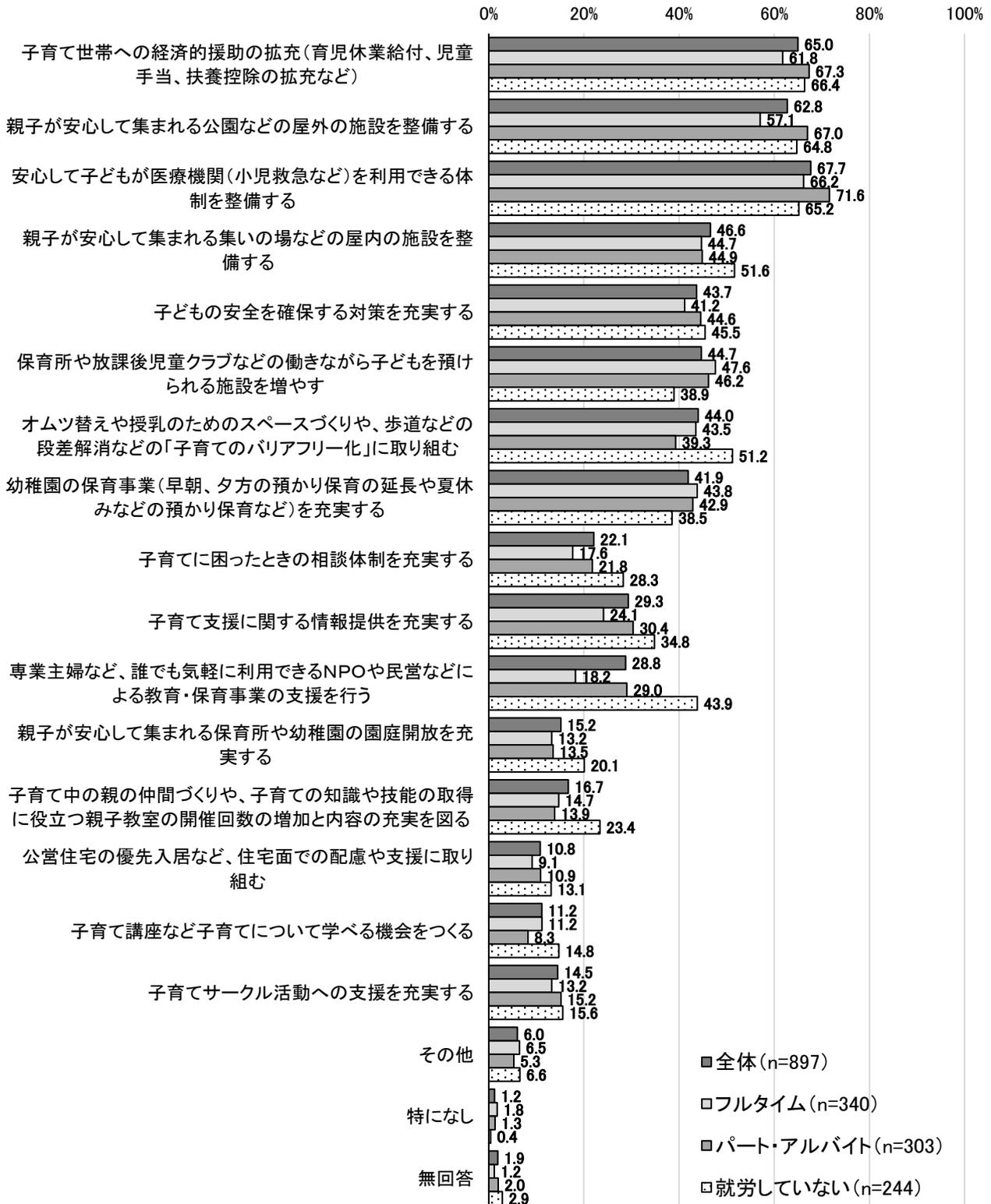
【小学生保護者】



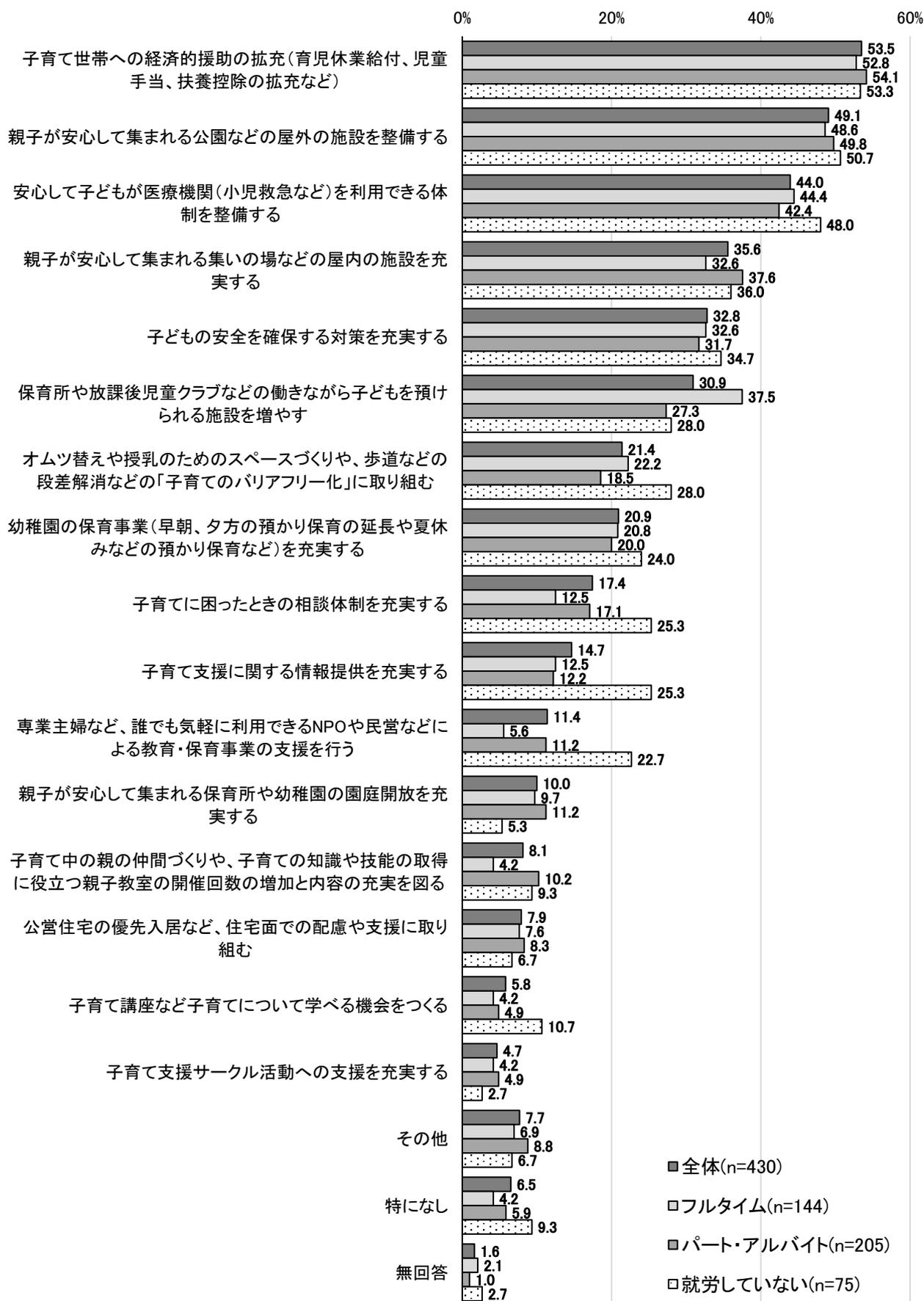
Q9 行政に対して、子育て支援の現状やあなたの子育て経験などから、どのような支援の充実を図って欲しいですか。(あてはまるものすべてに○)

充実して欲しい支援についてみると、未就学児保護者では、「安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が67.7%と最も高く、小学生保護者では「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など)」の割合が53.5%と最も高くなっています。

【未就学児保護者】



【小学生保護者】



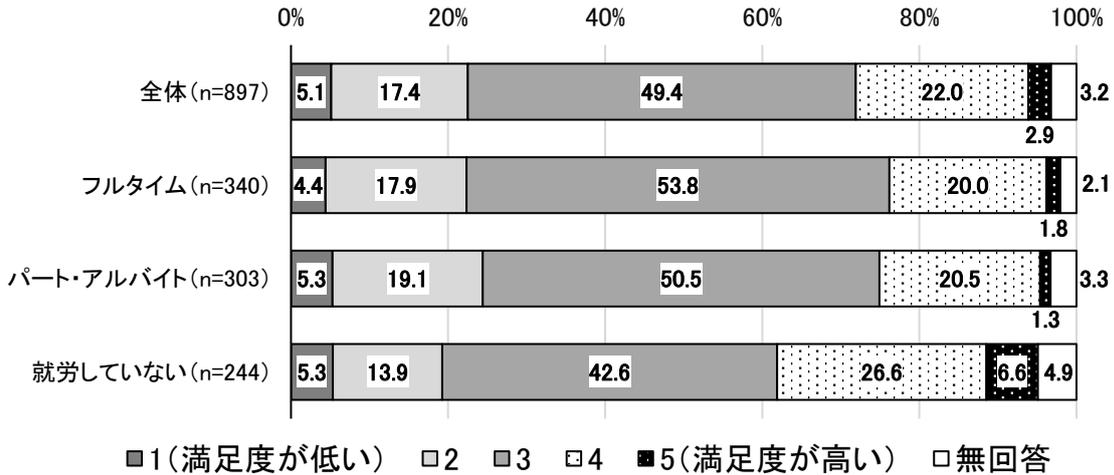
Q10 今治市における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。(1つに○)

子育てに関する市への満足度についてみると、満足度が高い(「5」+「4」)割合は、未就学児保護者 24.9%、小学生保護者 24.4%、満足度が低い(「1」+「2」)割合は、未就学児保護者 22.5%、小学生保護者 21.0%となっています。

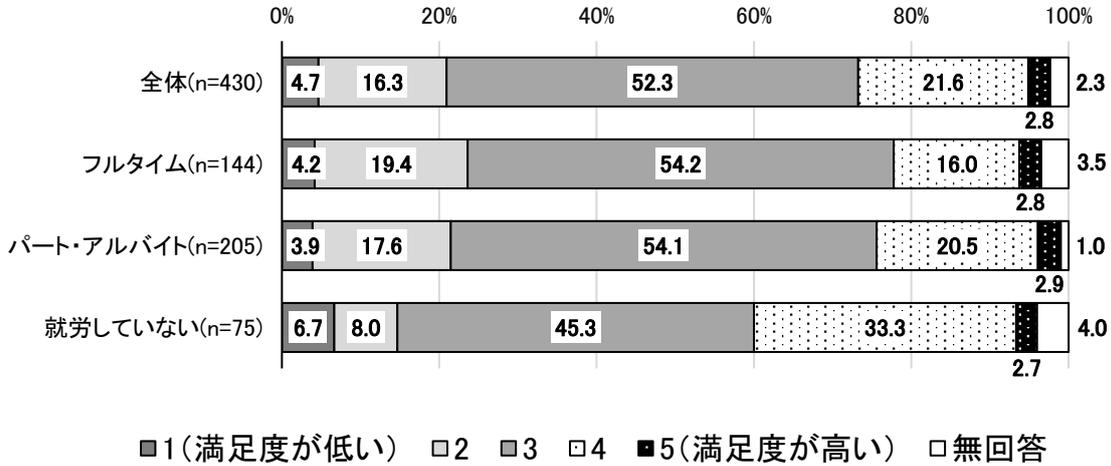
母親の就労形態別にみると、就労していない方は満足度が高い傾向にあり、就労中の方は満足度が低い傾向にあります。

未就学児保護者と小学生保護者は、概ね同様な傾向となっています。

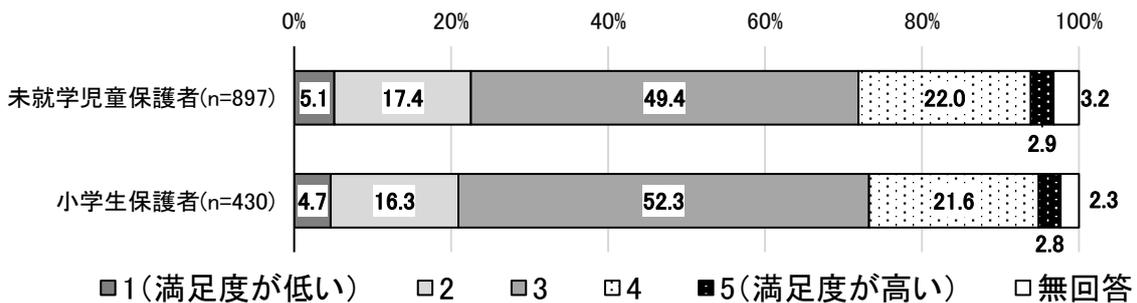
【未就学児保護者】



【小学生保護者】



【未就学児保護者・小学生保護者】



(2) 子ども・若者の意識と生活に関する調査結果

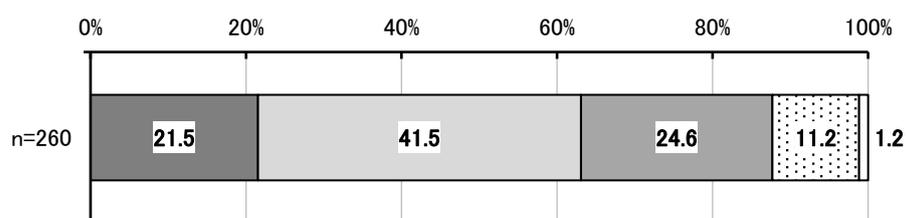
■調査概要

調査地域	今治市全域
調査対象者	今治市内在住の18歳～29歳の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年6月28日～7月31日
調査方法	郵送配布・郵送回収およびWEB回答のハイブリッド方式
配布数	1,180件
有効回収数・率	260件・22.0%

Q1 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

「今の自分が好きだ」(1つに○)

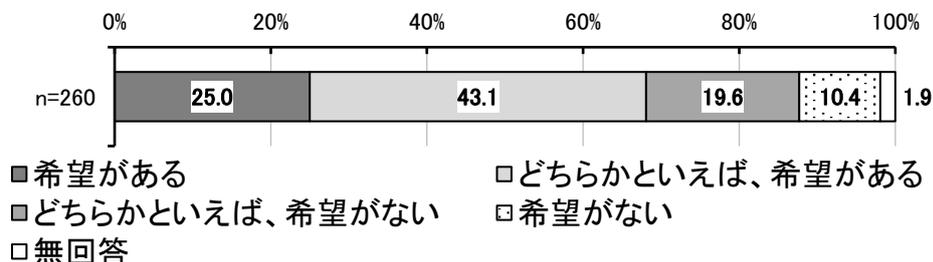
今の自己肯定感をみると、『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計)の割合が63.0%となっており、『あてはまらない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の合計)が35.8%となっています。



- あてはまる
- どちらかといえば、あてはまる
- どちらかといえば、あてはまらない
- あてはまらない
- 無回答

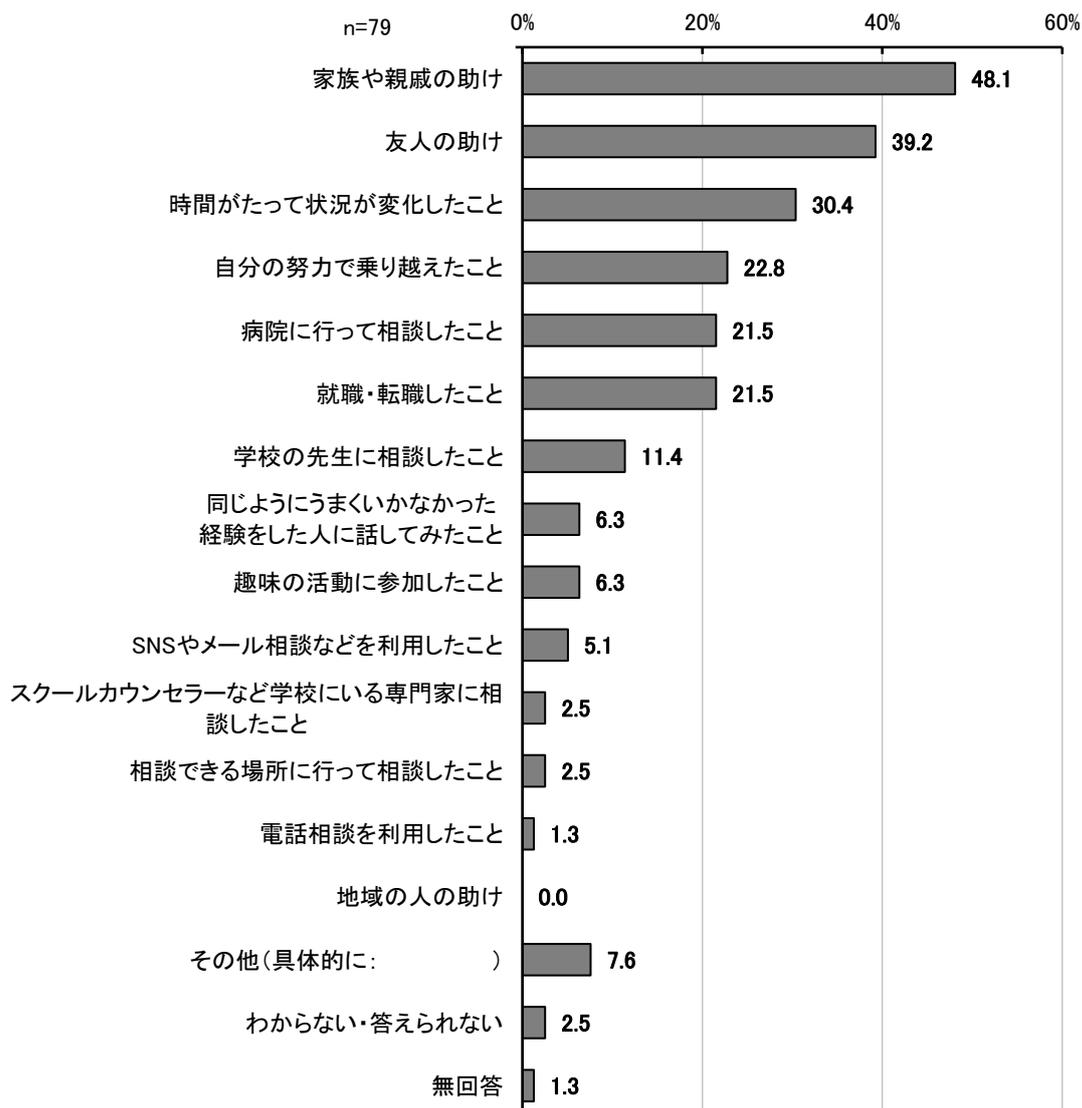
Q4 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(〇は一つ)

将来についての明るい希望をみると、『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」の合計)の割合が68.1%となっており、『希望がない』(「どちらかといえば、希望がない」と「希望がない」の合計)が30.0%となっています。



Q5 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた状況が改善したきっかけや改善に役立ったことは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに〇)

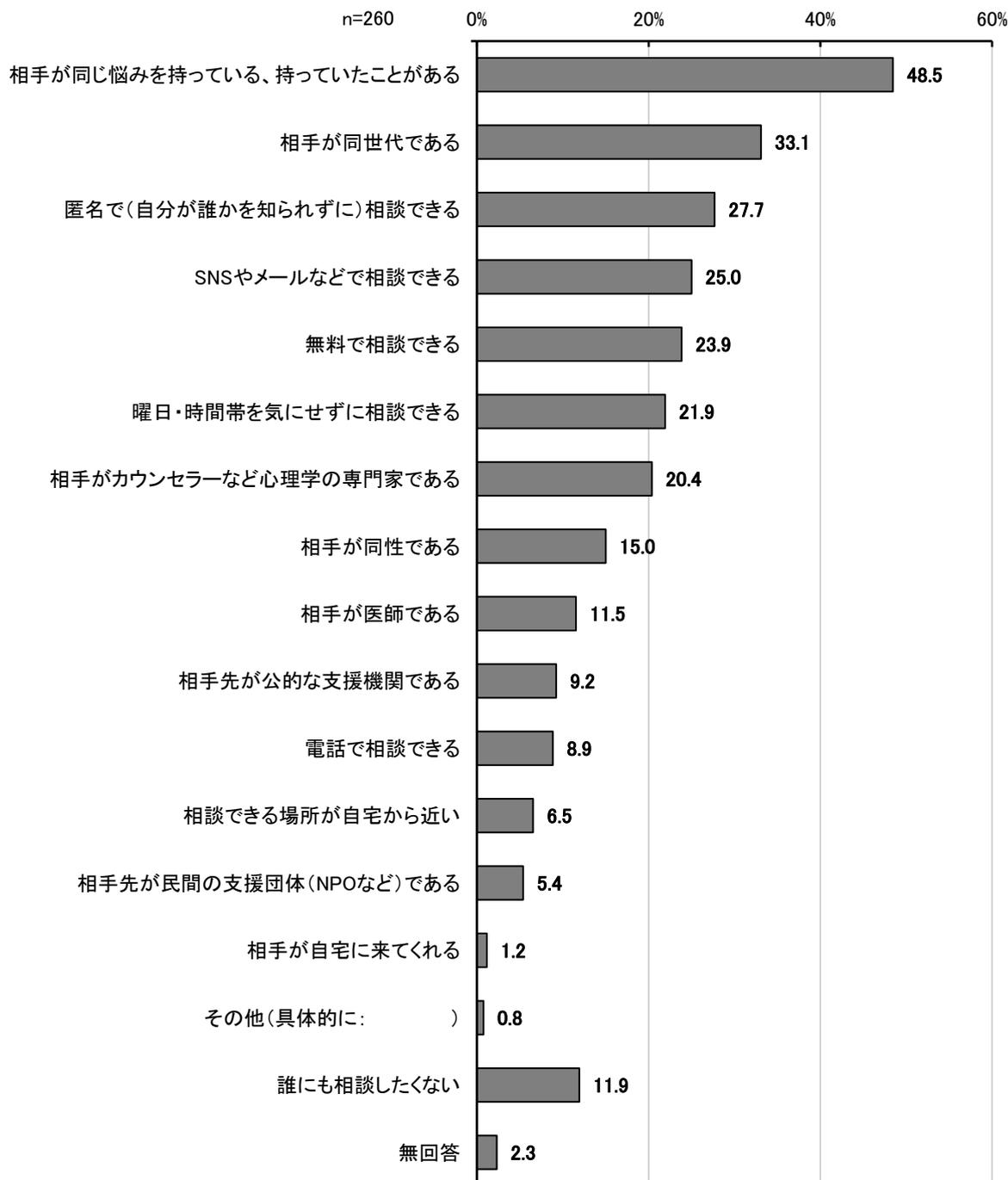
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた状態が改善したきっかけや役立ったことについてみると、「家族や親戚の助け」の割合が48.1%と最も高く、次いで「友人の助け」39.2%、「時間がたって状況が変化したこと」30.4%の順になっています。



Q6 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

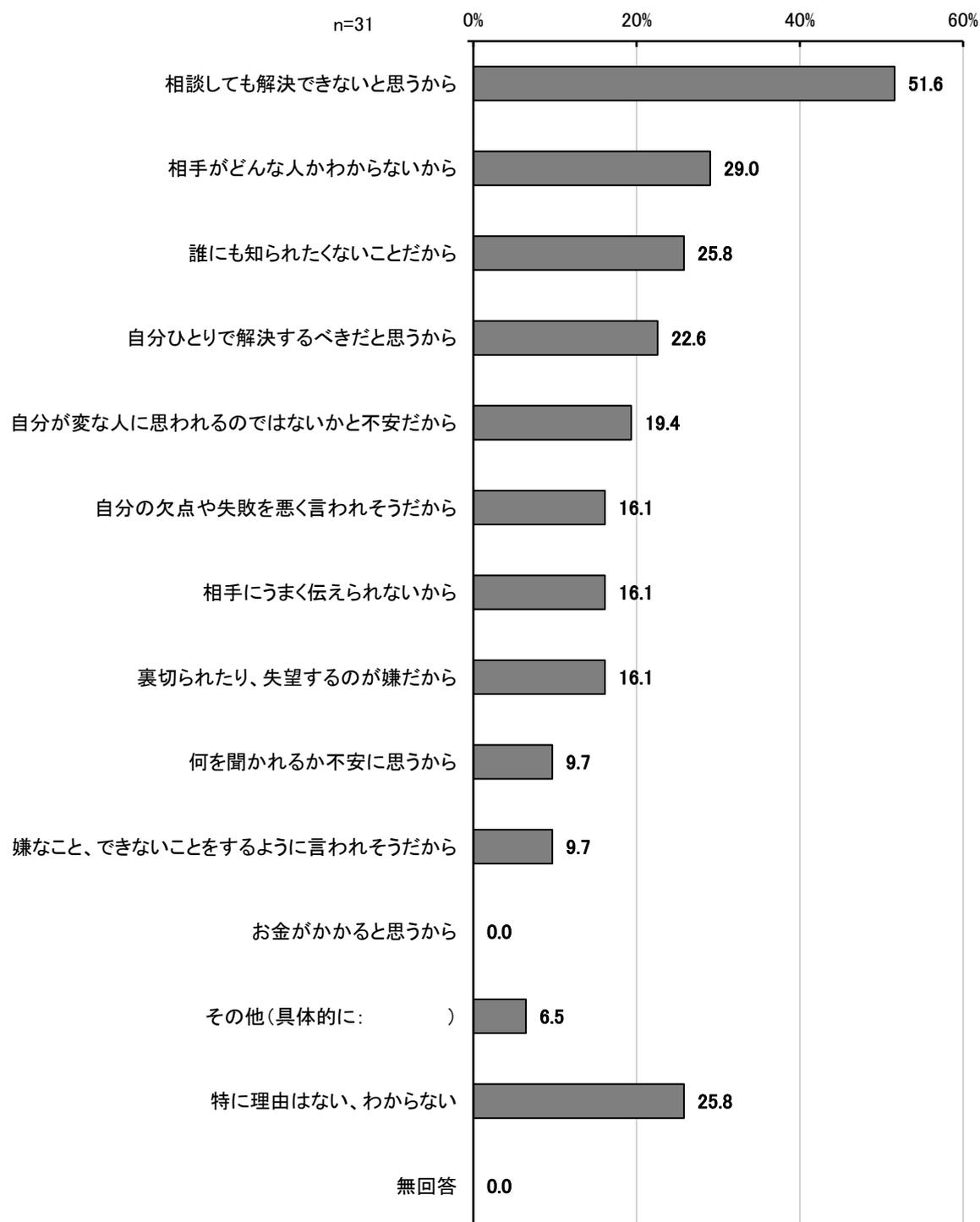
家族や知り合い以外に相談したいと思える人や場所についてみると、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が48.5%と最も高く、次いで「相手と同世代である」33.1%、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」27.7%などの順になっています。また、「誰にも相談したくない」は11.9%となっています。



Q7 前問で「誰にも相談したくない」を選んだ理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

誰にも相談したくない理由についてみると、「相談しても解決できないと思うから」の割合が51.6%と最も高く、次いで「相手がどんな人かわからないから」29.0%、「誰にも知られたくないから」25.8%などの順になっています。

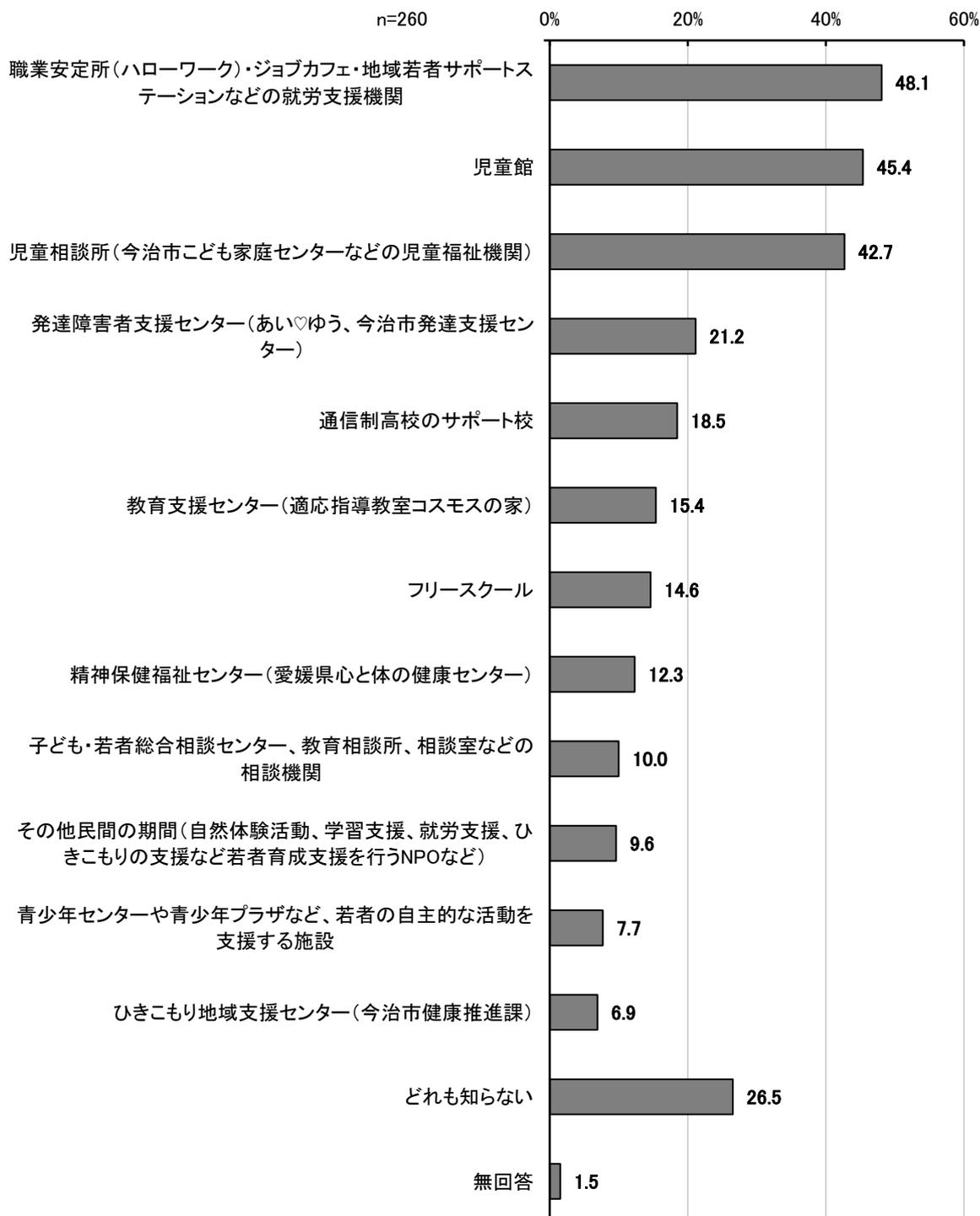
また、「特に理由はない、わからない」は25.8%となっています。



Q8 子ども・若者を対象とした育成支援機関等を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

子ども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度についてみると、「職業安定所(ハローワーク)・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」の割合が48.1%と最も高く、次いで「児童館」45.4%、「児童相談所(今治市こども家庭センターなどの児童福祉機関)」42.7%などの順になっています。

また、「どれも知らない」は26.5%となっています。

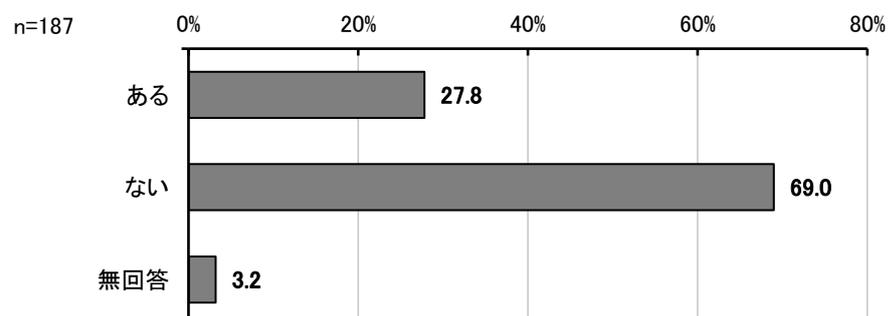


Q9 これらの機関（育成支援機関等）を利用した経験、そして利用希望はありますか。（1つに○）

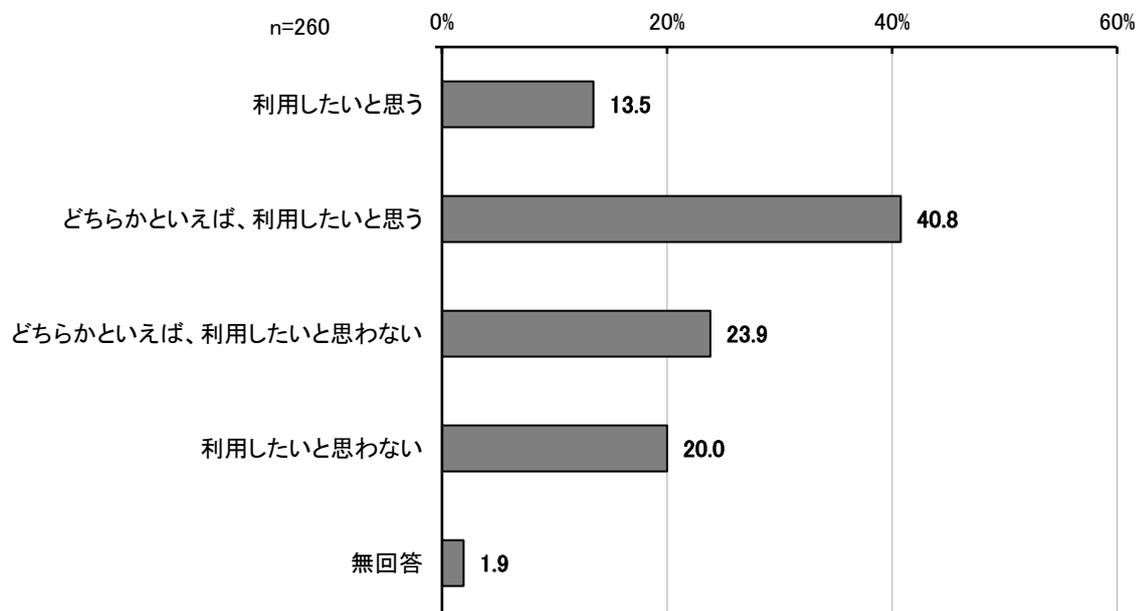
育成支援機関等の利用経験についての割合をみると、「ある」27.8%、「ない」69.0%となっています。

また、育成支援機関等の今後の利用希望についてみると、『利用したい』（「利用したいと思う」+「どちらかといえば、利用したいと思う」）54.3%、『利用したくない』（「利用したいと思わない」+「どちらかといえば、利用したいと思わない」）43.9%と、利用したいと回答した人が10.4ポイント高くなっています。

○利用経験



○今後の利用希望

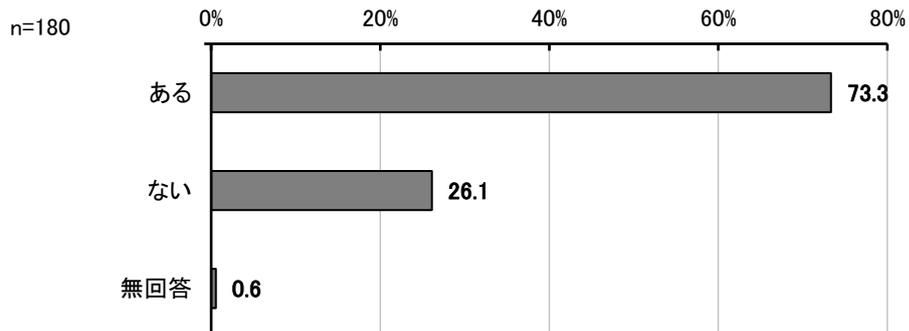


Q10 結婚希望はありますか。結婚していない理由はなんですか。(1つに○)

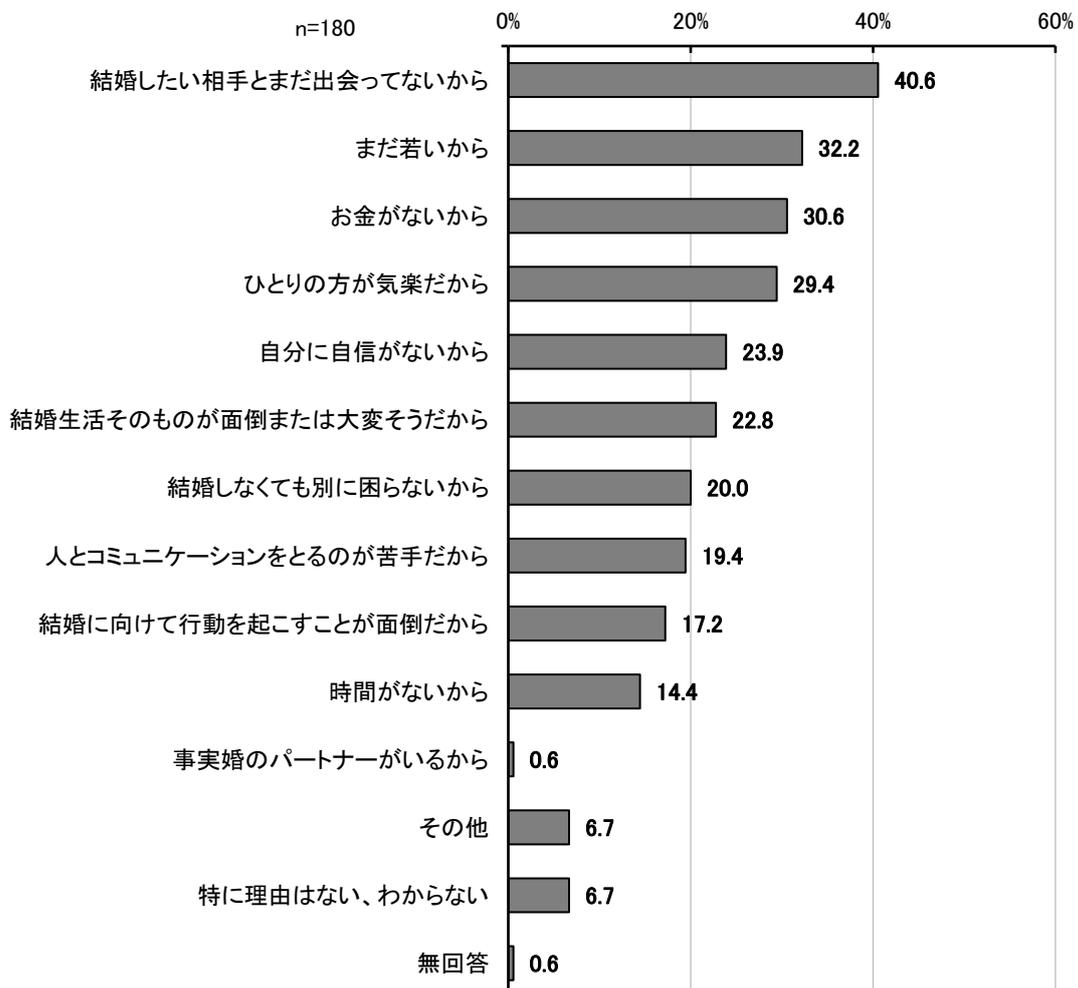
結婚希望についての割合をみると、「(結婚希望が)ある」73.3%、「(結婚希望が)ない」26.1%となっています。

また、結婚していない理由についてみると、「結婚したい相手とまだ出会っていないから」の割合が40.6%と最も高く、次いで「まだ若いから」32.2%、「お金がないから」30.6%などの順になっています。

○結婚希望



○結婚していない理由

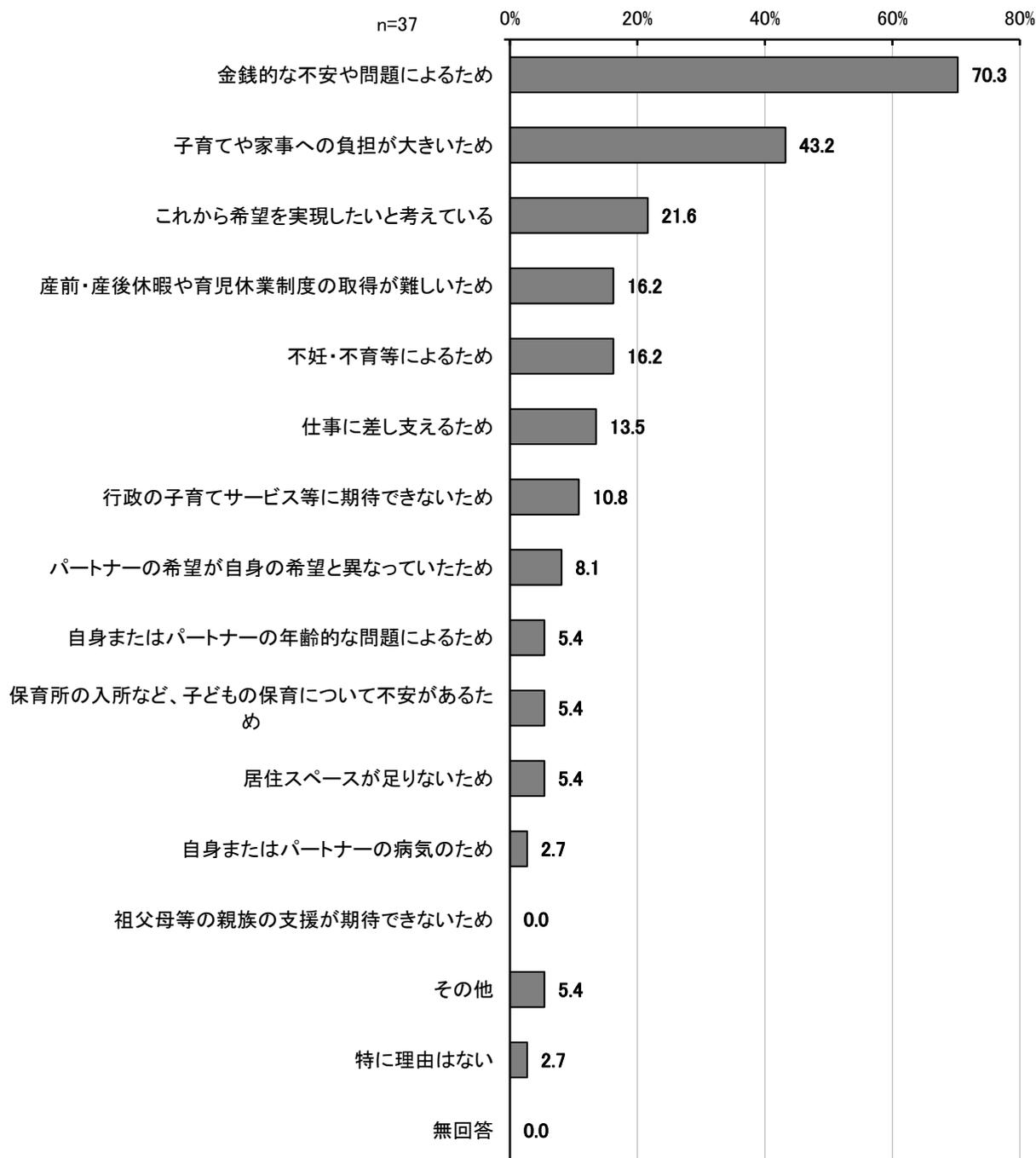


Q11 子どもの人数について、理想の人数に対して現実の人数が少ない理由はなんですか。

(あてはまるものすべてに○)

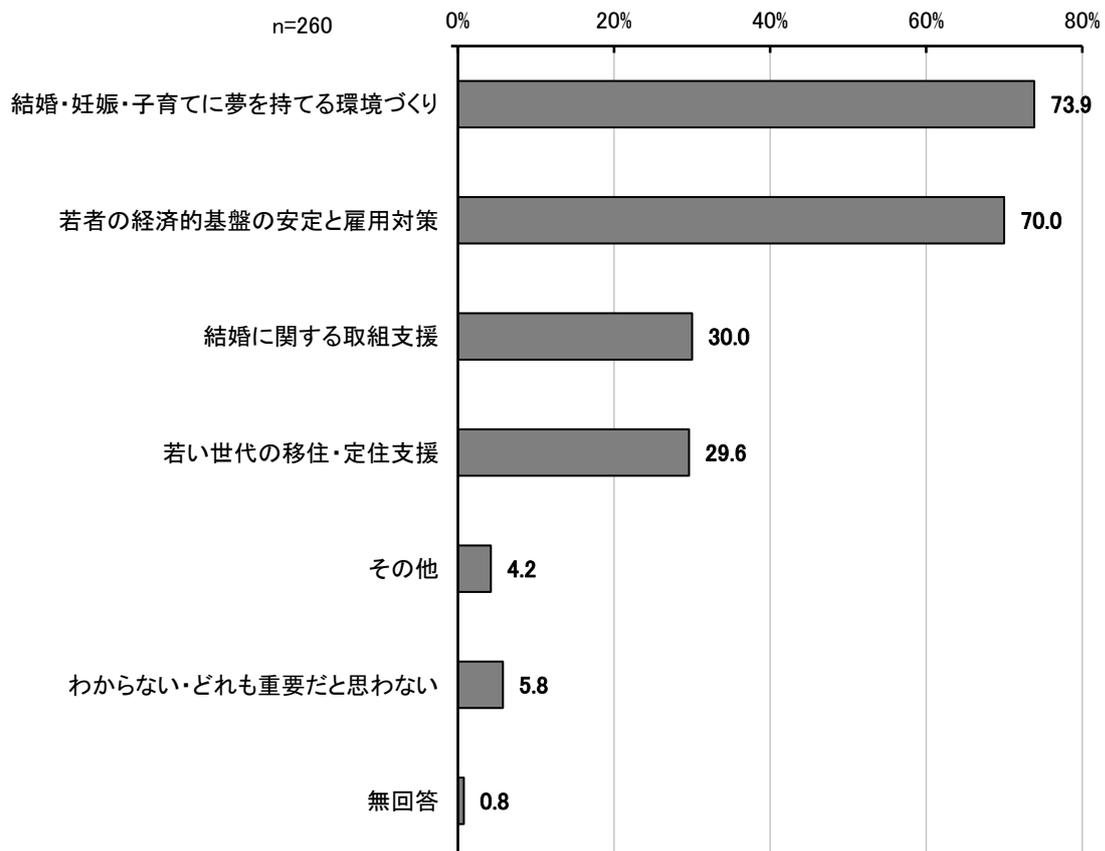
現在の子どもの人数および理想の子どもの人数についてみると、理想では「2人」、「3人」の割合が高くなっているのに対して、現実では「0人」、「1人」が多くなっています。

その理由として、「これから希望を実現したいと考えている」の割合が21.6%となっている一方で、「金銭的な不安や問題によるため」、「子育てや家事への負担が大きいため」の方が割合が高くなっています。



Q12 次の少子化対策のうち、若い世代への取組について、あなたが重要だと思う取組を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

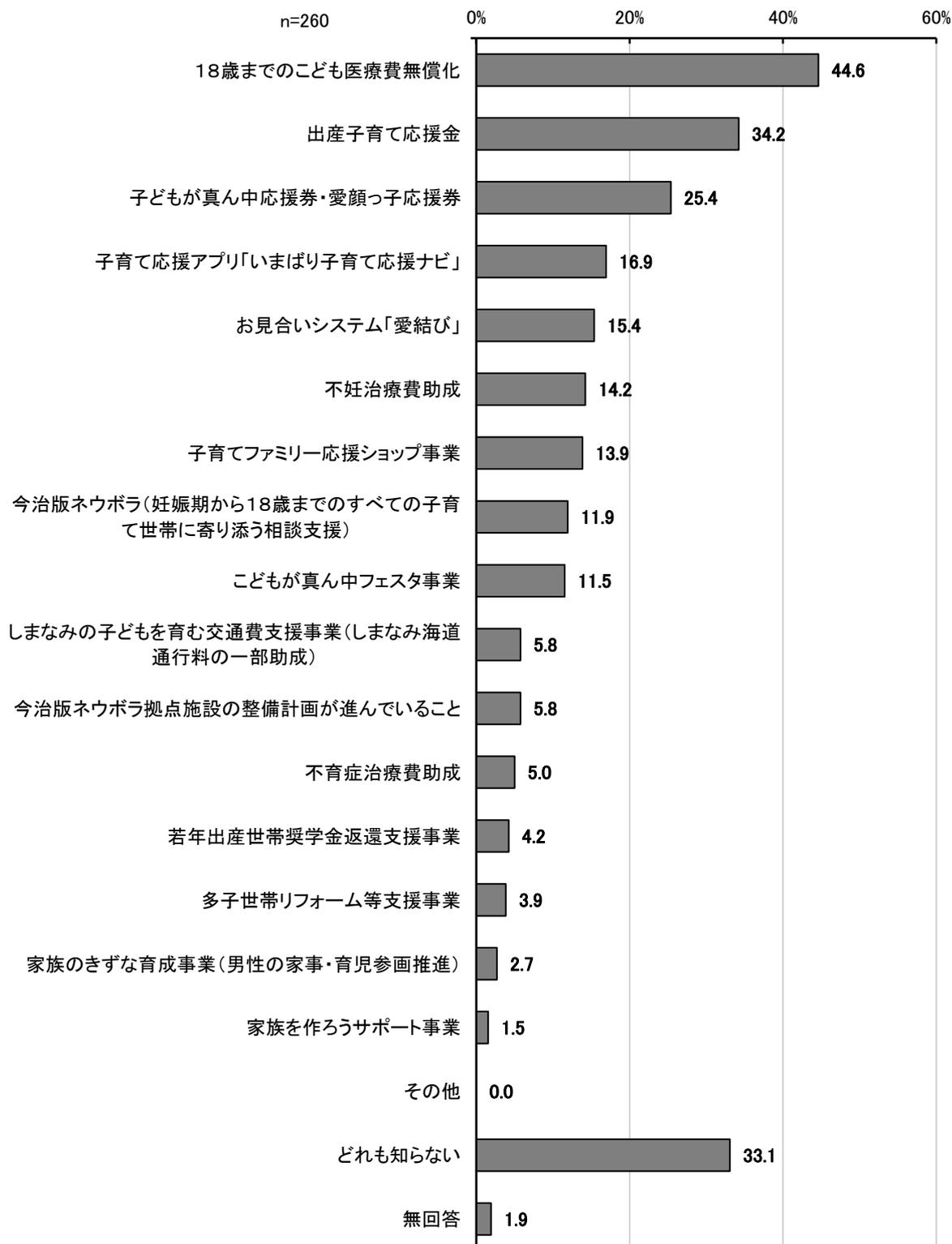
重要だと感じる少子化対策における若い世代への取組についてみると、「結婚・妊娠・子育てに夢を持てる環境づくり」、「若者の経済的基盤の安定と雇用対策」の割合が高く、どちらも7割以上となっています。



Q13 少子化対策として今治市が実施している事業のうち、知っている事業を教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

今治市の少子化対策関連事業の認知状況についてみると、「18歳までのこども医療費無償化」の割合が44.6%と最も高く、次いで「出産子育て応援金」34.2%、「子どもが真ん中応援券・笑顔っ子応援券」25.4%の順になっています。

また、「どれも知らない」は33.1%となっています。



(3) 子どもの生活状況調査結果

■調査概要

調 査 地 域	今治市全域	
調 査 対 象 者	小学生	今治市立の小学校に通う小学5年生
	中学生	今治市立の中学校に通う中学2年生
	保護者	上記小・中学校児童生徒の保護者
抽 出 方 法	小学生・中学生の対象学年在籍者	
調 査 時 期	令和6年6月7日～令和6年6月21日	
調 査 方 法	学校を通じての配布・回収	
配 布 数	小学生：1,102件、中学生：1,061件、保護者：2,163件	
有効回収数・率	小学生：942件・85.5%、中学生：800件・75.4% 保護者：1,250件・57.8%	

保護者・子どもの生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、今治市の現状を分析しています。追加資料として、「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行っています。

分析の結果は以下の通りです。

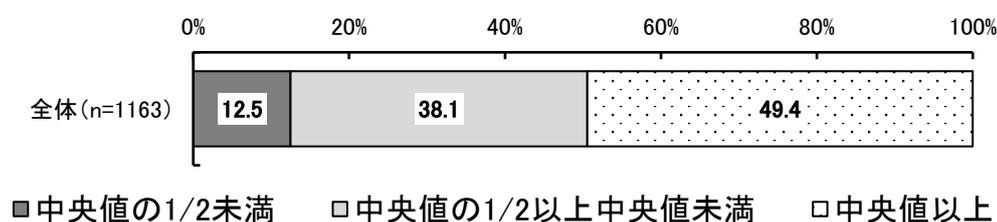
- 世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、こどもの学習・生活など様々な面で影響を受けています。
- 特に等価世帯収入が「中央値の1/2未満」と収入が低い世帯や、ひとり親世帯では、親子ともに多くの困難に直面しています。

◎等価世帯収入の算出結果

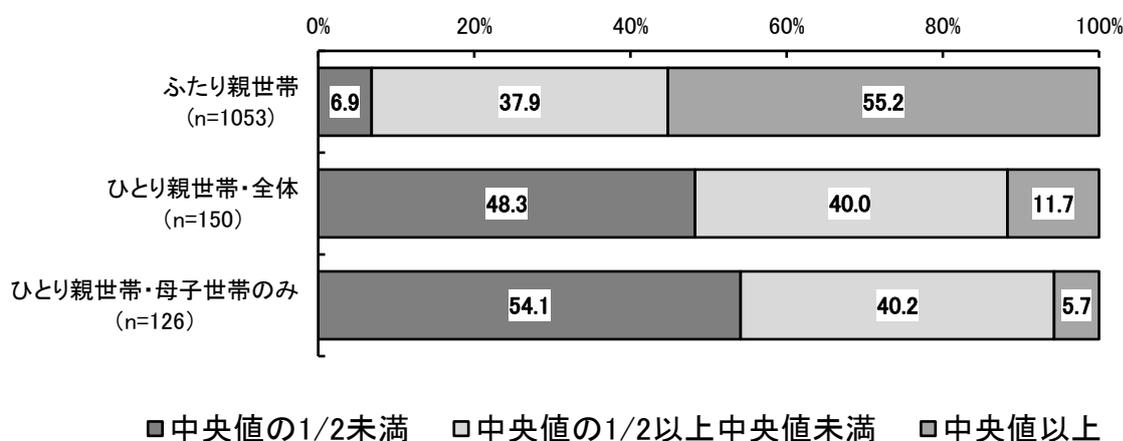
分類		今治市	国
中央値となる等価世帯収入		267.4万円	317.5万円
中央値の1/2となる等価世帯収入		133.7万円	158.8万円
中央値の1/2未満	貧困の課題あり	12.5%	12.9%
中央値の1/2以上中央値未満	貧困の課題を抱えるリスクあり	38.1%	36.9%
中央値以上		49.4%	50.2%

■ 調査結果

・ 今治市の等価世帯収入の水準



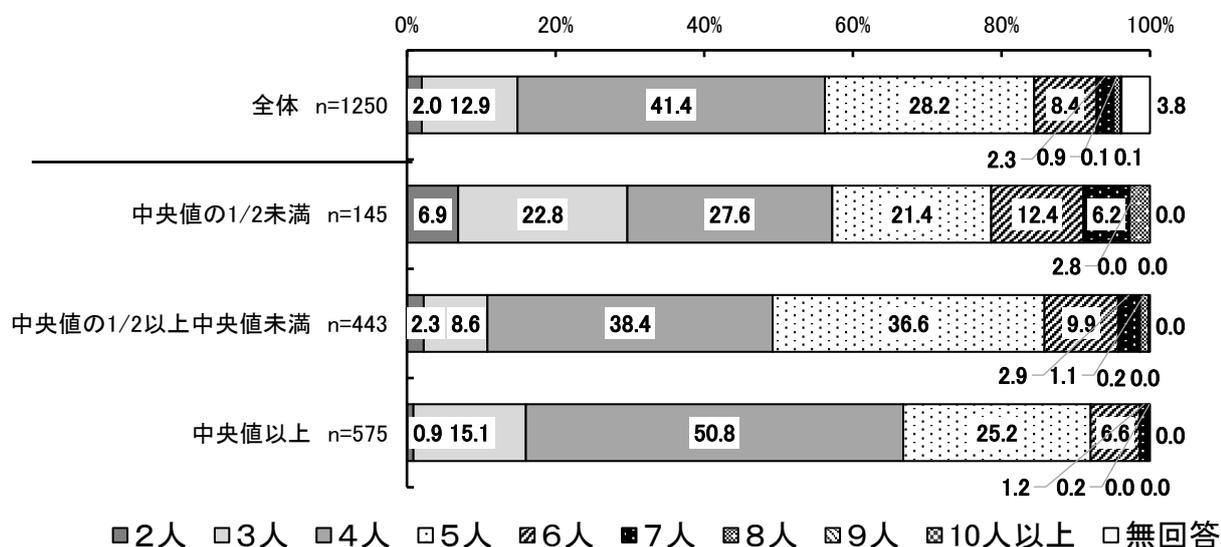
・ 今治市の世帯の状況別、等価世帯収入の水準



● 世帯人員について

「2人」又は「3人」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯では、回答者の約3割となっています。

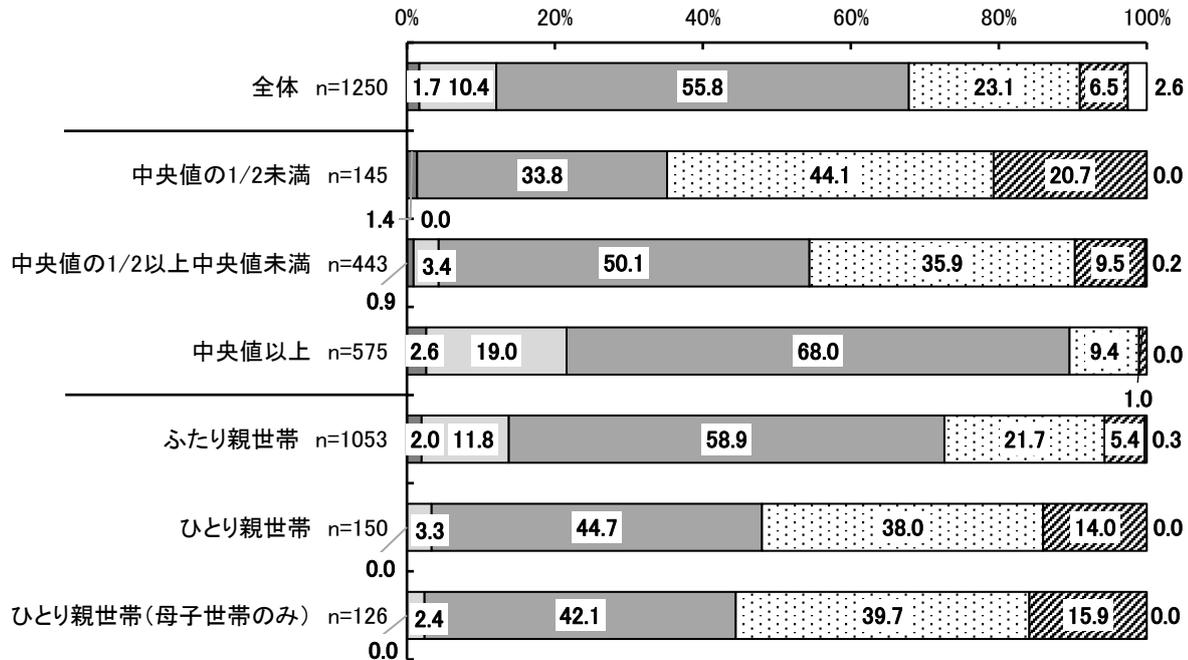
- ・ (全体) 2人+3人=14.9%
- ・ (中央値の1/2未満) 2人+3人=29.7%



●現在の暮らしの状況について

「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、回答者の半数以上となっています。

- ・(全体) 苦しい+大変苦しい=29.6%
- ・(中央値の1/2未満) 苦しい+大変苦しい=64.8%
- ・(ひとり親(母子世帯のみ)) 苦しい+大変苦しい=55.6%



□大変ゆとりがある □ゆとりがある □ふつう □苦しい ■大変苦しい □無回答

●食料・衣類が買えなかった経験や公共料金の未払いについて

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が発生する割合が高くなっています。

- 食料
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=7.6%
 - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=27.6%
 - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=15.3%
- 衣類
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=9.0%
 - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=28.3%
 - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=17.3%
- 公共料金
- ・(全体) 未払い=電気 3.1%、水道 3.5%、ガス 2.3%
 - ・(中央値の1/2未満) 未払い=電気 13.8%、水道 16.6%、ガス 11.7%
 - ・(ひとり親) 未払い=電気 8.7%、水道 11.3%、ガス 8.0%

●将来の進学先について

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「高校まで」と考えている方は全体よりも高くなる傾向がみられ、「大学まで」と考えている方は全体よりも低くなる傾向がみられます。

①高校まで

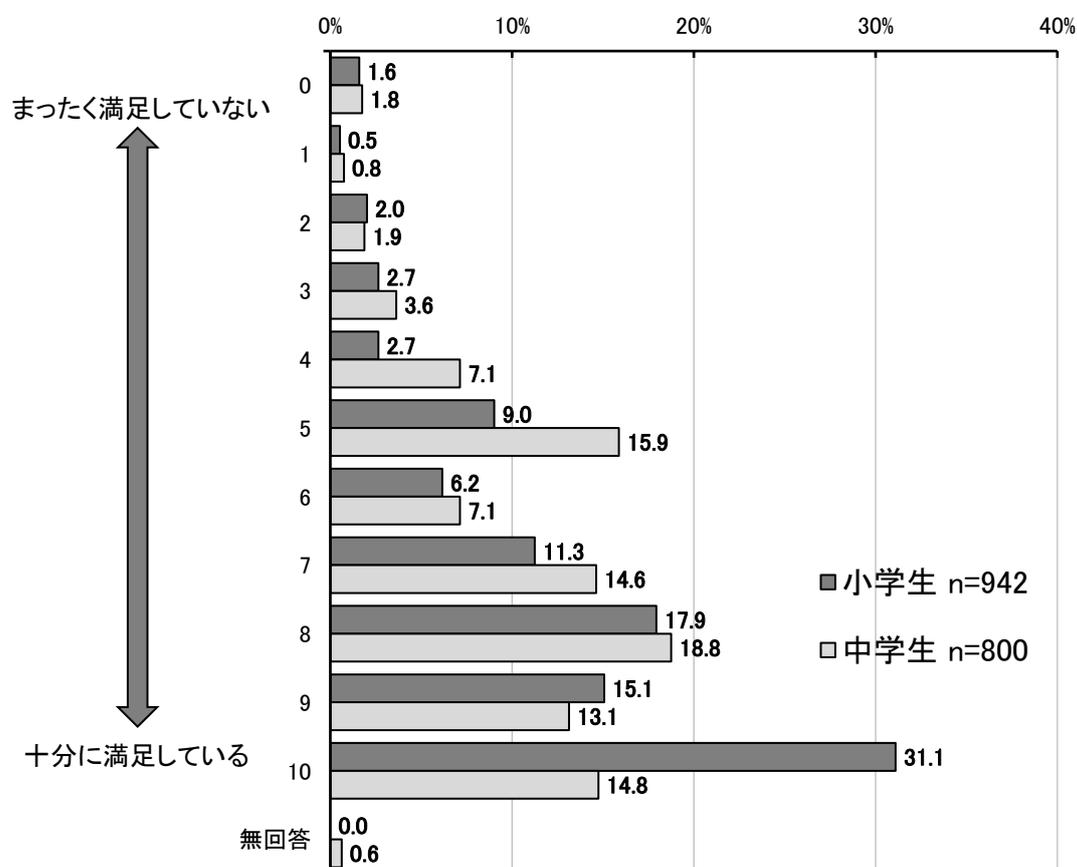
(全体) 小学生 22.1% 中学生 26.0% 親 15.4%
 (中央値の1/2未満) 小学生 26.5% 中学生 40.7% 親 33.8%
 (ひとり親) 小学生 29.6% 中学生 24.6% 親 27.3%

②大学まで

(全体) 小学生 21.8% 中学生 30.5% 親 42.3%
 (中央値の1/2未満) 小学生 13.2% 中学生 13.0% 親 22.1%
 (ひとり親) 小学生 15.5% 中学生 35.1% 親 30.0%

●生活の満足度について

小学生をみると、『満足度が高い』（「7」～「10」の合計）の割合は、全体で75.4%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、6割以上の方が『満足度が高い』となっています。
 中学生をみると『満足度が高い』（「7」～「10」の合計）の割合は、全体で61.3%となっています。また、等価世帯収入や世帯別にみても、5割以上の方が『満足度が高い』となっています。



(小学生の回答)

	全体 n=942	中央値の 1/2 未満 n=68	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=218	中央値以上 n=288	ふたり親世帯 n=529	ひとり親世帯 n=71	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=59
0	1.6	2.9	2.3	0.7	1.3	2.8	3.4
1	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0	1.4	1.7
2	2.0	2.9	3.2	1.4	2.1	2.8	3.4
3	2.7	1.5	2.3	2.8	2.8	1.4	1.7
4	2.7	1.5	2.3	2.4	2.1	4.2	5.1
5	9.0	13.2	9.6	5.6	7.4	16.9	11.9
6	6.2	4.4	5.1	8.7	7.0	5.6	6.8
7	11.3	13.2	11.5	10.8	11.5	5.6	6.8
8	17.9	22.1	17.9	14.9	16.5	18.3	18.6
9	15.1	16.2	13.3	15.6	15.1	15.5	13.6
10	31.1	20.6	32.6	37.2	34.2	25.4	27.1
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(中学生の回答)

	全体 n=800	中央値の 1/2 未満 n=54	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=166	中央値以上 n=218	ふたり親世帯 n=394	ひとり親世帯 n=57	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=49
0	1.8	1.9	1.8	1.4	1.5	1.8	0.0
1	0.8	0.0	1.8	0.9	1.3	0.0	0.0
2	1.9	3.7	0.6	1.8	1.5	1.8	2.0
3	3.6	5.6	3.6	2.8	2.8	5.3	6.1
4	7.1	5.6	4.2	6.4	5.1	7.0	8.2
5	15.9	16.7	13.3	14.2	12.9	22.8	20.4
6	7.1	9.3	7.8	6.9	8.1	1.8	2.0
7	14.6	7.4	18.1	13.3	16.2	8.8	10.2
8	18.8	20.4	19.9	18.8	19.3	17.5	18.4
9	13.1	18.5	12.1	16.1	13.7	22.8	20.4
10	14.8	11.1	16.9	17.4	17.5	10.5	12.2
無回答	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

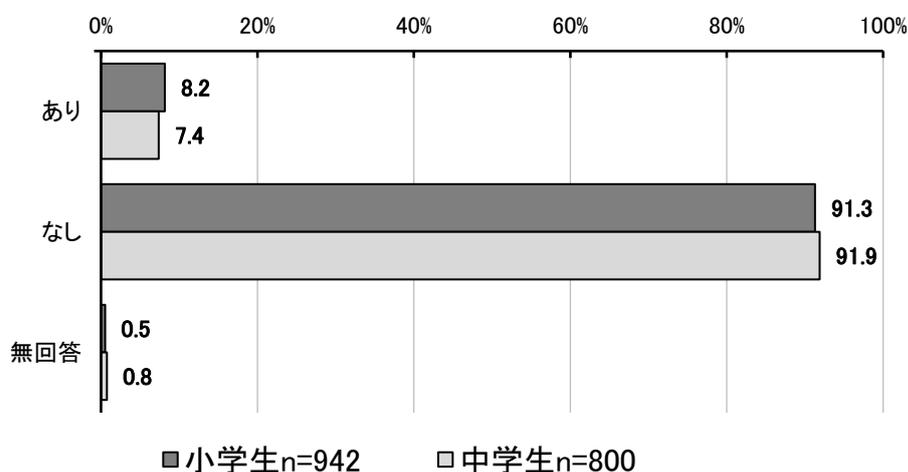
(親の回答)

『満足度が高い』(「7」～「10」の合計)の割合は、全体で51.1%となっています。一方で、『満足度が低い』(「0」～「3」の合計)の割合は、全体が13.8%に対し、「中央値1/2未満」では34.4%、「ひとり親世帯」では25.4%と満足度が低い傾向がみられます。

	全体 n=1250	中央値の 1/2 未満 n=145	中央値の 1/2 以上中 央値未満 n=443	中央値以上 n=575	ふたり親世帯 n=1053	ひとり親世帯 n=150	ひとり親世帯 (母子世帯のみ) n=126
0	1.7	5.5	1.8	0.2	1.2	3.3	4.0
1	1.3	5.5	1.4	0.4	0.9	4.7	4.8
2	3.7	10.3	4.5	1.0	3.3	6.7	7.9
3	7.1	13.1	9.3	4.4	6.9	10.7	11.1
4	6.3	10.3	7.5	4.2	6.0	9.3	10.3
5	17.3	22.1	21.9	13.7	18.0	15.3	15.9
6	8.6	10.3	9.7	8.0	8.3	12.0	11.9
7	15.4	9.0	13.8	18.6	15.5	18.0	17.5
8	21.1	6.9	17.8	29.6	23.6	10.7	9.5
9	7.5	2.8	6.8	10.3	8.2	4.7	2.4
10	7.1	4.1	5.4	9.4	7.8	4.0	4.8
無回答	2.8	0.0	0.2	0.4	0.4	0.7	0.0

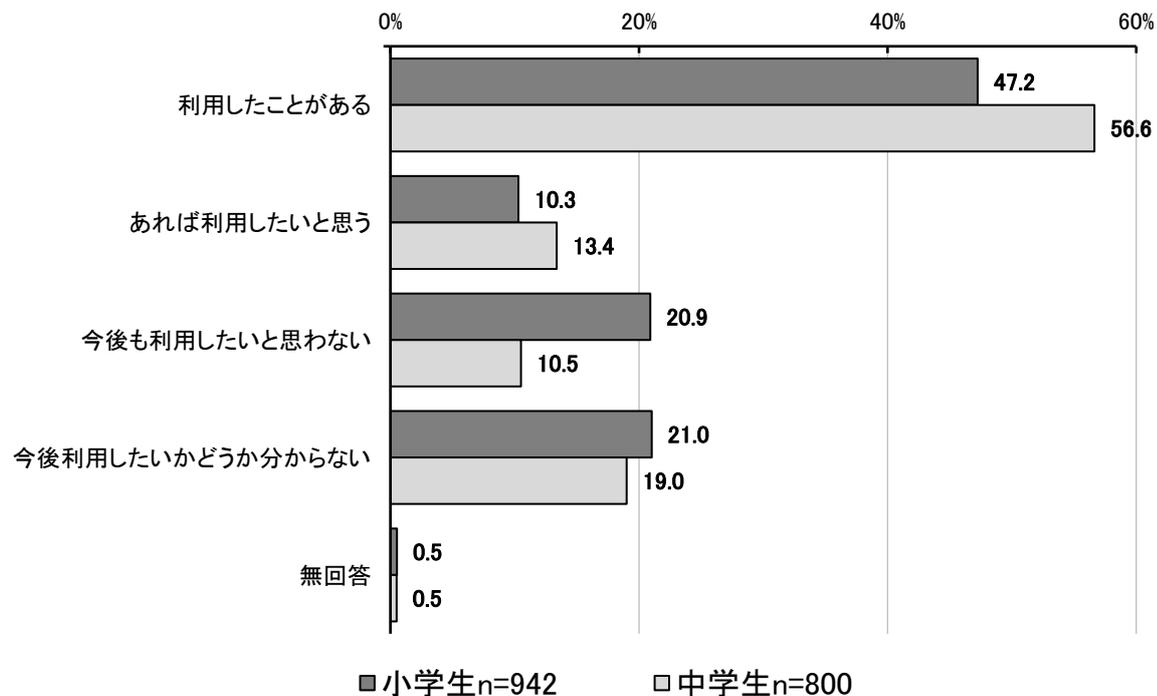
●家族からの愛情について

家族の誰からも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえないと感じることについてみると、「あり」の割合が小学生が8.2%、中学生が7.4%となっています。一方、愛されている、大切にされている、支えてもらえると感じている割合は、小学生91.3%、中学生91.9%となっています。



●居場所について

自分や友達の家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所（放課後児童クラブや児童館）利用についてみると、「利用したことがある」の割合が小学生47.2%、中学生56.6%と最も高く、約5割となっています。次いで、小学生、中学生ともに「今後利用したいかどうか分からない」が高く、それぞれ21.0%、19.0%となっています。



今治市こども計画

【発行年月】令和7年3月

【発行】今治市

【編集】今治市 こども未来部 ネウボラ政策課
〒794-8511

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

電話 (0898) 36-1553 (直通)

FAX (0898) 34-1145 (直通)

E-mail: neuvola@imabari-city.jp

